



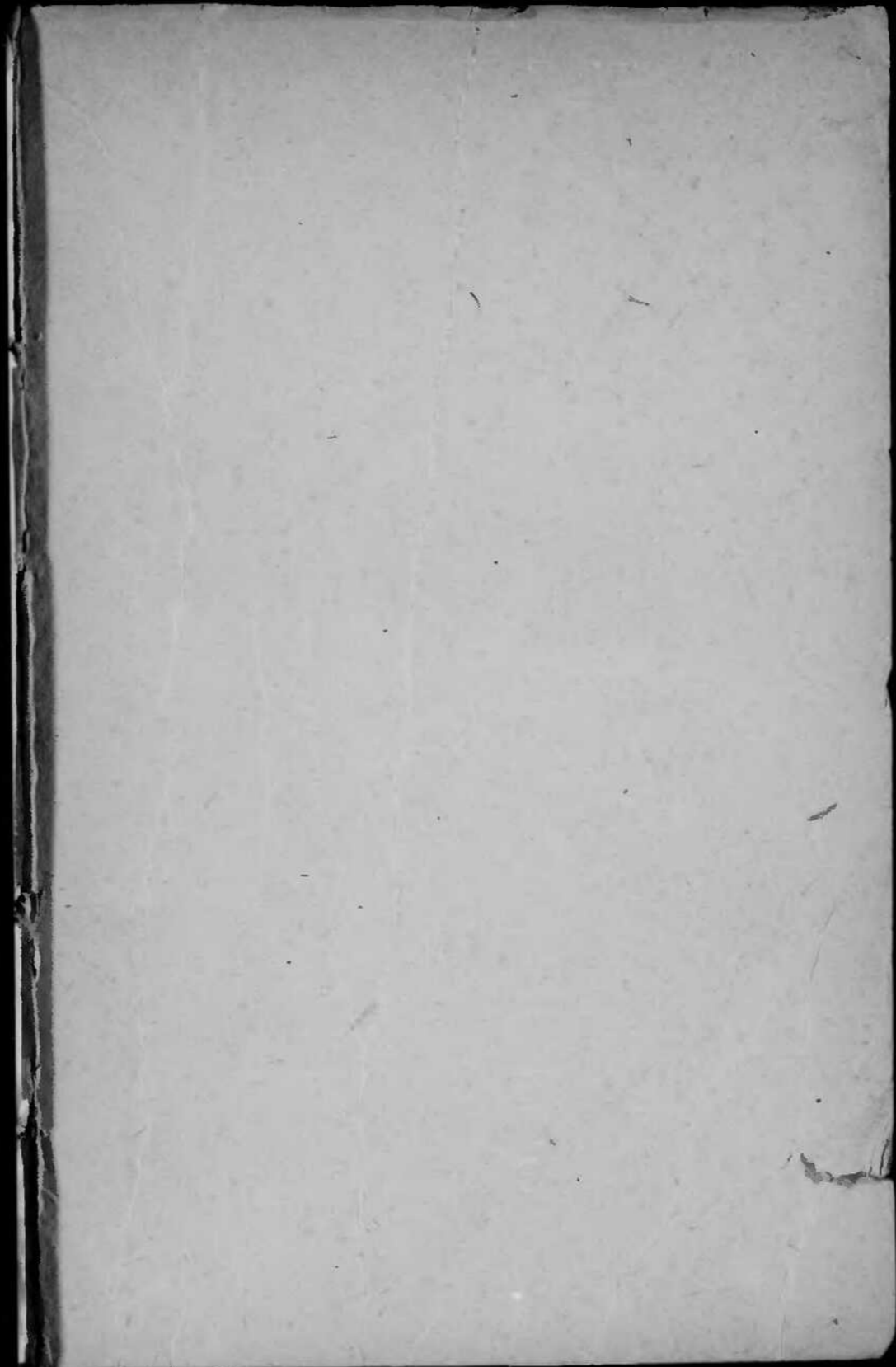
昭和二十二年年度

官制改正

二冊の内一

官房秘書課

国立公文書館	
分類	総務省
	平成19年度
排架番号	3A
	5
	110



目次

別冊整理番号	区別	事項	申請年月日	公布年月日	政令番号
一	予算定員増減調書		二二 三二五	二二 三二五	一四三
二	通信学校官制	労務局、簡易保険局設置	二二 三二〇	二二 四二二	一四三
三	簡易保険局官制	長野、金沢通信局設置	二二 三二〇	二二 四二二	一四三
四	逓信局官制の一部を改正する勅令 簡易生命保険及郵便年金事業委員会官制の一部を改正する勅令	委員定員改正	二二 四二六	二二 五二二	一四三
五	逓信省官制の一部を改正する政令	国際電気通信株式会社に関する規定の削除	二二 五二二	二二 五二二	一四三
六	逓信省官制の一部を改正する政令	経済安定本部に定員組替	二二 六二二	二二 六二二	一四三
七	逓信省官制等の一部を改正する政令	第一次増員		廃案	
八	逓信省官制等の一部を改正する政令	改訂第一次増員	二二 九二五	二二 九二二	一九九
九	逓信省官制の一部を改正する政令	電気通信監設置	二二 七二二	二二 八二二	二〇〇

逓信省

別冊整理番号		区	事項	申請年月日	公布年月日	政令番号
一〇	一	逓信講習所官制の一部を改正する政令	増員 一		廃案	
一一	二	逓信省官制の二部を改正する法律	総務局を解体し経理局を設置		廃案	
一二	三	逓信省官制等の一部を改正する政令	改訂第二次増員	二二二二八	二二二二五	二二二六
一三	三	逓信省官制等の一部を改正する政令	改訂第三次増員	二二二二〇	二二二二六	二二二五



裏
面
白
紙

昭和二十二年四月

昭和二十二年年度豫定定員増減調書

官
房
秘
書
課

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a personnel schedule or budget table. The text is mostly illegible due to fading.

昭和二十二年年度豫算定員増減調書

制官	事	項	費目	一級	二級	三級	計	
省	信	遞	航空保安施設の維持運	事務官				27
			用	技官	1			1
			航空標識電波監視所の維持運用(九箇月)	事務官	4			4
			電波行政	技官	26			26
			電波施設維持	事務官	19			19
			同 (九箇月)	技官	23			23
			電氣通信技術調査擴充	事務官	1			1
			神奈川無線實驗所維持	技官	48			48
			工務局機械實驗室維持並びに整備	事務官	1			1
			爲替貯金事業運營	技官	19			19
貯金事業の戰災復舊	事務官	68			68			
貯金支局設置	技官	7			7			
計			35	26	35	96		

制官	事	項	費目	一級	二級	三級	計	
省	信	遞	南洋廳殘務整理	事務官	1			1
			保險業務取扱	技官				
			被保險者保健施設	事務官	2			2
			保險醫事研究及び支局業務施設維持運營	技官	11			11
			郵便年金業務取扱	事務官	2			2
			遞信行政機構の改正	技官	2			2
			勞務局設置	事務官	2			2
			涉外關係事務運營	技官	2			2
			遞信事業管理	事務官	10			10
			電信電話事業設備	技官	20			20
郵便局舎其他新營關係營繕	事務官	1			1			
用品管理	技官	1			1			
計			35	26	35	96		

省	電氣科學技術	電氣計器檢定業務等施行	電氣通信機器輸出品検査	用品管理	計
計	差引増員	計	計	計	計
本設局用業計	本設局用業計	本設局用業計	本設局用業計	本設局用業計	本設局用業計
10	287	1	1	1	10
18	18	1	1	1	18
15	15	1	1	1	15
19	19	1	1	1	19
13	13	1	1	1	13
11	11	1	1	1	11
12	12	1	1	1	12
14	14	1	1	1	14
16	16	1	1	1	16
17	17	1	1	1	17
18	18	1	1	1	18
19	19	1	1	1	19
20	20	1	1	1	20
21	21	1	1	1	21
22	22	1	1	1	22
23	23	1	1	1	23
24	24	1	1	1	24
25	25	1	1	1	25
26	26	1	1	1	26
27	27	1	1	1	27
28	28	1	1	1	28
29	29	1	1	1	29
30	30	1	1	1	30
31	31	1	1	1	31
32	32	1	1	1	32
33	33	1	1	1	33
34	34	1	1	1	34
35	35	1	1	1	35
36	36	1	1	1	36
37	37	1	1	1	37
38	38	1	1	1	38
39	39	1	1	1	39
40	40	1	1	1	40
41	41	1	1	1	41
42	42	1	1	1	42
43	43	1	1	1	43
44	44	1	1	1	44
45	45	1	1	1	45
46	46	1	1	1	46
47	47	1	1	1	47
48	48	1	1	1	48
49	49	1	1	1	49
50	50	1	1	1	50
51	51	1	1	1	51
52	52	1	1	1	52
53	53	1	1	1	53
54	54	1	1	1	54
55	55	1	1	1	55
56	56	1	1	1	56
57	57	1	1	1	57
58	58	1	1	1	58
59	59	1	1	1	59
60	60	1	1	1	60
61	61	1	1	1	61
62	62	1	1	1	62
63	63	1	1	1	63
64	64	1	1	1	64
65	65	1	1	1	65
66	66	1	1	1	66
67	67	1	1	1	67
68	68	1	1	1	68
69	69	1	1	1	69
70	70	1	1	1	70
71	71	1	1	1	71
72	72	1	1	1	72
73	73	1	1	1	73
74	74	1	1	1	74
75	75	1	1	1	75
76	76	1	1	1	76
77	77	1	1	1	77
78	78	1	1	1	78
79	79	1	1	1	79
80	80	1	1	1	80
81	81	1	1	1	81
82	82	1	1	1	82
83	83	1	1	1	83
84	84	1	1	1	84
85	85	1	1	1	85
86	86	1	1	1	86
87	87	1	1	1	87
88	88	1	1	1	88
89	89	1	1	1	89
90	90	1	1	1	90
91	91	1	1	1	91
92	92	1	1	1	92
93	93	1	1	1	93
94	94	1	1	1	94
95	95	1	1	1	95
96	96	1	1	1	96
97	97	1	1	1	97
98	98	1	1	1	98
99	99	1	1	1	99
100	100	1	1	1	100

官制	電氣試験所	通信講習所	習所	無線通信講習所	線香講習所
事	二十一年度豫算定員	差引増員	二十一年度豫算定員	差引増員	二十一年度豫算定員
費目	計業	教	業	業	業
一級	事務官	技官	教官	事務官	技官
二級	事務官	技官	教官	事務官	技官
三級	事務官	技官	教官	事務官	技官
計	281	20	20	20	20

官制	官	官				署							
		信	話	爲	爲	保	保	管	施				
連合軍の電氣通信取扱 電信電話事業設備に伴 う維持	通信												
爲替貯金事業運営	信												
貯金事業の戦災復舊	話												
保険業務取扱	爲												
郵便年金事務取扱 従業員現場給食の實施 (九箇月)	爲												
電信電話事業設備	保												
計	施												
二十一年度豫算定員	管												
	業												
	設												

官制	事	項	費目	計	二十二年豫算定員					
					差引増員	電氣試験所	通信講習所	無線電信講習所	通信官署	通計
事務官	事務官	事務官	事務官	事務官	10				8	18
技官	技官	技官	技官	技官	38				1	39
教官	教官	教官	教官	教官	296	196	100			492
一級	一級	一級	一級	一級	66	66	117			183
二級	二級	二級	二級	二級	230	130	184	35		479
三級	三級	三級	三級	三級	230	130	184	35		479
計	計	計	計	計	500	322	388	69	1	980

備考

一、本調書には、事務官、技官及び教官以外のもの並びに臨時職員は省略した。

二、費目は左記略號で表示した。

本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省
本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管
波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波
郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵	郵
信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信
話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話	話
保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保
為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	為
試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試	試

三、各事項の下に、（九箇月）とあるのは九箇月分、（六箇月）とあるのは六箇月分、その他は全年決算の成立を示す。

四、本調書の二十一年度豫算定員中

一、官制上通信官署の定員に組替えた電氣通信施設建設の逓信局要員二級技官三〇人、三級事務官九〇人、三級技官二七〇人（設備費）は通信官署定員中に、又、通信官署所屬の逓信診療所を逓信局へ移管に伴つて組替えた二級技官六二人、三級技官九人（業務費）は逓信局定員に含まれた。

2、本省 二級事務官一人、三級事務官一〇二人、三級技官一人、逓信局 三級事務官二人、通信官署 三級事務官一三人（何れも業務費）は官制定員超過である。

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible.

昭和二十二年年度追加予算定員増減調査

事項	項目	級別						計	備考
		技官	事務官	技官	教官	事務官	技官		
運合線の電気通信施設維持 (通信官署の分、五箇月) 増接続電話維持 (本省の分、五箇月)	通信								
	管								
	波								
	話								
同 (通信局の分、五箇月)	通信								
	管								
	波								
	話								
同 (通信官署の分、五箇月) 電波の規正強化 (通信局の分、三箇月)	通信								
	管								
	波								
	話								
国際電気通信株式会社接收 (本省の分、五箇月)	通信								
	管								
	波								
	話								

事項	項目	級別						計	備考
		技官	事務官	技官	教官	事務官	技官		
国際電気通信株式会社接收 (電気試験所の分、五箇月)	試験								
	管								
	波								
	教								
既定経費の節減 (一箇年)	試験								
	管								
	波								
	教								
減耗補充抑制 (一箇年)	試験								
	管								
	波								
	教								

計	電信電話事業設備 (五箇月)				
	施保爲話信				
	1				
五	一				
100	20				
	二				
100	100				
	一〇三				
	△二三二				
△九九九	83 九一	△ 一五 六	△ 二六 四	△ 一〇 〇	△ 一四 三
五三二	330 三六八			△ 六〇 〇	△ 三三 五
	△一九六				
△二〇〇	534 五八四	△ 一五 六	△ 二六 四	△ 一八 〇	△ 一七 〇
	ア ラゲイ 数字 は 日本 電信 會 社 事務 長 の 再 査 算 上 記 載 による				

秘第四六號

送第5号
三月十七日

昭和二十二年三月十五日

逓信大臣 一

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

申 請

逓信學校官制の制定について

逓信學校官制の制定を要するので、別紙のとおり、勅令案及び理由書を具して、閣議をお願いする。

送甲六

逓信省

秘 第四六號

送第 五号
三月十七日

昭和二十二年三月十五日

遞信大臣 一 松 定



内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

申 請

遞信學校官制の制定について

遞信學校官制の制定を要するので、別紙のとおり、勅令案及び理由書を具して、閣議をお願いする。

甲六

遞 信 省

15

昭和二十二年二月十六日
内閣事務官
遞信大臣官房文書課長殿
本件は反戻します。

朕は、逓信學校官制を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
逓信大臣

勅令第 號

逓信學校官制

第一條 逓信學校は、逓信大臣の管理に屬し、逓信職員又は逓信職員たるべき者に對して、逓信事業に關する學術を教授し、あわせて人格の薰陶を圖る所とする。

第二條 逓信學校の中一つを高等逓信學校とする。

逓信學校の名稱及び位置は、逓信大臣が、これを定める。

第三條 逓信學校に通じて左の職員を置く。

校長

逓信教官

專任一人

一級

專任七十七人

二級

專任四百八十六人

三級

逓信事務官

專任一人

二級

專任百三十六人

三級

逓信技官

專任十六人

三級

逓信省

校長は、二級の逓信教官を以て、これに充てる。但し、高等逓信学校の校長は、一級の逓信教官を以て、これに充てる。

第四條 校長は、逓信大臣の指揮監督を受けて、校務を掌り、所屬職員を監督し、訓育全般の指導に任ずる。

附 則

この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。
逓信講習所官制は、これを廢止する。

この勅令施行の際現に逓信講習所の職員に在る者は、別に辭令を發せられないときは、逓信事務官は逓信事務官に、逓信技官は逓信技官に、逓信教官は逓信教官に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に逓信講習所の職員で休職中のものは、別に辭令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により逓信学校の職員に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

前二項の規定は、官吏任用の資格に關する規定の適用を妨げな
5。

昭和二十年勅令第四百三十二號の一部を次のように改正する。
「普通逓信講習所」を「逓信學校（高等逓信學校ヲ除ク）」
に改める。

理由

遞信講習所の施設内容の飛躍的充實に伴つて、その名稱はこれに相應しなくなつたので、學校たる教育機關としての實態に適合せしめるため、制定の必要があるからである。

遞信省

甲



昭和九
三
三

大臣
在

政務次官不在

次官

參與官不在

第四六號

案申請

事務審査委員

昭和三年三月一〇日
三月十五日

服務處

神尾 酒井 田

内閣總理大臣

遞信大臣

文260
223.10

逓信學校官制の制定について

逓信學校官制の制定を要するので、別紙のとおり、勅令案及び理由書を具して、閣議をお願いする。

除は、逓信學校官制を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
逓信大臣

勅令第 號

逓信學校官制

第一條 逓信學校は、逓信大臣の管理に屬し、逓信職員又は逓信職員たるべき者に対して、逓信事業に關する學術を教授し、あわせて人

格の薰陶を圖る所とする。

第二條 逓信學校の中一つを高等逓信學校とする。

逓信學校の名稱及び位置は、逓信大臣が、これを定める。

第三條 逓信學校に通じて左の職員を置く。

校長

逓信教官

專任一人

專任七十七人

專任四百八十六人

一級

二級

三級

逓信事務官

専任一人

二級

専任百三十六人

三級

逓信技官

専任十六人

三級

校長は、二級の逓信教官を以て、これに充てる。但し高等逓信學

校の校長は、一級の逓信教官を以て、これに充てる。

第四條 校長は、逓信大臣の指揮監督を受けて、校務を掌り、所屬職員を監督し、訓育全般の指導に任ずる。

附 則

この勅令は、昭和二十二年四月三日から、これを施行する。

逓信講習所官制は、これを廢止する。

この勅令施行の際現に逓信講習所の職員に職にある者は、別に辭令を發せられないときは、逓信事務官は逓信事務官に、逓信技官は逓信技官に、逓信教官は逓信教官に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に逓信講習所の職員で休職中のものは、別に辭令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により逓信學校の職

員に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

前二項の規定は、官吏任用の資格に關する規定の適用を妨げない。

昭和二十年勅令第四百三十二號の一部を次のように改正する。

「普通通信講習所」を「通信學校（高等通信學校ヲ除ク）」に改める。

理由

通信講習所の施設内容の飛躍的充實に伴つて、その名稱はこれに相應しなくなつたので、學校たる教育機関としての實態に適合せしめるため、制定の必要があるからである。

(参照)

逓信講習所官制

第一條 逓信講習所ハ逓信大臣ノ管理ニ屬シ逓信職員ノ養成ヲ掌ル

第二條 逓信講習所ヲ分チテ高等逓信講習所及普通逓信講習所トス

逓信講習所ノ名稱及位置ハ逓信大臣之ヲ定ム

第三條 逓信講習所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長

逓信教官

專任一人

一級

專任七十七人

二級

專任四百八十六人

三級

逓信事務官

專任一人

二級

專任百三十六人

三級

逓信技官

專任十六人

三級

所長ハ二級ノ逓信教官ヲ以テ之ニ充ツ但シ高等逓信講習所ノ所長ハ
一級ノ逓信教官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 所長ハ逕信大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

(参照)

昭和二十年勅令第四百三十二號逓信省官制第十二條ノ規定ニ依ル事務所
ニシテ貯金局ノ事務ヲ分掌スルモノ、簡易保険局ノ支局、普通逓信講習
所及無線電信講習所ノ長ノ監督ニ關スル件

當分ノ内逓信大臣ハ逓信局長ヲシテ其ノ管轄区域内ノ逓信省官制第十
二條ノ規定ニ依ル事務所ニシテ貯金局ノ事務ヲ分掌スルモノ、簡易保
險局ノ支局、逓信學校(高等逓信學校ヲ除ク)普通逓信講習所及無線電信講習所(逓信大臣ノ指定スル
モノヲ除ク)ノ長ヲ監督セシムルコトヲ得

昭和二十二年三月

逓信學校官制制定理由書

逓

信

省

逓信學校設置理由

逓信事業の再建のためには、業務運営の根幹であるところの従業員の質的充實を圖ることが、その先行的要件であるが、これに對し、部内における職員の教育機關たる逓信講習所では、過般、その修業年限を延長すると共に、全面的に教科を再編して、その教授内容の飛躍的充實を圖つたのである。従つて、今や、各講習所における生徒数は、一年三万八千人余の多數に及び、教職員數も亦二千人を超ゆる狀況であつて、その内容においても、逓信講習所は、教育機關として、一般學校と何ら異るところのない實質を備え來つたのである。従つて、現在の「講習所」の名稱は、やゝもすれば、短期間の講習會程度の機關と誤られる虞もあつて、最早、その實態に相應しなくなつてきており、

官設の逓信職員教育機關として、その施設の整備充實を内外に對し適切に表わすためには、當然、學校名を以て呼稱する必要があることが認められるのである。依つて、此際、實質的に施設内容の刷新せられたのに即應して、形式的にも、名稱を嚴格に改め、名實共に逓信職員教育機關たる學校として、その自覺の下に清新なる氣風を以て發足し、以て、逓信職員の質的充實の源泉たらしめ、事業の再建を圖らんとするものである。

昭和二十二年教育計畫調查書

區別	部科別	期間	教育人員	教育換算人員	備考
高等	郵務科	三年	八〇	二四〇	再教育
	電信科	三年	四〇	一一〇	
	電話科	三年	八〇	二四〇	
高等	無線通信科	三年	四〇	一一〇	再教育
	技術各科	三年	二〇〇	六〇〇	
	行政科	三年	五〇	五〇	
高等	研究部	一年	五〇	五〇	再教育
	修部	一年	五〇	五〇	
高等	計	六月	五九〇	一、四四五	再教育
	專修部教育科	六月	五〇	二五〇	
普通	業務科	二年	七六〇〇	一五二〇〇	再教育
	技術科	二年	三〇〇	六〇〇	

區別	部科別	期間	教育人員	教育換算人員	備考
普通	高等郵務科	二年	六六〇〇	六六〇〇	再教育
	電信科	二年	二五〇〇	二五〇〇	
	電話科	二年	八〇〇	八〇〇	
普通	專部	三年	四六〇〇	一一三〇	再教育
	業務科	三年	一二〇〇	三〇〇〇	
	電話科	三年	一二〇〇	三〇〇〇	
普通	部	六月	一、二〇〇	六〇〇	再教育
	技術科	六月	一、二〇〇	六〇〇	
普通	計	三月	三七七〇〇	三一、六五〇	再教育
	研修科	三月	三、八二九〇	三三、〇九五	

(註)
 昭和二十二年豫算額
 遞信講習所の維持
 遞信講習所の新營
 電氣通信技術者の再教育
 合計

二一三、七九七、〇五五圓
 二三、〇三八、〇〇〇圓
 一一、九九九、七四八圓
 二四八、八三四、八〇三圓

三 通信講習所部科の概要
 (一) 高等通信講習所

臨時特別科	區別	教育期間	入學資格	教育對象	備考
技術科	研究部	一年	大學卒程度	高級幹部	業務關係 見習學士全員
行政科	教育特別技術科	六月	高專卒	普講教官	部内技術者としての補修教育 教官としての専門教育
無線技術科	無線技術科	三年	中卒程度	管理要員	業務關係
機械技術科	機械技術科				技術關係
線路技術科	線路技術科				
無線通信科	無線通信科				業務關係
電話科	電話科				
電報科	電報科				
郵便科	郵便科				

臨時必要の場合に開設

普通通信講習所

區別	教育期間	入學資格	教育對象	備考	
普通部	二年	國高卒程度	事務員級 工務員級	現業員としての総合教育	
高等部	二年	甲類 普通部 專修部 卒	中堅現業員		
電信科					乙類
電話科					丙類 專修部 電話科 卒
專業部	三月	國高卒程度	集配員 電話事務員 工員	特務雇員としての専業教育	
技術科	六月				

區別	教育期間	入學資格	教育對象	備考
研修部	三月		現業幹部	男女幹部に對する再教育
臨時特別科				臨時必要の場合に開設

三、通信講習所の設置状況

計	普通	高等	區別
九	札幌 仙台 熊本 四國 廣島 大阪 名古屋 東京	高等	本所名
一七	釧路、八雲 大湊 長崎、福岡、大分、天草、筑後	山口 京都 静岡、鈴鹿、金澤	支所名
一五	相州、北見、函館	黒石原 詫間 淀、東淀川、兵庫 田部施、嘉川、厚狹	分室名
		久目 國立、千葉 吉祥寺	



入江俊印

第 八 九 號

次官
律
官

主
密
書
長
山
多

昭和五年 四月二十一日
昭和五年 四月二十一日
日 立 業
日 通 商
校 合
神 尾

服 務
官

通 信 院

法 制 局 長 官

通 信 次 官

通 信 省 官 制 の 改 正 に つ い て

農に秘第六。号に依り閣議を申請した逓信省官制中
改正の件の中で、労務局の所掌事項に関して、聯合軍總司
令部経済科学局労働課の主務官より「従業員の労働運動に
関する事」" *Containing to labour movements of the employees.*" の字
句は不適当で、英語では " *Containing to labour relations with
the employees.*" と改めるを可とする旨の指示があつたので、

逓信院

同官制中第四條の二の第一号を左の通り補訂正を願ひ
たい。

一 従業員の労働関係に関する事。

法制的に以下の如く修正し閣議上程

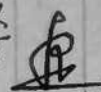
一 従業員の労働関係に関する事。


裏面白紙

第七八號

昭和三十一年四月十日
日立案
日通商
校合

通信院

大臣


政務次官


次官


参事官

逓信省官制の改正等についで

つきに、秘第六〇号を以て閣議申請した逓信省官制

中改正等の件は、法制局において審議の結果、別紙のとおり
修正し、明四月十一日の閣議に上程せらるる筈である
から、供覧する。

朕は、逓信省官制の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和十二年四月二十一日

内閣総理大臣
逓信大臣

勅令第一四三號

逓信省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「簡易生命保険、郵便年金」を削る。

第三條中「七局」を「八局」に、「總務局」を「總務局」に、「貯

金保険局」を「貯金局」に改める。

第四條第三號を次のように改める。

朱書は修正を示す。以下同じ。

三 従業員の教育及び養成に關すること。
四 所管行政に關する統計に關すること。
第四條の二 勞務局においては、左の事務を掌る。

- 一 従業員の勞働運動に關すること。
 - 二 従業員の給與及び勤務條件に關すること。
 - 三 従業員の厚生及び保健に關すること。
- 第九條中「貯金保險局」を「貯金局」に改め、前條第二號を削り、

第三號を第二號とする。

第十三條第一項中「専任七人」を「専任八人」に、「専任百六十四人」を「専任百二十五人」に、「専任一萬七千九百九十九人」を「専任六千九百四十一人」に、「専任八人」を「専任六人」に、「専任二百三十九人」を「専任二百二十二人」に、「専任九百六十一人」を「専任九百二十八人」に改める。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十年勅令第四百三十二號の一部を次のように改正する。

↑「貯金保険局」を「貯金局」に改め、「分掌スルモノ」の下に

↑「簡易保険局ノ支局、」を加える。

理由

逓信従業員の労働運動事務を管轄すると共に、^{とも}あわせてその給與、勤
 務條件、厚生及び保健に関する事務を掌るため、^併勞務局を設置すること
 金保險局を分離して外局たる^{を設置する等}
 が喫緊の要務であるのと、簡易保險局官制が制定されるのに伴つて、
 改正の必要があるからである。

一、改定後、逓信省の業務を整理し、労働運動事務を管轄するに當り、厚生及び保健に関する事務を掌るため、勞務局を設置すること
 金保險局を分離して外局たるを設置する等
 が喫緊の要務であるのと、簡易保險局官制が制定されるのに伴つて、改正の必要があるからである。

朕は、簡易保険局官制を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年四月二十二日

内閣總理大臣

本 藏 大 臣

逓 信 大 臣

勅令第一四四號

簡易保険局官制

第一條 簡易保険局は、逓信大臣の管理に屬し、簡易生命保險及ハ郵便

年金並ハこれらに附帶する業務に關する事務を掌る。

第二條 逓信大臣は、必要と認める地に簡易保険局の支局を置いて、

簡易保険局の事務を分掌させることができる。

第三條 簡易保険局に左の職員を置く。

局長

逓信事務官

専任一人 一級

専任三十九人 二級

専任三千八百五十八人 三級

逓信技官

専任十七人

二級

専任三十三人

三級

第四條 局長は、一級の逓信事務官を以て、これに充てる。逓信大臣の命を受けて、局務を掌理する。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

簡易生命保険令及び郵便貯金令
左の勅令中「逓信省貯金保険局長」を「簡易保険局長」に、「逓信

省貯金保険局」を「簡易保険局」に改める。

簡易生命保険令

郵便年金令

簡易生命保険及郵便年金特別會計規則

理由

現在郵便為替及び郵便貯金事業とともに、内局たる貯金保険局において取扱われている簡易生命保険及び郵便年金事業の本質にかんがみ、又、は、その事業、その經營の民主化と合理化を圖るために、は、これらの事業を管理する主体を獨立の外局において取扱わせ、は、外局たらしめることが喫緊の要務であるので、制定の必要があるからである。

朕は、逓信局官制の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年四月二十六日

内閣總理大臣
逓信大臣

勅令第一五六號

逓信局官制の一部を次のように改正する。

第三條 削除

第四條第三項中「一級」の下に「又ハ二級」を加える。

別表東京逓信局の項中「新[↑]潟[↑]縣」及び「長[↑]野[↑]縣」を削り、同項の次に次のように加える。

長野逓信局	長 [↑] 野 [↑] 市	長 [↑] 野 [↑] 縣	新 [↑] 潟 [↑] 縣
-------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

同表名古屋逓信局の項中「石[↑]川[↑]縣 富[↑]山[↑]縣」を削り、同項の次に次のように加える。

金澤逓信局	金 [↑] 澤 [↑] 市	石 [↑] 川 [↑] 縣	福 [↑] 井 [↑] 縣	富 [↑] 山 [↑] 縣
-------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

同表大阪逓信局の項中「福[↑]井[↑]縣」を削る。

附則

昭和二十二年五月一日
この勅令は、公布の日から、これを施行する。

理由

通信事業の整備復興を促進するため、地方郵便行政機構を強化することが喫緊の要務であるので、あらたに長野逓信局及び金澤逓信局を設置する必要があるからである。

陸軍省

第六〇號

大臣了

政務次官了

次官了

參與官了

案申請

事務審査委員了

昭和二十二年三月二十日
昭和二十二年三月二十日

神戶
尾井

内閣總理大臣

遞信大臣

通信院

45

逓信省官制の改正等について

逓信省官制その他左記のとおり改正、制定を要するものがあるの
で、別紙勅令案及び理由書を具して、閣議をお願いする。

記

一、逓信省官制中改正の件

二、簡易保険局官制

逓信院

三、逓信局官制中改正の件

附記

さきに、秘第四五號を以て閣議申請方を取運び中であつた勅令案
中、急速施行を要する逓信部内臨時職員設置制のみを閣議に附する
こととし、残余の勅令案を廢案としたので、これらを変更して申請す
る必要のあるものである。

逓信省官制
二十一
編

島根県川下キヲ印刷製造

朕は、逓信省官制の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
逓信大臣

勅令第 號

逓信省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「、簡易生命保険、郵便年金」を削る。

第三條中「七局」を「八局」に、「總務局」を「總務局」に、「貯金保険局」を「貯金局」に改める。

第四條第三號を次のように改める。

三 従業員の教育及び養成に關すること。

第四條の二 勞務局においては、左の事務を掌る。

一 従業員の勞働運動に關すること。

二 従業員の給與及び勤務條件に關すること。

三 従業員の厚生及び保健に關すること。

第九條中「貯金保険局」を「貯金局」に改め、同條第二號を削り、

第三號を第二號とする。

第十三條第一項中「専任七人」を「専任八人」に、「専任百六十四人」を「専任百二十五人」に、「専任一萬七千九百九十九人」を「専任六千九百四十一人」に、「専任八人」を「専任六人」に、「専任二百三十九人」を「専任二百二十二人」に、「専任九百六十一人」を「専任九百二十八人」に改める。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十年勅令第四百三十二號の一部を次のように改正する。

「貯金保険局」を「貯金局」に改め、「分掌スルモノ」の下に

「簡易保険局ノ支局」を加える。

理由

逓信従業員の労働運動事務を管理すると共に、あわせてその給與、勤務條件、厚生及び保健に関する事務を掌るため、勞務局を設置することが喫緊の要務であるのと、簡易保険局官制が制定されるのに伴つて、改正の必要があるからである。

(参照)

逓信全官制抄録

第一條 逓信大臣は、郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金及びこれらに附帯する業務並びに航空保安に關する事務を管理し、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關する事務を掌る。

八

第三條 逓信省に左の七局を置く。

總務局

労働局

郵務局

電務局

工務局

電波局

貯金局

貯金保険局

資材局

第四條 總務局においては、左の事務を掌る。

- 一 所管行政の連絡調整に關すること。
- 二 豫算、決算並びに會計及びその監査に關すること。

三 従事員の給与、厚生及び養成に關すること。

第四條の二 勞務局においては、左の事務を掌る。

一 従業員の勞働運動に關すること。

二 従業員の給与及び勤務條件に關すること。

三 従業員の厚生及び保健に關すること。

第九條 貯金局 貯金保陣局においては、左の事務を掌る。

一 郵便爲替、郵便貯金及びこれらに附帶する業務に關すること。

二 簡易生命保險、郵便年金及びこれらに附帶する業務に關すること。

と。

三 年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關すること。

第十三條 逓信省に左の職員を置く。

逓信事務官又は逓信技官

専任七人

一級

逓信事務官

専任一人

一級

百二十五人

二級

六千九百四十一人

三級

逓信技官

専任 八人

専任 二百二十九人

専任 九百六十八人

一級

二級

三級

營業部長

前項の職員の外、逓信省に逓信手を置く。三級官の待遇とする。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十年勅令第四百三十二號の一部を次のように改正する。

「貯金保險局」を「貯金局」に改め、「分掌スルモノ」の下に

「簡易保險局ノ支局」を加える。

(参照)

昭和二十年勅令第四百三十二號逓信省官制第十二條ノ規定ニ依ル事務所
ニシテ貯金保険局ノ事務ヲ分掌スルモノ、普通逓信講習所及無線電信講
習所ノ長ノ監督ニ關スル件

當分ノ内逓信大臣ハ逓信局長ヲシテ其ノ管轄區域内ノ逓信省官制第十

二條ノ規定ニ依ル事務所ニシテ貯金^{貯金局}保険局ノ事務ヲ分掌スルモノ、簡易

郵便局ノ支局、普通逓信講習所及無線電信講習所(逓信大臣ノ指定ス

ルモノヲ除ク)ノ長ヲ監督セシムルコトヲ得

朕は、簡易保険局官制を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣

太 藏 大 臣

逓 信 大 臣

勅令第 號

簡易保険局官制

第一條 簡易保険局は、逓信大臣の管理に屬し、簡易生命保険、郵便

年金及びこれらに附帶する業務に關する事務を掌る。

第二條 逓信大臣は、必要と認める地に簡易保険局の支局を置いて、

簡易保険局の事務を分掌させることができる。

第三條 簡易保険局に左の職員を置く。

局長

逓信事務官

専任一人

一級

専任三十九人

二級

専任三千八百五十八人

三級

逓信技官

専任十七人

二級

専任三十三人

三級

第四條 局長は、一級の逓信事務官を以て、これに充てる。逓信大臣の命を受けて、局務を掌理する。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

左の勅令中「逓信省貯金保険局長」を「簡易保険局長」に、「逓信省貯金保険局」を「簡易保険局」に改める。

簡易生命保険令

郵便年金令

簡易生命保険及郵便年金特別會計規則

理由

簡易生命保険及び郵便年金事業の本質にかんがみると共に、その經營の民主化と合理化を圖るためには、これらの事業を管理する主体を外局たらしめることが喫緊の要務であるので、制定の必要があるからである。

参照

簡易生命保険令抄録

第十二條 簡易生命保険ノ契約上ノ權利義務ニ關スル事項ニ付テハ

簡易保險局長
併省貯金保險局長之ヲ專行ス

前項ノ事項ニ關スル民事訴訟ニ付テハ 簡易保險局長
併省貯金保險局長又ハ其ノ

指定シタル 簡易保險局長
併省貯金保險局長ノ官吏國ヲ代表ス

(参照)

郵便年金令抄録

第十六條 郵便年金ノ契約上ノ權利義務ニ關スル事項ニ付テハ^{簡易保}滙信省

^{局長}府金保險局長之ヲ專行ス

前項ノ事項ニ關スル民事訴訟ニ付テハ^{簡易保}滙信省府金保險局長又ハ其ノ

^{簡易保}滙信省府金保險局長

指定シタル^{簡易保}滙信省府金保險局長ノ官吏國ヲ代表ス

(参照)

簡易生命保険及郵便年金特別會計規則抄録

第三條

歳入歳出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣簡易保険局長逓信省貯金

保険局長ニ命ジテ之ヲ執行セシムベシ但シ他ノ官吏ニ命ジテ其ノ一

部ヲ執行セシムルコトヲ得

第七條

歳入徴收官ハ毎月徴收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ簡

易保険局長

信省貯金保険局長ニ送付スベシ

簡易保険局長

逓信省貯金保険局長ハ徴收報告書ニ依リ毎月徴收總報告書ヲ調製シ

参照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第八條

支出官ハ毎月支出済額報告書ヲ調製シ之ヲ簡易保険局長逓信省貯金保険局

長ニ送付スベシ

簡易保険局長

逓信省貯金保険局長ハ支出済額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調

製シ支出済額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大

藏大臣ニ送付スベシ

第十二條

逓信省貯金保険局ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ各勘定別

ニ其ノ事業ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スベシ

第十四條

逓信省貯金保険局ハ歳入簿ヲ備ヘ各勘定別ニ歳入ノ豫算額、

調定済額、收入済額、不納缺損額及收入未済額ヲ登記スベシ

簡易保険局

第十六條 逓信省貯金保険局ハ歳出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ歳出

簿ニハ各勘定別ニ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、支出済額、翌

年度繰越額及残額ヲ登記シ支拂元受高差引簿ニハ各勘定別ニ支拂元

受高、支出済額及残額ヲ登記スベシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テ

ハ支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

朕は、逓信局官制の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
逓信大臣

勅令第 號

逓信局官制の一部を次のように改正する。

第三條 削除

第四條第三項中「一級」の下に「又ハ二級」を加える。

別表東京逓信局の項中「新潟縣」及び「長野縣」を削り、同項の次に次のように加える。

長野逓信局	長野市	長野縣	新潟縣
-------	-----	-----	-----

同表名古屋逓信局の項中「石川縣 富山縣」を削り、同項の次に次のように加える。

金澤逓信局	金澤市	石川縣	福井縣	富山縣
-------	-----	-----	-----	-----

同表大阪逓信局の項中「福井縣」を削る。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

理由

通信事業の整備復興を促進するため、地方遞信行政機構を強化することが喫緊の要務であるので、あらたに長野遞信局及び金澤遞信局を設置する必要があるからである。

(参照)

逓信局官制抄録

第二條 逓信局ノ名稱、位置及管轄區域ハ別表ニ依ル

鐵道郵便、船舶郵便、船舶無線電信、船舶無線電話其ノ他二以上ノ

逓信局ノ管轄區域ニ屬シ又ハ何レノ逓信局ノ管轄區域ニモ屬セサル

事務ノ管轄ハ逓信大臣之ヲ定ム

第三條

逓信大臣ハ逓信局ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムル爲必要ト認ム
前除
ハ地ニ逓信管轄部ヲ置タコトヲ得

第四條 逓信局ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長

逓信事務官

專任八人

專任百七十六人

專任三千七百十四人

逓信技官

專任一人

專任三百三十三人

專任千七百五十五人

前項ノ職員ノ外逓信局ニ逓信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

局長ハ一級又ハ二級ノ逓信事務官ヲ以テ之ニ充ツ
 (別表)

名 稱	位 置	管 轄 區 域
東京逓信局	東京都	東京都 神奈川縣 新潟縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣 長野縣
長野逓信局	長野市	長野縣 新潟縣
名古屋逓信局	名古屋市	愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣 石川縣 富山縣
金澤逓信局	金澤市	石川縣 福井縣 富山縣
大阪逓信局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 福井縣 和歌山縣

附 則
 この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年三月

遞信省官制中改正等理由書

遞

信

省

目次

一 逓信省官制

二 簡易保険局官制

三 逓信局官制

丁數

一

四

一〇

一、遞信省官制

勞務局設置理由

部内勞働問題の處理については、終戦後の社會情勢に即應して、昭和二十年十二月、總務局に勞務課を設置して、専ら、その衝に當つてきたのであるが、其の後における従業員の勞働組合運動は急速に進展し、しきりに活潑なる活動をつゞけている現状であつて、これに對處するため、勞務行政事務は今後益々繁激の度を加え、その重要性と複雑性において、容易ならざるものがあると考えられるのである。しかるところ、現在、總務局においては、勞務事務の外、所管行政の連絡調整、豫算決算及び會計、従業員の給與、勤務條件、厚生、保健、教育等廣汎にわたる事務を掌理しており、一局の所掌としては、頗る老成にすぎ、到底、圓滑なる運用を期し得られない状況にある。

従つて、此際、勞務事務と、これと表裏一体の關係にある給與、勤務條件、厚生、保健關係事務とをあわせて主管する一局を設け、當面に山積している緊急の要務について、直ちに専念没頭せしめ、逐次その適切なる解決を計つてゆく措置が是非共必要である。依つて、今回、新たに通信省に勞務局を設置することとし、これによつて、以上の要請を充たさんとするものである。

勞務局機構及び所屬職員定員調書

課名	分掌事項	事務官		技官		職員計							
		二級	三級	二級	三級								
勞務課	一、従業員の労働運動に關すること。	二	二			二							
	二、労働組合との連絡交渉に關すること。	二	二			二							
	三、局中他に屬しないこと。												
給與課	一、従業員の給與に關すること。												
	二、従業員の勤務時間及び休暇に關すること。	一	三			一							
	三、従業員の職務制度に關すること。												
厚生課	一、従業員の厚生に關すること。												
	二、従業員の共済に關すること。	一	二			一							
	三、官舎の指定及び貸渡に關すること。												
保健課	一、従業員の保健衛生に關すること。												
	二、醫事の調査研究に關すること。	一	一			一							
	三、醫事の調査研究に關すること。												
合計			六	四	二	二	二	二	一	二	二	二	二

課名	分掌事項	事務官		技官		職員計						
		二級	三級	二級	三級							
労働調査課	一、労働關係の科學的調査研究に關すること。	一	二			一						
	二、労働統計に關すること。	一	二			一						
	三、生計調査に關すること。											
東京逓信病院	一、従業員の診療に關すること。	一	一	二	三	二						
	二、従業員の診療に關すること。											
	三、生計調査に關すること。											
合計			七	八	三	二	二	二	二	二	二	二

備考

一、定員については、右の外、來年度新規豫算要求中の二級事務官五人、二級技官二人、その他三級官、雇員を夫々相當數増員充實の見込である。

二、局長には、差向き一級の逓信技官を振替え充當するものとする。

三、簡易保險局官制

生命保険事業は、多数者の出資を集積して、過不足なく相互救済の實を擧ぐべき性質のものであつて、従つて、集積せられた出資は、本質上、當該保険団体の共通準備財産であり、企業主体は、當然、これを管理運用するの責に任せねばならぬ。従つて、事業經營民主化の見地よりすれば、第一に事業内容が分明であること、第二に責任の所在が判然としていることが、かならず必要である。

簡易保険事業も、全く、右と同理であるところ、本事業の企業主体は、逓信省貯金保険局であつて、従つて、同局が保険事業の外に貯金事業を管理すること、ならびに貯金保険局長が事業經營の全般について責任を負うべき立場になくして、物資、營繕等の關係については他に

に責任者があることなどについては、ぜひ明確なる解決を必要とするところであつて、そのための措置として、當然、外局制を採らねばならぬと認められるのである。しかして、簡易生命保険及び郵便年金事業は、現在、いずれも運営に、極めて重要な諸問題に直面しているのであつて、即ち戦時補償の打切、激化せるインフレーションのもたらしたる影響等による經營困難等、いずれもその解決のために至大の苦心と努力を要するところであり、しかも、その對策の樹立及びその實施は、焦眉の急を要するところである。それがためには、先ず、保険年金事業の管理主体に付、明確にして強力なる態勢の確立が一大前提である。しかるところ、現機構は、經營原理を異にせる貯金事業と保険年金事業の管理機關を機械的に結合しているために、徒らに機構が

迄大に過ぎて、施策に當つても種々の制約をうけ、刻下の事態に即應すべき機敏性と自主性に缺くことが痛感せられるのである。依つて、此の際、急速に、外局たる簡易保険局を設置し、急轉する經濟狀勢に對處して、自在なる運營方策を講ぜしめ、以て國家の要請するところにこたえ、その課せられたる重要使命を果すこととしたい。

原本不明瞭

信託局機構及び所屬職員定員調査

課名	分掌事項	事務官	技官	職員合計
庶務課	一 職員の人選に關すること。	二級三級計	二級三級	一
	二 職員の設定、定率及び服務に關すること。	三	二七	二九
	三 職員の勞務管理に關すること。			
業務課	一 簡易生命保險及び郵便年金事業の定率、定率及び計畫に關すること。			
	二 簡易生命保險及び郵便年金事業に屬する業務の決定に關すること。	三	七	一〇
	三 簡易生命保險及び郵便年金事業に屬する訴訟に關すること。			
	一 簡易生命保險及び郵便年金事業に屬する通信業者の職員の設定、定率及び服務に關すること。			

課名	分掌事項	事務官	技官	職員合計
規畫課	一 簡易生命保險及び郵便年金事業に關すること。	二級三級計	二級三級	一
	二 簡易生命保險及び郵便年金事業に關する定期便局渡切手續及び取扱費に關すること。	三	七	一〇
	三 簡易生命保險及び郵便年金の契約の維持及び維持に關すること。			
經理課	一 簡易生命保險及び郵便年金事業に屬する會計に關すること。			
	二 國有財産に關すること。	一	三	四
	三 賣買、貸借及び請負に關すること。			
運用課	一 簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に關すること。	二	二	四
	二 國有有價證券の管理に關すること。			
	一 保險料率の基礎計算その他保險數理に關すること。			

合計	醫務課	數理課
	一 簡易生命保險及び郵便年金事業の醫事に關すること。 二 職員の保健に關すること。	一 簡易生命保險及び郵便年金事業經營上の計數の審査に關すること。
1910	19	27
1911	19	27
1912	1	2
1913	1	5
1914	2	7
1915	10	21
1916	31	32

備考

一 定員については、右の外、來年度において相當増員の見込である。
 二 局長には、差向き現在の貯金保險局長要員を充てるものとする。

簡易保險局支局定員調書

區別	東京	岐阜	京都	善通寺	福岡	仙臺	計
事務官	七二、二一五	三六、七	六、九五	二、一七一	五、四〇	六、二六	二九三、六二四
技官	二、二二二	三、七〇	七、〇一	一、七三	五、四五	六、三二	六四三、三七一
職員合計	六八三、一九一	四〇、二	一三、七三	三、九〇	一〇、九五	一二、五八	七四三、九一七
事務官	二、二二二	三、七〇	七、〇一	一、七三	五、四五	六、三二	六四三、三七一
技官	二、二二二	三、七〇	七、〇一	一、七三	五、四五	六、三二	六四三、三七一
職員合計	六八三、一九一	四〇、二	一三、七三	三、九〇	一〇、九五	一二、五八	七四三、九一七

Vertical text columns on the left page, likely bleed-through from the reverse side. The text is faint and difficult to read.

四
遞
信
局
官
制

長野逓信局及び金澤逓信局設置理由

信越逓信管理部及び北陸逓信管理部は、いずれもその管轄区域の有する特殊の地理的、産業的諸條件に基いて、通信現業の管理について、それぞれ東京逓信局及び名古屋逓信局管轄区域より切り放し、独立の監督官廳として、これを設置しておく必要が認められているものである。しかるところ逓信管理部の性質は、逓信局の地方出先部局たるに止まるものであつて、独立の行政官廳でなく、そのため地方逓信行政の最高監督官廳として内外より充分に認められていない實情にあるのである。しかも、實際においては、逓信管理部は、逓信局機能の代行機關として、現在、ほとんど逓信局と同一の職務を管掌しているのであるが、管理部としての職務権限が必ずしも明確でないため、對外的な連絡交渉にも種々

遺憾の點があり、また對内的にも、業務の運行、従業員の管理等について徹底を缺く憾があり、従つて、國家の基盤的要請たる逓信事業の整備復興について、山積せる當面問題を解決し、齊々たる業務の運営を推進するためには甚だ碍体であつて、所期するところの意圖を容易に實現できぬ状態にあるのである。依つて、この際、信越逓信管理部及び北陸逓信管理部をそれぞれ逓信局に昇格せしめ、各實ともに地方逓信行政監督官廳として、所要の機構を整備し、通信現業の運営に萬全を期することとしたい。

長野及び金澤逓信局定員調書

計	長野		區別	
	金澤	野		
			二級	事務官
一三	六	七	三級	
二七二	八九	一八二	計	
二八四	九五	一八九		
			二級	技官
一三	四	九	三級	
八三	三〇	五三	計	
九六	三四	六二		
			二級	官吏計
二六	一〇	一六	三級	
三五四	一一九	二三五	計	
三八〇	一二九	二五一		
三二一	一一二	一九九		職員合計
六九一	二四一	四五〇		

長野及び金澤逓信局管内状況調書

計	長野		別
	金	澤	
1192	359	818	郵便局
7	2	5	電信局
3	1	2	電話局
8	2	6	工事局
1124	364	831	計
2110	1480	2730	官吏
13207	4349	9558	雇員
14317	5829	12388	計

山田義見

乙



決裁後主任戻

第七四號

昭和二十二年四月一日
昭和二十二年四月五日

片道
神尾

80

文361
24.2

次官

主任

總務局長

監査課長

法規



案

照会

通

信

次官

大藏次官

外務次官

簡易生命保険及郵便年金特別会計
規則の一部改正について

今般、逋信省貯金保險局から、あらたに外局として簡易
保險局を獨立させることとなり、これに伴って、簡易保險
局官制の制定を当省から閣議申請する際、あわせて、
御所管に係る簡易生命保險及郵便年金特別會計規則の
一部の改正をも別紙案のとおり取りまゝとめて運ぶことと
致したので、右についで、御支障の有無を御照会致します。

簡易保険局官制案

朕は、簡易保険局官制を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣

太 藏 大 臣

逓 信 大 臣

勅令第 號

簡易保険局官制

第一條 簡易保険局は、逓信大臣の管理に属し、簡易生命保険、郵便

年金及びこれらに附帯する業務に關する事務を掌る。

第二條 逓信大臣は、必要と認める地に簡易保険局の支局を置いて、

簡易保険局の事務を分掌させることができる。

第三條 簡易保険局に左の職員を置く。

局長

逓信事務官

専任一人

専任三十九人

専任三千八百五十八人

一級

二級

三級

逓信技官

専任十七人

二級

専任三十三人

三級

第四條 局長は、一級の逓信事務官を以て、これに充てる。逓信大臣の命を受けて、局務を掌理する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

左の勅令中「逓信省貯金保険局長」を「簡易保険局長」に、「逓信省貯金保険局」を「簡易保険局」に改める。

簡易生命保険令

郵便年金令

簡易生命保険及郵便年金特別行計規則

三級

簡易生命保険令

郵便年金令

簡易生命保険及郵便年金特別行計規則

逓信技官

専任十七人

専任三十三人

二級

三級

逓信大臣

逓信省

(参照)

簡易生命保險及郵便年金特別會計規則抄録

簡易保險局長

第三條 歳入歳出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣遞信省貯金

部長ニ命ジテ之ヲ執行セシムベシ但シ他ノ官吏ニ命ジテ其ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第七條 歳入徴收官ハ毎月徴收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ

簡易保險局長ニ送付スベシ

遞信省貯金保險局長ハ徴收報告書ニ依リ毎月徴收總報告書ヲ調製シ

参照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送

付スベシ

簡易保險局長

第八條 支出官ハ毎月支出済額報告書ヲ調製シ之ヲ遞信省貯金保險局

長ニ送付スベシ

簡易保險局長ニ送付スベシ

遞信省貯金保險局長ハ支出済額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調

製シ支出済額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大

藏大臣ニ送付スベシ

簡易保險局長ニ其ノ事業ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スベシ

第十四條 遞信省貯金保險局長ハ歳入簿ヲ備ヘ各勘定別ニ歳入ノ豫算額、

調定済額、收入済額、不納缺損額及收入未済額ヲ登記スベシ

簡易保険局

第十六條 逓信省貯金保険局ハ歳出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ歳出

簿ニハ各勘定別ニ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、支出済額、翌

年度繰越額及残額ヲ登記シ支拂元受高差引簿ニハ各勘定別ニ支拂元

受高、支出済額及残額ヲ登記スベシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テ

ハ支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

第八條 支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

甲

九三三

九三三

昭和二十二年四月二十八日 立憲

日通銀行

服務

大臣

次官

供覽

簡易生命保険及郵便年金事業委員会官制の改正について

さきに秘第九二号を以て閣議を申請した簡易生命保険

86

文460
24.28

及郵便年金事業委員會官制の一部を改正する勅令案は、法制局において審議の結果別紙のとおり修正し、近く閣議に上程の見込であるから、供覧する。

なお、法制局修正の要旨は次のとおりである。

一、委員数を四十人以内から三十人以内に減員する理由にとほしいので、現行のとおりとし、貴族院議員五人、

選 信 院

衆議院議員十人のかわりに、学識経験ある者を十五人殖やしたこと。

二、委員及び幹事の任命の手續がかわり、従来、主務大臣の奏請によつて内閣で命じたものが、主務大臣の申出によつて、内閣総理大臣が命ずることとなつたので、そのよつに字句を改正したこと。

三、第三條を、全文改正の形をとらず、一部改正の形としたこと。

關島縣須賀川トキワ印刷製造

朕は、簡易生命保険及郵便年金事業委員官制の一部を改正する
勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年五月一日

内閣 総理大臣

逓信 大臣

勅令第二百號

簡易生命保険及郵便年金事業委員官制の一部を次のように改正する。

朱書は法
制局修正
を示す

第二條中「四十人以内」を「三十人以内」に改める。

第三條 委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。
第二號及び第三號を削り、第四號を第二號とし、第五號を第三號とする。

十 關係各縣の官吏
七人以内

十一 學識経験ある者
十一人以内

十二 逓信大臣の指定する團體が簡易

生命保険又は郵便年金の契約者

第四條の代表者として推薦した者、
第五條の委員として推薦した者、
第八條第二項の委員として推薦した者、
内閣で定める、内閣総理大臣が

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

埋出

第三十九條の趣旨等に鑑み、規定を整理する
 國會法の制定に伴い、國會議員は法律の規定又は國會の議決によ
 らなければ行政各部の委員となることができなくなつたので、簡易
 生命保険及郵便年金事業委員會の委員の中から國會議員を除き、そ
 れに代つて學識経験ある者を増員するため改正の必要があるからで
 ある。

一 第三十九條の趣旨等に鑑み、規定を整理する
 國會法の制定に伴い、國會議員は法律の規定又は國會の議決によ
 らなければ行政各部の委員となることができなくなつたので、簡易
 生命保険及郵便年金事業委員會の委員の中から國會議員を除き、そ
 れに代つて學識経験ある者を増員するため改正の必要があるからで
 ある。

參照

簡易生命保険及郵便年金事業委員會官制抄録

第二條 委員會は、委員^{三十八人}以内で、これを組織する。

第三條 委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

一 關係各縣の官吏 七人以内

二 貴族院議員 五人以内

三 衆議院議員 十人以内

四 學識経験ある者 三十二人以内

五 逓信大臣の指定する團體の役員 七人以内

生命保険又は郵便年金の契約者の代表者として推薦した者 十一人以内

附則

この勅令は、公布の上から、これを施行する。

第四條 委員は、逓信大臣の奉請により、内閣總理大臣がこれを命ずる。

前條第二號乃至第五號に掲げる者を以て充てた委員の任期は、三年とする。

第八條 委員會に幹事を置く。

幹事は、逓信大臣の奉請により、内閣總理大臣がこれを命ずる。

幹事は、會長の命を承け、庶務を整理する。

昭和二十六年四月二十六日

昭和二十六年四月二十六日

甲

内閣總理大臣

逕信大臣

案申請

參與官

次官

政務次官

大臣

事務審査委員

九二號

昭和二十六年四月二十六日

服務官

神尾 日

91

1524

24.26

簡易生命保険及郵便年金事業委員会官制の
改正について

簡易生命保険及郵便年金事業委員会官制の一部を改正する必要があ
るので、別紙のとおり勅令案を具して、閣議をお願いする。

朕は、簡易生命保険及郵便年金事業委員會目制の一部を改正する
勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

年 月 日

内閣 總理 大臣

逓 信 大 臣

勅令第 號

簡易生命保険及郵便年金事業委員會目制の一部を次のように改正
する。

第二條中「四十人以内」を「三十八以内」に改める。

第三條 委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

一 關係各縣の官吏 七八以内

二 學識經驗ある者 十二人以内

三 逓信大臣の指定する團體が簡易
生命保険又は郵便年金の契約者

の代表者として推薦した者 十一人以内

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

埋田

國會法の制定に伴い、國會議員は法律の規定又は國會の議決によらなければ行政各部の委員となることができなくなつたので、簡易生命保険及郵便年金事業委員會の委員の中から國會議員を除き、これに代つて學識経験ある者を増員するため改正の必要があるからである。

參照

簡易生命保険及郵便年金事業委員會官制抄録

第二條 委員會は、委員^{三十八}以内で、これを組織する。

第三條 委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

一 關係各縣の官吏 七人以内

二 貴族院議員 五人以内

三 衆議院議員 十人以内

四 學識経験ある者 十二人以内

五 逓信大臣の指定する團體が簡易

生命保険又は郵便年金の契約者

の代表者として推薦した者 十一人以内

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

参照

國會法案抄録

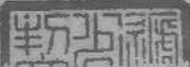
第三十九條 議員は、その仕期中別に法律で定められた場合を除いては、
官史又は地方公共團體の吏員となることができない。

議員は、その仕期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、
囑託その他これに準ずる職務に就くことができなない。

但し、法律で定められた場合又は議会の議決に基づく場合は、この限
りでない。

昭和
22
5.12

甲



決表後主任庚

官

第一一三號

大臣

次官

管主

秘書課長

昭和二十二年五月八日立案

秘書課長

案・申請

事務審査委員

内閣總理大臣

遞信大臣

三三五三一了并水



文518
22.5.12

遞信省官制の改正について

遞信省官制中改正の必要があるから別紙政令案を具して閣議を求めらる。

朕は、ここに逓信省官制の一部を改正する政令を公布する。

御名 御璽

昭和三年九月三十一日

内閣總理大臣

政令第十一號

逓信省官制の一部を次のように改正する。

第六條 電務局においては、電氣通信及びこれに附帶する業務に関する事務を掌る。

附 則

この政令は、^{昭和二十二年九月二十五日}公布の日から、これを施行する。

逓 信 大 臣

内 閣 總 理 大 臣

理由

国際電気通信株式会社法の廢止に伴つて、改正の必要があるからである。

(参照)

逓信省官制抄録

第六條 - 電務局においては、左の電氣通信及びこれに附帯する業務に關する事務を掌る。

十 電氣通信及びこれに附帯する業務に關すること。

十一 國際電氣通信株式會社に關すること。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

逓信省官制抄録

聯合國最高司令官より日本帝國政府に宛てたる
國際電氣通信株式會社等の清算に關する覺書

一九四七年三月二十五日

聯合國最高司令官に代り
ジョン・D・クーパー

日本帝國政府に對する覺書
(中央涉外局經由)

國際電氣通信株式會社及日本電信電話
工事株式會社清算の件

一九四七年二月十九日附聯合國最高司令官より日本帝國政府宛國際
電氣通信株式會社及從屬會社に關する覺書參照

二日本帝國政府は左の通り實行すべし

- 一九三九年四月十一日國際電氣通信株式會社特別法第八三號、一九四〇年三月二十六日改正法律第一〇號及一九四〇年三月二十九日改正法律第五八號及右に關する一切の勅令及規則を廢止すること。
- 出來得る限り速かに國際電氣通信株式會社及日本電信電話工事株式會社の通信財産の實際的運用を引受くること。

- 前項所載の通信財産に關する持株會社整理委員會の評價完了したる上同財産を右委員會より買収すること、右の評價は一九四六年十月三十日勅令第五〇〇號を以て公布の一九四六年十月十一日企業再建整備法に定められたる標準及手續に従ひ行ふべし、本項記載の訓令は前項所載運用の引受を遅延せしめざるものとす。
- 國際電氣通信會社及日本電信電話工事會社が現在實施しつつある通信業務を行ふに必要な兩會社の職員の雇用方を申出づること、此の申出を受諾せる職員は同様の階級及種類の地位に移し、右會社に於ける勤務中同職員が受けつつあるものと同一の先任特典を其の儘に留保して公正なる待遇を受くるが如くすること。
- 本覺書の日より六十日以内に左記書類を八時三十一時用紙に英語を以てタイプせるもの五通聯合國最高司令部に提出すること。
- 現在日本電話設備會社の所有又は運用又は所有運用する電話電信に關する一切の通信施設を日本帝國政府に於て所有運用を引

きうくるに付ての計登

(一) 郵便、ラジオ、電話及電信通信の分野に以て建物工事を請負
はずに付現在選信省が使用せる方法、手續を詳記せる陳述書
三、本覺書の條項を履行するに付聯合國最高司令部の關係職員と日本
帝國政府の當該吏員との間に直接通信を許可す。

No. 77

甲



第一一五號

昭和二十二年五月九日
立定

服務
神酒
虎中

大臣了

次官

事務審査委員

案申請

内閣總理大臣

逓信大臣

逓信省官制の改正について

逓信院

106

文608
25.29

遞信省官制中改正の必要があるから、別紙政令案を具して閣議を求

める。

朕は、ここに経済安定本部の機構擴充に伴う郵便省官制の一部を改正する政令を公布する。

御名 御璽

昭和二十二年六月十日

内閣總理大臣

政令第七十七號

逓信省官制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「専任百二十五人」を「専任百二十一人」に、「専任六千九百四十一人」を「専任六千九百三十七人」に改める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

逓信大臣

内閣總理大臣

理由

経済安定本部の機構擴充に伴い、逓信省から同部へ移管せられた事務に従事する職員を組替減員するため、改正の必要があるからである。

參照

逓信省官制抄録

第十三條 逓信省に左の職員を置く。

逓信事務官又は逓信技官

専任八人

一級

逓信事務官

専任一人

一級

百二十一
人
専任百二十五人

二級

六千九百三十七人
専任六千九百四十一人

三級

逓信技官

専任八人

一級

専任二百二十二
人

二級

専任九百二十八
人

三級

管轄部長

前項の職員の外、逓信省に逓信手を置く。三級官の待遇とする。

附則

この政令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から起算して、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行する。

廢案

官秘 第二二八號

大臣

政務次官

次官

管主

秘書長



服務



合事務審査委員

法



案申請

信大臣

内閣總理大臣

昭和二年 月 日
昭和二年 月 日
昭和二年 月 日

逕信省

逓信省官制等の改正について

逓信省官制その他左記のとおり改正を要するものがあるから、別紙

政令案及び理由書を具して閣議を求めぬ。

記

一、逓信省官制中改正の件

二、簡易保険局官制中改正の件

逓信省

三、電氣試験所官制中改正の件

四、逓信講習所官制中改正の件

五、無線電信講習所官制中改正の件

六、逓信局官制中改正の件

七、逓信官署官制中改正の件

裏面白紙

逓信省官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

年 月 日

内 務 総 理 大 臣

政令第 号

第一條 逓信省官制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中 「専任百二十一一人 専任六千九百三十七人」を 「専任三百八十八人 専任一萬三千三百三十七人」に、 「専任九百二十八人 専任二百二十八人」を 「専任二百三十八人 専任二千四百二十三人」に改める。

第二條 簡易保険局官制の一部を次のように改正する。

第三條中 「専任三千八百五十八人」を 「専任三千四百四十八人」に、 「専任三十三人」を 「専任六十九人」に改める。

第三條 電氣試験所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項中 「専任九十人 専任三百十六人」を 「専任五百四十一人」に、 「専任二人 専任四十九人」を 「専任八人 専任百十六人」に改める。

第四條を第五條とする。

第四條 電氣試験所ニ参與十人以内ヲ置キ所務ニ参與セシム

参與ハ逓信大臣ノ申出ニ依リ關係各廳ノ一級ノ官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

學識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル参與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 逓信講習所官制の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「専任七百八十八人」を「専任七百八十三人」に、
「専任百三十六人」を「専任二百六十四人」に、「専任十六人」三
級」を「専任五十五人 三級」に改める。

第五條 無線電信講習所官制の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「専任五十九人 三級」を「専任三十一人 三級」
に、「専任十四人」を「専任三十人」に、「専任一人」を「専任五
人」に改め、同條第二項中「所長ハ」の下に「一級又ハ」を加える。

第六條 逓信局官制の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「専任三千七百六十人」を「専任四千八百七十四
人」に、「専任七百五十三人」を「専任二千二百一十五人」に改める。

第七條 逓信官署官制の一部を次のように改正する。

第六條 前除
第七條第一項中「専任四萬八千四百八十人」を「専任九萬八千八百七
十五人」に、「専任二千五百二十三人」を「専任一萬三千七十七人」
に改める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

逓 信 大 臣
内 閣 総 理 大 臣

理由

昭和二十二年度予算成立事項を実施するため増減員を要するのと、
国際電気通信株式会社及び日本電信電話工事株式会社を接收したのに
伴つて増員を要するのと、電気試験所に參與の設置を要するのと、電
信及び電話の取扱所制度を廃止したのに伴つて改正の必要があるか
らである。

参照

逓信省官制抄録

第十三條 逓信省に左の職員を置く。

電氣通信監

逓信事務官又は逓信技官

専任八人

一級

逓信事務官

専任一人

一級

専任百七十一人

二級

一萬三千三十七人
専任六千九百三十七人

三級

逓信技官

十三人
専任一人

一級

五百八十八人
専任七百七十三人

二級

二千四百二十三人
専任九百七十八人

三級

管轄部長

前項の職員の外、逓信省に逓信手を置く。三級官の待遇とする。

参照

簡易保険局官制抄録

第三條 簡易保険局に左の職員を置く。

局長

通信事務官

専任一人

六十二人

専任三十九人

三千四百四十八人

専任三千八百五十八人

通信技官

一級

二級

三級

二十九人

専任十七人

六十二人

専任三十三人

二級

三級

参照

電氣試験所官制抄録

第二條 電氣試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

逓信技官

専任三人

百四十一人

専任九十九人

五百十八人

専任三百十六人

逓信事務官

一級

二級

三級

八人

専任二十人

百十六人

専任四十九人

二級

三級

所長ハ一級ノ逓信技官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條

電氣試験所ニ参員十人以内ヲ置キ所長ニ参員セシム

参員ハ逓信大臣ノ申出ニ依リ關係各廳ノ一級ノ官吏及學識経験アル

者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

學識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル参員ノ任期ハ二年トス但シ特

別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第五條 逓信大臣ハ必稟ト認ムル地ニ電氣試験所ノ支所又ハ出張所ヲ置

キ電氣試験所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

参照

逓信講習所官制抄録

第三條 逓信講習所ニ選ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長

逓信教官

專任一人

一級

二百八十三人

專任七十七人

二級

七百二十四人

專任四百八十六人

三級

逓信事務官

專任三十二人

二級

二百六十四人

三級

逓信技官

專任十五人

二級

五十人

專任十六人

三級

所長ハ二級ノ逓信教官ヲ以テ之ニ充ツ但シ高等逓信講習所ノ所長ハ

一級ノ逓信教官ヲ以テ之ニ充ツ

参照

無線電信講習所官制抄録

第三條 無線電信講習所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長

逓信教官

專任一人

一級

專任二十五人

二級

專任三十四人

三級

逓信事務官

專任一人

二級

專任十四人

三級

逓信技官

專任一人

二級

專任三人

三級

所長ハ一級又ハ二級ノ逓信教官ヲ以テ之ニ充ツ

参照

逓信局官制抄録

第四條 逓信局ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長

逓信事務官

專任八人

一級

三百九十七人

二級

專任百七十六人

三級

逓信技官

專任一人

一級

四百二十五人

二級

專任三百三十三人

三級

前項ノ職員ノ外逓信局ニ逓信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

局長ハ一級又ハ二級ノ逓信事務官ヲ以テ之ニ充ツ

参照

通信官署官制抄録

削除

第六條 通信大臣ハ必要ナル各地ニ電信ノ小電話ノ取扱所ヲ設クルコ

トヲ待

第七條 通信官署ニ通ジテ左ノ職長ヲ置ク

通信事務官

四百二十六人

専任二百九十六人

二級

九萬八千八百七十三人

専任四萬人千四百十人

三級

通信技官

三百六十七人

専任二百九人

二級

一萬千七百七十四人

専任五千五百二十三

三級

特定郵便局長

前項ノ職員ノ外通信官署ニ通信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

昭和二十二年六月

逓信省官制等改正理由書

逓
信
省

127

目次

丁 數

一、官制定員増減一覽表

一

二、逓信省官制

四

三、簡易保該局官制

七六

四、電氣試験所官制

八三

五、逓信講習所官制

九七

六、無線電信講習所官制

一〇九

七、逓信局官制

一一四

八、逓信官署官制

一三八

一官制定員増減一覽表

官制定員増減一覽表
△印は減員を示す。以下同じ。

区別		官名		増減人員	
簡易保險局	事務官(二級)	計	同	△	三四六
通信省	事務官(二級)	計	同	△	一八七
通信省	技官(一級)	計	同	△	五
通信省	同	計	同	△	一、四九五
簡易保險局	同	計	同	△	二二
簡易保險局	技官(二級)	計	同	△	二九
簡易保險局	同	計	同	△	六

区別		官名		増減人員	
電気試験所	事務官(三級)	計	同	△	六七
電気試験所	技官(二級)	計	同	△	一九四
通信講習所	事務官(二級)	計	同	△	三一
通信講習所	技官(二級)	計	同	△	一五
通信講習所	教官(二級)	計	同	△	二〇六
通信講習所	同	計	同	△	六五二
通信講習所	事務官(二級)	計	同	△	一六

三遊
信
省
官
制

逓信省官制定員増減員調書

事	官					計
	二級	三級	一級	二級	三級	
逓信事業の管理	二四	一九三		二二	五〇	二九一
國際電氣通信株式会社及び日本電信電話工事株式会社の接收	六六	四八七	五	一九六	一、三二六	二、〇八〇
航空保安施設の維持運用		一九		七	七八	一〇四
航空標識電波監視所の維持運用					△一二五	△一二五
航空無線施設の撤去					九	九
電波行政の運営	七	三七			一六	六二
電波施設の維持		二			一五	一八
監察機能の強化刷新	二二				一八	三一
労務局の設置	二				一	一
渉外事務の増加	五	七			二六	四九
郵便局舎その他の新管	二	九			一	一
電氣通信技術の調査拡充					八	六
無線実験所の維持					一四	一四
電氣通信機械の実験					一	一
計	一一	二九七	五	一九六	一、三二六	二、〇八〇

事	官					計
	二級	三級	一級	二級	三級	
海底線施設の維持	一〇	三		六	一三	二四
通信事業周知事務の強化	三	四			四	一一
従業員養成の管理機構拡充		二〇		一七	三三	三〇
職員健康管理						五〇
貯金支局の三級官課長を二級官に組替	三三	△三三			三三	一
貯金支局二局設置	二	七一			七三	七三
月次決算事務		九一三			九一三	九一三
郵便貯金事業の戦災復旧	二	一、六一三			一、六一五	一、六一五
南洋廳爲替貯金事務の残務整理	一	九			一〇	一〇
通信事業用資材の運用調査	三	九			一二	一八
物品の納入検査及び出納保管の強化	三	六			九	一九
車輛管理の強化	一	六			七	一三
車庫工場の設備拡充	一八七	三、四〇〇	五	二八六	一、四九五	五、三七三
計	一一	二九七	五	一九六	一、三二六	二、〇八〇

一、通信事業の管理に要する増員

- 通信事務官（二級） 二十四人
- 通信技官（二級） 二十二二人
- 通信事務官（三級） 百九十五人
- 通信技官（三級） 五十人

理由

昭和二十一年度末現在において、通信事業の管理事務に従事する全職員数に對比して不足する員数を定員化して、その運行に支障のないことを期するため前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

要員算出内訳

區別	三十二年七月一日現在員数		官制改正後の増員		計	三十二年度末定員		差引増員
	計	事務官(二級)	技官(二級)	技官(三級)		計	事務官(二級)	
計	二〇五三	九七	四八	一一三	二四八七	八五	二二〇	二二
事務官(二級)		九七		一一三		八五	二二〇	二二
技官(二級)		一九四	四八	一一三			九七四	一九五
技官(三級)		一〇五六		一一三			九七四	一九五
技官(三級)		七〇六	二六一	一一三			九一七	五〇
計	二〇五三	九七	四八	一一三	二四八七	八五	二二〇	二二
						三一九六		二九一

現在員調書

區別	秘書課	文書課	監察課	總務局	勞務局	郵務局	電務局	工務局	電波局	貯金局	資材局	管轄部
一級	四	三	三	二	七	一	一	六	八	二	二	三
技官	二				三			七	九		一	一
三級	五	二	一	一	八	八	一	六	七	一	一	三
技官	一	四	一	一	七	七	一	八	三	一	一	一
計	五五	二七	二二	一七	一六	一〇	一五	三二	三二	一八	三八	一一〇

區別	京都事務所	通信博物館	海底線工事事務所	航空保安部	計
一級	二	一	一	四	一〇九
技官	一			一	二四二
三級	七	六	三	一	一六九
技官	三	二	一	二	九六七
計	一三	九	一	二	二四八七

一、國際電氣通信株式會社及び日本電信電話工事株式會社の接收に伴う増員

- 通信技官（一級） 五人
- 通信事務官（二級） 六十六人
- 通信技官（二級） 百九十六人
- 通信事務官（三級） 四百八十七人
- 通信技官（三級） 千三百二十六人

理由

連合軍最高司令部の指示に基き、國際電氣通信株式會社及び日本電信電話工事株式會社を解散し、從來兩社の取扱つてきた業務は通信省において承継することとなつたのに伴つて、前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

要員配置内訳

一、総括

区別	國際電氣通信施設部	電氣通信施設事務所	計	備考
技官（一級）	四	一	五	五月二十五日より從來の國際電氣通信株式會社を以て國際電氣通信施設部を、又六月六日より從來の日本電信電話工事株式會社を以て電氣通信施設事務所を設置したものである。
技官（二級）	四八	一八	六六	
技官（三級）	一、二六	七〇	一九六	
事務官（二級）	四三七	五〇	四八七	
事務官（三級）	一、一、二六	二〇〇	一、三、二六	
技官（三級）	五四五	五八〇	一、一、二五	
雇員	二、二八六	九一九	三、二〇五	
計				

区		別		職		計	備	考
庶務課	労働課	文生管	生活書	事務官	技官			
課長	課長	室長	室長	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		

区		別		職		計	備	考
監事課	人事課	規畫課	庶務課	事務官	技官			
課長	課長	課長	課長	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		
一	一	一	一	一	一	二		

部長は一級技官と
する。

超短波課	無線課	有線課	區別
工調課	空機選工課	電機線	專一級
計	計	計	技官
學查長	線械用務長	力械路	事務官
			技官
二二	一九二二二二二二二二	一七一一二一	事務官
			技官
九七	三五八八九一	一一五三	技官
			技官
四二	一五三三四五	一〇二二	雇員
			雇員
一一一	三一一三三三三三	一八九一三八八	計
			計
			備考

用品課	購買課	經理課	區別
傳課	調課	整購資課	專一級
計	計	計	技官
送長	理查長	理買材長	事務官
			技官
三	一一一四一一一	一一一	事務官
			技官
二	二九	一〇	事務官
			技官
九	六六	三	技官
			技官
四	一七	六	雇員
			雇員
一	一四	一	計
			計
			備考

区別	支所名									
	大甲	茅野	飯島	蘭同	支計	古	屋	支	所	計
事務官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事務官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
雇員	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
計	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
備考										

本相	有線管理所									
	相原	中	繼	所	計	計	計	計	計	計
事務官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事務官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
雇員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
備考										

所長は一級技官とする。

區別		支所		支所		支所		支所		支所		支所		支所		支所		支所	
高松	金藏寺	豊浜	西條	計	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所
中繼所	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
事務官																			
技官																			
事務官																			
技官																			
職員																			
計																			
備考																			

區別		支所		支所		支所		支所		支所		支所		支所		支所		支所	
住吉	吉	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所
支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所
事務官																			
技官																			
事務官																			
技官																			
職員																			
計																			
備考																			

送崎名	所信		送山小		所	計	別	備	考					
	所	計	所	計										
技術課 (機械運用、機械技 術、空中線技術)	庶務課 (庶務、會計、物品 購買、厚生)	運用課 (日勤保守、第一 第五輪番)	技術課 (機械運用、機械技 術、空中線技術)	庶務課 (庶務、會計、物品購 買、厚生)	計	計	事務官	技官	三級	技官	職員	計		
一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一
二	一	六	二	三	一	四	二	一	二	二	二	二	二	二
一八	二	六	二	二	二	三	一	一	二	二	二	二	二	二
一三	九	三	一	一	一	八	一	一	一	一	一	一	一	一
三三	二五	一一	四	三	一	六二								

本	所理修良奈		支	計	合	計	別	備	考					
	所	計												
三、関東無線管理所 庶務課 (庶務、厚生、人事、 會計、用品購買)	第一修理課 (品、第一部 配線組立、工 作、綜合)	第二修理課 (通信機、測定 器、計器)	庶務課 (庶務、經理、倉庫 用品、厚生)	計	計	計	事務官	技官	三級	技官	職員	計		
一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	二	一	一	二	一	二	二	二	二	二	二
三七	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四四	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

所長は一級技官とする。

合	所信受室小				所信受				計	備	考
	計	選用課 (日勤保守、第一、 第四輪番)	技術課 (機械運用、機械技 術、空中線技術)	庶務課 (庶務、會計、物品、 購買、厚生)	計	選用課 (日勤保守、第一、 第五輪番)	技術課 (術、空中線運用、 空中線技術)	計			
1			1	1							
2	2	2	1	2	2	2	2	2			
10	10		10	10							
22	22	20	2	22	22	22	22	22			
131	131	11	1	131	131	131	131	131			
220	220	20	1	220	220	220	220	220			

岡	所信送保八				所信				計	備	考
	計	選用課 (日勤保守、第一、 第五輪番)	技術課 (機械運用、機械技 術、空中線技術)	庶務課 (庶務、會計、物品、 購買、厚生)	計	選用課 (日勤保守、第一、 第五輪番)	技術課 (術、空中線運用、 空中線技術)	計			

四関西無線管理所

本所		依佐美送信所		河内内送信所		小野野	
計	所長	計	所長	計	所長	計	所長
庶務課 (庶務、人事、厚生)	1	庶務課 (庶務、會計、物品)	1	庶務課 (庶務、會計、物品)	1	庶務課 (庶務、會計、物品)	1
經理課 (主計、用品購買、建築管財)	1	技術課 (機械選用、機械技)	1	技術課 (機械選用、機械技)	1	技術課 (機械選用、機械技)	1
技術課 (運用、電力、空中線)	3	技術課 (術、空中線選用)	2	技術課 (術、空中線選用)	3	技術課 (術、空中線選用)	2
計	7	計	10	計	14	計	10
二級技官	1	二級技官	1	二級技官	1	二級技官	1
三級技官	1	三級技官	1	三級技官	1	三級技官	1
四級技官	1	四級技官	1	四級技官	1	四級技官	1
職員	3	職員	3	職員	3	職員	3
計	13	計	17	計	21	計	16
備考		備考		備考		備考	

所長は一級技官とする。

本所		依佐美送信所		河内内送信所		小野野	
計	所長	計	所長	計	所長	計	所長
庶務課 (庶務、人事、厚生)	1	庶務課 (庶務、會計、物品)	1	庶務課 (庶務、會計、物品)	1	庶務課 (庶務、會計、物品)	1
經理課 (主計、用品購買、建築管財)	1	技術課 (機械選用、機械技)	1	技術課 (機械選用、機械技)	1	技術課 (機械選用、機械技)	1
技術課 (運用、電力、空中線)	3	技術課 (術、空中線選用)	2	技術課 (術、空中線選用)	3	技術課 (術、空中線選用)	2
計	7	計	10	計	14	計	10
二級技官	1	二級技官	1	二級技官	1	二級技官	1
三級技官	1	三級技官	1	三級技官	1	三級技官	1
四級技官	1	四級技官	1	四級技官	1	四級技官	1
職員	3	職員	3	職員	3	職員	3
計	13	計	17	計	21	計	16
備考		備考		備考		備考	

受
 信
 所
 運
 用
 課
 (日勤保守、第一)
 第三輪番
 計

計	計	計	計
四八	五	一	
一二六	一五	四	一
四三七	三九	八	
一〇二六	九二	五五	一六
五四五	六八	一九	四
二二八三	二一九	六七	二一

三電氣通信施設事務所

調 査 部						区
計	監	企	渉	部	部	別
課			課		外	
計	能	監	養	調	総	課
率	査	長	成	査	括	長
室	付	長	長	長	長	長
二	一	一	一	一	一	一
二	一	一	二	一	一	一
一	二	二	六	二	二	二
四	一	一	二	一	一	一
七	一	一	三	一	一	一
三	一	一	一	四	五	四
一	一	一	一	一	一	一
計	計	計	計	計	計	計

庶 務 部						区
計	會	庶	部	部	部	別
課			課		課	
課	予	計	出	課	計	課
計	算	理	納	長	務	書
長	長	長	長	長	長	長
二	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一
一	二	二	三	八	三	三
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
計	計	計	計	計	計	計

線		部		区
内	部	部	計	工
線				作
課				課
工	設	契	課	工
				監
				課
				計
事	計	約	長	付
				長
				場
				理
				長
				送
				別
				事務官
				技官
				事務官
				技官
				官
				履
				員
				計

材		資		部
配	用	部	部	計
給	品			勞
課	課			務
檢	倉	課	課	課
		調	購	厚
		計	資	共
				勞
				計
查	庫	長	理	買
				材
				長
				付
				長
				生
				濟
				務
				別
				事務官
				技官
				事務官
				技官
				官
				履
				員
				計

機 区				
無	搬		機	
線	送		機	
課	課		課	
材 工 課	設 材 工 課		設 材 工 課	
計	計		計	
料 專 長	計 料 專 長		計 料 專 長	
別				
專 務 官				
技 官				
三 級				
官 技 官				
官				
層 員 計				
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1

部			路		
部 部 計	土 木 課	外 線 課	材 工 設 課	材 工 設 課	材 工 設 課
計	計	計	計	計	計
付 長	料 專 計 長	料 專 計 長	料 專 計 長	料 專 計 長	料 專 計 長
別					
專 務 官					
技 官					
三 級					
官 技 官					
官					
層 員 計					
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1

附記

右の外、事務所長として一級技官一人を必要とする。

合	部	
計	計	設
計	計	計
一八		
七〇	三一	九二
三〇	三	一
二〇〇	七七	二〇
三八〇	一三八	二九
九一八	二四九	五九

参考一
一九四七年三月二十五日

聯合國最高司令官に代り

ジョン・ビー・クーリー

日本帝國政府に対する覚書
(中央渉外局經由)

國際電氣通信株式会社及日本電信電話
工事株式会社清算の件

- 一、一九四七年二月十九日附聯合國最高司令官より日本帝國政府宛國際電氣通信株式会社及從属会社に関する覚書参照
- 二、日本帝國政府は左の通り実行すべし
- イ、一九三九年四月十一日國際電氣通信株式会社特別法第八三号、一九四〇年三月二十六日改正法律第一〇号及一九四〇年三月二十九日改正法律第五八号及右に関する一切の勅令及規則を廢止すること。

ロ、出來得る限り速かに國際電氣通信株式会社及日本電信電話工事株式会社の通信財産の實際的運用を引受くること。

ハ、前項所載の通信財産に対する持株会社整理委員会の評價完了したる上同財産を右委員会より買収すること、右の評価は一九四六年十月三十日勅令第五〇〇号を以て公布の一九四六年十月十一日企業再建整備法に定められたる標準及手続に従ひ行ふべし、本項記載の訓令は前項所載運用の引受を遅延せしめざるものとす。

ニ、國際電氣通信会社及日本電信電話工事会社が現在実施しつつある通信業務を行ふに必要な兩会社の職員の雇用方を申出づること、此の申出を受諾せる職員は同様の階級及種類の地位に移し、右会社に於ける勤務中同職員が受けつつあるものと同一の先任特典を其の儘に留保して公正なる待遇を受くるが如くすること。

ホ、本覚書の日より六十日以内に左記事項を八時及十一時用紙に英語を以てタイプせるもの五通聯合總務課長に提出すること。

(一) 現在日本電話設備会社の所有又は運用又は所有運用する電話電信に關する一切の通信施設を日本帝國政府に於て所有運用を引き受くるに付ての計畫

(二) 郵便、ラヂオ、電話及電信通信の分野に於て建物工事を請負はすに付現在逓信省が使用せる方法、手續を詳記せる陳述書

三、本覚書の條項を履行するに付聯合陸最高司令部の關係職員と日本帝國政府の当該吏員との間に直接通信を許可す。

参考一

國際電氣通信株式会社に關する説明

一、会社の成立

對外無線通信を目的として大正十四年日本無線電信株式会社が設立せられ、専ら無線電信の建設保守を行い、運用は通信省がこれに當つていたが、電氣通信技術の長足の進歩發達に伴い、無線電話が商用化せられるに及び、昭和七年、別に國際電話株式会社に興し、その提供する設備を利用して對外無線電話業務を開始した。

このように、無線電信は日本無線電信株式会社、無線電話は國際電話株式会社と、夫々別の会社により建設保守されていたのであるが、その後の國際情勢の變化は、對外電氣通信を総合的に計画することと、その強力な統制を要求したので、両会社を合併するため、第七十帝國議會の協賛を経て、從來の日本無線電信株式会社法を改めて、國際電氣通信株式会社法を制定し、昭和十三年三月、現在の國際電氣通信株式会社が成立した。

その後、会社の財政的基礎を鞏固にし、飛躍的拡充計画が容易に実施できる如く会社法が改められ、その第一歩として政府の通信ケイブル施設が現物出資され、昭和十五年七月その実現をみた。

二、会社の事業目的

会社の事業目的は、これを主目的と副目的に分けることができる。主目的は、我國對外電氣通信の設備及びその附屬設備をなし、これを政府（通信省）の用に供することである。換言すれば、對外電氣通信（有線無線）の設備を建設保守して通信省に運用させるのが目的である。

副目的は、電氣通信設備の建設保守の請負、電氣通信用品の製造販賣、關係事業に対する投資等であるが、これらの事業をなすに當つては總て政府の命令又は認可を要する。

三、資本金並びに主要株主

資本金 八千五百八十万円（拂込六千三百五十五万六千円）

主要株主

政	府	八十五万八千株
株式会社日本貯蓄銀行		四万四千二百十四株
日本生命保険株式会社		三万六千八百三十五株
日本電信電話工事株式会社		三万九千四百七十五株

四会社の施設概要

有線施設

1、ケーブル	東京大阪間無裝荷搬送ケーブル	五四対二條
	大阪松山間同	二八対二條
	福岡釜山間同	一四対二條
2、中継所		二六箇所
3、現在運用回線数	電信	二六七回線
	電話	八六五回線

無線施設

1、送受信所	送信所	小山、名崎、八俣、依佐美、河内
	受信所	福岡、小室、小野
2、機械設備	送信機	電信用六七台、電話用二三台、計九〇台
	受信機	電信用五一台、電話用二八台、計七九台
3、現在運用回線数	対米	電信三回線、電話三回線
	対欧	電信四回線
	対東亞	電信四回線
	その他	進駐軍専用 電信送信機四台、電話送受信機各一台 氣象台専用 電信送信機一台

参考三

日本電信電話工事株式会社に関する説明

一、会社の成立

昭和九年、通信事業特別会計制度の実施を機として、事業の各部門に亘つて根本的に改善研究が行われることとなり、通信施設建設についても、審議を重ねた結果、工事の合理化、経済化を図る方法として昭和十年以降の新設工事の一部を試みに指定製造会社に請負わせ、その利害得失を実績について研究することとなり、市外電話長距離ケーブル工事の三区間と、自動局内装置工事の三局を夫々製造会社に請負わせ施行した。

当時、政府の電信電話拡張計画は、経済界の活況や國際的地位の激變等、内外の新狀勢に対応する施設を行うため四億二千万円に上る劃期的な大拡張計画案を樹立し、第七十回帝國議會の協賛を経た。一方、さきに試験した請負工事の実績も良好なる結果を収めたので、政府はこの大拡張計画を遂行するため、民間の電気通信事業者に呼びかけ、建設工事については、寧ろ大半を請負として大いに民間の協力に期待する意のあることを明かにした。

ここにおいて、これら内外の狀勢に鑑み、電気通信關係業者の協力を得て、電気通信設備の建設と機器の販賣を担当する有力な民間企業会社の設立計画が具体化し、昭和十二年四月、日本電信電話工事株式会社誕生をみたのである。

二、会社の事業目的

会社は、通信省の電気通信施設の拡張改良や復旧工事を担当するため、製造会社が主を出資者となつて設立した請負会社で、年度や規則に拘束されない敏捷な工事材料の調達によつて、地域的に自由な機動力を發揮し、丁度全國をその管轄区域とした通信省の機動工事局のよき性格をもつた特殊会社である。

通信省が請負工事とする工事の限界は、主として左記のような独立した工事を目標にしている。

- 一、電信電話長距離ケーブル施設及び中継所の装置
- 二、主要都市電信電話局内装置、市内電話ケーブル施設及び電話加入

者宅内装置

三、無線電信、無線電話の施設

四、有線放送施設

三、資本金並びに主要株主

資本金 二千万円（拂込金一千万円）

主要株主

國際電氣通信株式会社、株式会社日立製作所、富士通信機製造株式会社、沖電氣株式会社、東京芝浦電氣株式会社、安立電氣株式会社、住友電氣工業株式会社、古河電氣工業株式会社、藤倉電線株式会社、日本通信工業株式会社、東洋通信機株式会社、大日本電線株式会社、東京電線株式会社、他四十九名

四、会社の工事状況（昭和二十一年度）

本省契約工事	一八四、四七四、一六円
通信局契約工事	七四、九八九、六二八円
合計	二五九、四六七、〇四四円

一、航空保安施設の維持運用に要する増員

逓信技官(二級) 七人

逓信事務官(三級) 十九人

逓信技官(三級) 七十八人

理由

航空保安施設は、連合軍の指令に基いて、これを良好な状態に維持せねばならぬところ、現在の人員では到底その要求に應ずることができないので、その維持運用に萬全を期するため前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	一級官	二級官	三級官	技官	計
本部	—	4	6	—	10
東京支所	—	—	—	—	—
大阪	—	—	—	—	—
札幌	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	—
小牧	—	—	—	—	—
藤枝	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—
仙台	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—
米子	—	—	—	—	—
岩國	—	—	—	—	—
計	—	4	6	—	10

附記

アラビア数字は新規配置人員の再掲である。

計	進駐軍派遣	航空燈台	鹿兒島	申本	大島	名古屋	大阪	福岡	東京標識所	大分	高松
一											
四											
7			1	1		1					
二六			—	—	—	—	—	—	—	—	—
19				2	1					1	1
三五			—	二	二	—	—	—	—	—	—
78	18	7	9	5	14	5		6	6		
一一〇	一八	七	七	一	三	九	三	九	九	四	四
104	18	7	10	8	15	6		6	6	1	1
二七六	一八	七	一〇	八	一五	六		六	六	一	一
	二七六	一〇七	一九	四	六	一	五	一	一	六	六

一、航空標識電波監視所の維持運用に要する増員

通信技官(三級) 九人

理由

航空標識電波監視所施設の工事完成に伴う維持運用要員として、前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員箇所別配置内譯

計	香取	國府	谷山	計
	三	三	三	九
	二	二	二	六
	五	五	五	一五

各所設備内容

1. 監視用受信機三台及び附屬機機一式
2. 二十米木柱製空中線三基
3. 屋外、屋内配線

一、航空無線施設の撤去に伴う減員

逡信技官（三級） 百二十五人

理由

連合軍の指令に基き、航空保安部の支所、通信所及び羅針所の無線施設は、一部を除きこれを撤去することとなつたので、その運用要員たる前掲の人員の減員を必要とする。

定員減員調書

區別	現在配置	改正配置	差引減員
東京支所	一四	五	九
大阪	一四	六	八
札幌	一四	五	九
青森	一四	四	一〇
仙台	一四	四	一〇
新潟	一四	四	一〇
米子	一四	四	一〇
岩國	一四	四	一〇
高松	一四	四	一〇
大分	一四	四	一〇
通信所、羅針所	二九	〇	二九
計	一六九	四四	一二五

一、電波行政の運営に要する増員

逓信事務官（二級）	七人
逓信技官（二級）	二人
逓信事務官（三級）	三十七人
逓信技官（三級）	十六人

理由

文化國家の建設上、電波の利用は常に先導的的使命を擔うべきものである點にかんがみ、電波技術の急速且つ飛躍的發達を推進するとともに、電波施設運営の圓滑化を圖つて、その活用に完璧を期する必要があるのである、その要員として前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

原本不明瞭

要員配置内訳

區別	現在配置				改正配置				差引増減員			
	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官
一般無線管理	七	八	二〇	二	八	一〇	一〇	一	一	一	一	一
周波數割當	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
連合軍等の連絡折衝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
陸上及び實験施設の監督	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
の可否監督	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無線装置工事業者の認定	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
船舶施設の許可監督及び局開設	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無線施設検査	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二七	二八	二〇	二	二八	三〇	三〇	二	二	二	二	二

區別	現在配置				改正配置				差引増減員			
	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官
無線通信用資格検査	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無線機器取扱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
放送無線電話管理	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
放送事業監督	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
放送技術監督	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
外信業務監督	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無線通信用資格検査	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無線機器取扱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
放送無線電話管理	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
放送事業監督	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
放送技術監督	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
外信業務監督	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

合	電波觀測	周波數標準	標準電波發射	無線技術調查	短波測定施設	超短波測定施設
三	一					
四一	一	四	一	一六	二	四
一一	三	二	二	五	二	五
一八三	一一	一五	九	五七	二〇	二〇
三四八	九五	二〇	一〇	六六	二五	二九
一九	一					
四三	五	三	一	一三	五	四
一四九	八九	一	一	二	七	六
一九九	六一	二	六	三	三	三
四一〇	一五三	一六	八	四九	四	三
七						
二	一	△一		△三	三	
三九	三九	△一	△一	△三	五	一
一六	二〇	△二	△一	△二	二	三
六二	五八	△五	△二	△一七	二〇	四

電波測定施設の維持に要する増員

逓信技官(二級) 一人
 逓信事務官(三級) 二人
 逓信技官(三級) 十五人

理由

昭和二十一年度末において竣工した電波測定施設及び昭和二十二年七月から運営すべき電波観測施設を維持するため、前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

要員算出内訳

一、電波測定施設維持要員

區別	保守運用	休暇要員	庶務	合計	査定
二級技官	一人	一人	一人	一人	一人
三級事務官	八	一	一	九	七
三級技官	九	一	一	一一	九
計					

註 測定施設工程(大平測定所擴充)

短波電界強度測定機 二基
 電磁オツシログラフ 二台
 ブラウン管オツシログラフ 二台

中央電波觀測所施設維持要員

計	三級技官	三級事務官	區別	
			測周波	定影
八	八	八	二	二
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
九	八	一	一	一

註 觀測施設工程（中央電波觀測所擴充）

精密周波數測定機 二台

水晶較正裝置 一台

非常電源裝置 一台

一、監察機能の強化刷新に要する増員

逓信事務官（二級）

二十二名

逓信技官（二級）

九名

理由

現下の逓信事業の實情は各事業を通じて犯罪その他の悪質事故が頻發しつつあるのみでなく、事務の滞滯も亦甚しく、事業の信用は地に墜ちた感があり、これを急速且つ強力に矯正して國民の信頼を挽回しなければならぬところ、現在の監察機能は頗る弱体であつてその實效を期することは不可能であるから、この際、逓信事業の運行を正當な秩序に回復せしめる緊急措置として、業務監察機能を強化刷新するたゆめ前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内訳

部名	分掌事項	事務官 一級 三級	技官 二級 三級	雇員計
第一部	一、所管行政の考査一般に関すること。 二、所管事業の監察に關すること。第二部及び第三部の主管に屬するものを除く。 三、所管事業に屬する法律命令と違反事項の處理に關すること。(同前) 四、他部に屬しないこと。	1 10	6 6	3 9 10 25
第二部	一、電氣通信事業の監察に關すること。 二、電氣通信事業に屬する法律命令違反事項の處理に關すること。 三、郵便爲替、郵便貯金、簡易	1 6	2 2 1	1 3 11 27

部名	分掌事項	事務官 一級 三級	技官 二級 三級	雇員計
第三部	生命保険及び郵便年金事業の監察に關すること。 二、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金事業に屬する法律命令違反事項の處理に關すること。 三、逓信相談所に關すること。	1 9	5 5	1 4 7 18
合計		5 25	13 13	2 2 1 5 5 1 6 28 70

附記
アラビヤ數字は現在配置人員の再編である。

二級官増員理由

監察事務は、その対象に對して眞實を把握し、大局的見地から合理的判断をもつて措置することを要するものであつて、そのためには、監察員たる者は、專業知識に優れてゐるのみでなく、一般社會情勢にも通じて公正な批判力を有するものでなければならぬが、更にその立場を權威づけるためにも、現在のようにならぬに三級官を主体としてこれに當らせてゐることは適當でなく、練達有能な二級官をして監察業務を擔當せしめ、三級官は單にその補助に當らしめることがむしろ當然の趨勢でもあるので、これに伴つて二級官の配置を必要とするものである。

参考

昭和二十一年度逓信事業犯罪概況
一、犯罪人員及び被害金額

區別	人員	割合	被害金額	割合
部内者	一〇三六	五四%	一三五、一九二九二	七三%
部外者	四〇六	二一%	二六六、九五三	一四%
不明者	四八八	二五%	二四〇、八二九六	一三%
合計	一九三〇		一八五、八九五四一	

三 部 内 犯 罪 者 事 業 別 人 員 及 び 被 害 金 額

區 別	人 員	割 合	被 害 金 額	割 合
郵 便	五九九	五九%	八五八〇七七	六%
電 信	二五	二%	二四〇五八六	二%
電 話	四八	五%	四五〇三六五	三%
爲 替 貯 金	二九五	二八%	一一、五七二、二三一	八六%
保 險 年 金	四四	四%	二四八五二〇	二%
其 他	二五	二%	一四九五一三	一%
合 計	一、〇三六		一三、五一九、二九二	

三 部 内 犯 罪 者 犯 罪 種 目 別 内 譯

區 別	人 員	割 合
郵 便 物 隱 匿 破 棄	二六	二%
小 包 窃 取 又 は 拔 取	四一三	四〇%
郵 便 物 在 裡 金 券 窃 取	一二五	一%
爲 替 偽 造	二七	三%
料 金 横 領	一〇	一%
業 務 上 收 賄	四七	五%
類 金 偽 造	一〇三	一〇%
金 融 緊 急 措 置 令 違 反	一〇六	一〇%
資 金 過 超 金 横 領	五二	五%
保 險 料 又 は 年 金 掛 金 横 領	三八	四%
貯 金 不 正 確 認 申 告	八	一%
其 他	八一	八%
合 計	一、〇三六	

區別	人員	割合
長(特定局)	三〇	三%
事務官	二一五	二〇%
技官	一九	二%
通信手	一〇	一%
遞信手	四四	四%
事務員	四〇六	三九%
工務員	一七	一%
工員	一一	一%
集配員	二九三	二九%
技員	一	〇%
合計	一〇三六	

真部内犯罪者官職別内譯

一、勞務局の設置に伴う増員

逓信事務官(二級) 五人
逓信技官(二級) 二人

理由

部内における労働問題を管理し、従業員組合との連絡交渉に當る部局として、さきに勞務局が設置せられたのであるが、同局における事務處理の圓滑を圖るために前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

勞務局機務及び要員配置内譯

課名	分掌事項	事務官				技官		雇員計
		二級	三級	二級	三級	二級	三級	
勞務課	一、労働組合との連絡交渉に關すること。 二、従業員の労働調査に關すること。 三、その他従業員の労働關係に關すること。 四、局中他に屬しないこと。	2	4	2	1	3	2	32
給與課	一、従業員の給與に關すること。 二、従業員の勤務時間及び休暇に關すること。 三、労働統計に關すること。	3	4	1	2	3	5	34
厚生課	一、従業員の厚生に關すること。 二、従業員の共済に關すること。 三、官舎の指定及び貸渡に關すること。		2	1		1	5	7
保健課	一、従業員の保健衛生に關すること。 二、従業員の診療に關すること。		1	1	1	1	2	4
東京逓信機務院	一、従業員の診療に關すること。		1	1	1	1	2	4
合計		5	11	5	3	7	10	30

附記 アラビヤ数字は新規配置人員の再掲である。なお、給與課配置人員のうち一人は課長要員である。

一、渉外事務の増加に伴う増員

逓信事務官（二級）

二人

同（三級）

七人

理由

最近、渉外関係事務は益々頻繁となり、連合軍との間に連絡折衝を要する事項が激増してきたので、その事務處理の圓滑を期するため、前掲の増員を必要とする。

一、郵便局舎その他の新営に要する増員

- 逓信事務官（二級） 二人
- 逓信技官（二級） 七人
- 逓信事務官（三級） 十九人
- 逓信技官（三級） 十八人

理由

昭和二十二年度における管轄工事は、まづ戦災を受けた郵便局舎、貯金支局廳舎等を復舊するの外、経年久しく危険なるもの、又は狹隘甚しく放置し難いもの、あるいは戦災地の復興に伴う業務激増に對應するため、あらたに設置を要するもの等に對して施行することとし、これらの局舎その他新營の要員として前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

所要人員調書

區別	昭和二十一年度		昭和二十二年		差引増加
	工事費	定員	工事費	定員	
事務官（二級）		六		二	二
技官（二級）		六		一	七
事務官（三級）		一九		三	一八
技官（三級）		六		三	一
計		三二		七	四

参考

昭和二十二年度郵便局舎其他新營關係豫算調書

事項別	豫算額
郵便局舎新營	八三、五三三、三五〇
鐵道郵便係員事務室新營	六四、六九四、〇〇〇
貯金支局廳舎新營	七二、一〇三、九六〇
資材局倉庫復舊	三、八八六、五六〇
資材局車輛工場新營	六〇、一八八、八六五
逓信局その他の自動車々庫新營	三一、二一、五六四
逓信局倉庫復舊	二三、二四七、〇〇〇
名古屋及び熊本逓信病院復舊	八、六三一、六〇〇
逓信診療所復舊	四、六九一、〇〇〇
仙台逓信局廳舎新營	七、七六〇、六〇〇
逓信省廳舎新營	四、八三一、三八〇〇

事項別	豫算額
等級改定郵便局舎新營	六、三四〇、四〇一
従業員共同宿舍及び合宿所新營	一、二〇七、六〇〇
南海地方震災局舎復舊	一、七一五、〇〇〇
電氣試験所福岡出張所復舊	二、一三〇、〇〇〇
計	三九、八七二、三一〇〇

附記

工事費豫算額の本省、逓信局の分計は次のとおりである。

本省施行工事費 一六三、三三九、一八五圓
 逓信局施行工事費 二三六、三八三、九一五圓

一、電氣通信技術の調査擴充に要する増員

逓信事務官（二級）	一人
逓信技官（二級）	十二人
逓信事務官（三級）	二人
逓信技官（三級）	二十六人

理由

國家再建の原動力たる電氣通信施設の復興に當つて、極めて重要なことは、その技術水準の向上と普及とによつて復興を促進し、且つ現有施設の効率化のため保守の完璧を期するにある。そのためには、建設及び保守工事の施工方法の能率化及び機械化、資材の活用、機器の改善等について緊急必要な調査研究をなし、その成果を直ちに事業の上へ反映させなければならぬ。特に、現在各種の悪條件の下に急速に施設の整備擴充を要請されている我國においては、この調査は萬難

を排して實施しなければならぬので、これに對する要員として前掲の増員を必要とする。その事項別配置内譯は次のとおりである。

調査要員事項別配置内訳

項 目	同所			要人			計
	事務官	技官	技官	事務員	技術員	技術員	
一、長距離電信回線安定化の調査	一	一	三	一	三	三	七
二、走査式電信機械の調査	一	一	一	一	一	一	三
三、印刷電信方式の調査	二	二	二	二	二	二	六
四、市内自動交換装置の調査	二	二	二	二	二	二	六
五、自動式市外交換機の調査	二	二	二	二	二	二	六
六、精密機械工作の調査	二	二	二	二	二	二	六
七、周波数変調超短波通信方式の調査	三	三	三	三	三	三	九
八、極超短波通信方式改良の調査	二	二	四	二	四	四	一〇

項 目	同所			要人			計
	事務官	技官	技官	事務員	技術員	技術員	
九、無線用測定器改良の調査	一	一	一	一	一	一	三
一〇、通信線路改良の調査	二	二	三	二	三	三	八
一一、海底ケーブルの調査	一	一	三	一	三	三	七
一二、線路保守技術の調査	二	二	四	二	四	四	一〇
一三、高周波有線伝送の調査	三	三	七	三	七	七	一六
一四、有線通信施設への妨害除去の調査	一	一	三	一	三	三	七
一五、市外回線網伝送特性改良の調査	二	二	二	二	二	二	六
一六、線路工事の機械化の調査	二	二	六	二	六	六	一七

一、無線實驗所の維持に要する増員

逓信技官(二級)	一人
逓信事務官(三級)	一人
逓信技官(三級)	四人

理由

無線通信の最大の缺點は、雑音、フェーディング、混信等の外界事情よりして通信に不安定を生ずることである。よつて、これらの妨害を除去し、無線通信の質的向上に必要な調査を行うために、今般無線實驗所を設けることとし、その要員として前掲の増員を必要とする。その事項別配置内譯は次のとおりである。

事項別要員配置内譯

區	別	二級技官	三級事務官	三級技官	事務員	技術員	計
雑	機管内發生雑音源の 探究						三
音	機管内發生雑音の電 氣的特性調査						一
音	雑音除去方式の樹立						二
音	フェーディング除去諸 方式の再検討						二
音	フェーディング除去方 式の樹立						二
混	混信の實體調査						二
信	混信除去方式の樹立						八
計							一五

附記

二級技官は所長として配置するものである。

一、電氣通信機械の實驗に要する増員

通信技官（二級）	一人
通信事務官（三級）	一人
通信技官（三級）	一人

理由

從來、電信電話機械關係の實驗室として、電氣關係計測器類についてこれを持つてゐるだけであつたが、近年、電信電話ともに機械的分野が相當多く折込まれてゐるので、その調査實驗に際しては、電氣的諸問題の外に機械的、音響的諸設備が必要であり、差向を特に重要な機構設計用具、振動關係測定器類の實驗施設を整備するため前掲の増員を必要とする。

一、海底線施設の維持に要する増員

遞信技官(二級)	六人
遞信事務官(三級)	五人
遞信技官(三級)	十三人

理由

海底電線は現在線長四六〇〇杆を算し、その内容は多種多様に亘る舊態依然たる電信用海底線を主体として構成せられており、いざれも明治、大正時代に布設され、命数の既につきんとしているもののみである。従つてその修理引替工事及び新式海底線の採用等により、急速整備に全力を傾注するとともに、現在放置されている二六〇〇杆の舊軍用海底線の撤收を行い、既設海底線の整備擴充と、連合軍の要請による特急工事に充當する資材の活用を圖らなければ、到底海底線保守の使命達成は望み得ない現状にあるのである。よつて、これらの保守工事、引揚工事を強力に推進せしめるために、前掲の増員を必要とするものである。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	一級技官	三級事務官	三級技官	計	備考
本所	二		三	二	船務課長、布船船整備監督官
海光丸	一		三	五	二級技官は工事長
勢運丸	一		三	五	三級事務官は事務長
榮德丸	一		三	五	三級技官は布設主任、試験主任及び試験主任補佐各一人
第二日吉丸	一		三	五	
備船	六		一	二四	三級事務官は事務長、三級技官は工事長

一、通信事業周知事務の強化に要する増員

逓信事務官（二級） 三人

同（三級） 四人

逓信技官（三級） 四人

理由

逓信事業の再建は、専ら通達施設の復舊、業務能率の増進、事業収入の増加による財政の建直し等の遂行に懸つているのであるが、これらは廣く國民の理解と協力とに俟たねばならぬところであつて、即ち事業再建の成否は事業の周知宣傳事務の強化に依存するところ尠しとしないのである。然るに、現在そのための専掌機關としては、わずかに本省總務局に一係を存するのみであり、またその従事人員も極めて少数であつて、現状を以てしては、到底適切有数の活動を期待することができぬ状況である。よつて、事業再建を促進する手段として周知宣傳の機能を強化する必要があり、そのための要員として前掲の増員を

必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

事 項	事 務 官				技 官		計
	二 級	三 級	三 級	三 級	四 級	三 級	
一、周知全般に關する企畫調整	—	—	—	—			
二、周知宣傳に關する調査研究並びに指導	—	1	1	1			
三、雜誌、パンフレットの編集、映画の作製、展覽會の開 設、寫真、ポスターの展示等周知宣傳施策の實施	—	3	2	2	4	2	
計	三	3	七	4	八	7	一八
		八	五	五			

附記

アラビヤ數字は既配置人員の再掲である。

一 從業員養成の管理機構擴充に要する増員

逓信事務官 (二級) 十人
 同 (三級) 二十八人

理由

逓信講習所は日本再建の基盤をなすため復興整備のための要員の養成機関として、その内容の整備を急務とする必要は喫緊の要務であるが、現在、各講習所における養成人員は一年四萬人に及び、教職員数も一千七百に達し、従つて、その豫算、施設、教務、教材等に関する事務は尨大、かつ多端を極め、その施策を的確に、積極的に推進するためには、その管理指導機構を一段と擴充強化しなければ到底所期の目的を達し得ないので、あらたに逓信教育調査室を設置して逓信教育の重要問題を調査研究せしめる等、本省教養課を擴充強化するため前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

計	教養課					計
	教育調査室	文化係	再教育係	教務係	業務係	
一〇	一	一	一	一	一	五
13				4	4	8
三三	三	四	五	五	六	三三
7				1	1	2
一五	一	二	二	二	二	九
20				5	5	10
五八	五	一	八	八	九	三三

附記

アラビヤ数字は現在配置人員の再掲である。

一、職員の健康管理に要する増員

逓信技官（二級）

十七人

同（三級）

三十三人

理由

戦後の可烈な生活条件のため國民体力の低下は一般に著しいものがあるが、貯金支局においても結核性諸病を始めとする職員の罹病率は俄かに上昇の傾向を示し、長期缺勤者の續出は事務の運行に重大な支障を及ぼしているので、各支局に夫々専務の醫務職員を配置して従業員の健康管理を強化するため、前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

局別	定員	昭和二十年度 缺勤延日數	二級技官	三級技官	計
東京	二、六六一	一、六六五〇	—	—	二
横濱	九一二	五八〇九	—	—	二
甲府	六三七	一、五四一	—	—	三
長野	一、二五五	八、五六五	—	—	一
新潟	三二九	二、五〇〇	—	—	二
金澤	七八五	一、四四一	—	—	二
名古屋	二、三四三	一、五六〇二	—	—	二
大阪	一、五八四	一、二〇六九	—	—	二
福岡	二二〇	一、五二一	—	—	一
京都	一、〇一三	二、三七二四	—	—	二
神戸	一、〇四九	二、九六四	—	—	二

局別	定員	昭和二十年度 缺勤延日數	二級技官	三級技官	計
岡山	四八〇	六、八二七	—	—	二
広島	七一八	一、七三三	—	—	三
松江	三五二	二、七〇四	—	—	一
下松	四七七	四、四八四	—	—	二
徳島	九〇二	四、三一四	—	—	二
福岡	九三九	五、九二九	—	—	二
長崎	五九九	五、八七〇	—	—	三
熊本	一、二四五	二、七五三	—	—	三
鹿兒島	四三五	一、五六七	—	—	三
那珂	三六九	二、四七八	—	—	一
仙台	一、五八九	八、九六一	—	—	二
盛岡	四〇〇	一、九九一	—	—	一

計-旭小函秋山

川樽館田形

二 三、一〇 三一 九 五 五 二 三	三 二 八	五 九 二	二 一 八	二 二 八	四 四 四
	六 七 二 二	四 二 〇 三	二 、 六 八 六	一 、 六 八 一	六 〇 二 四
一 七			一		一
一 五					
一 八					
五 〇					二

附記

配置標準は左記に依る。
 二級技官は定員四五〇以上の支局
 看護婦は定員六〇〇人以上の支局
 調劑員は未配置局

貯金支局の三級官課長を二級官に組替に伴う増減員

逓信事務官(二級) 増員 三十三人

同 (三級) 減員 三十三人

理由

戦災によつて焼失した貯金支局は、全国二十八局のうち十六局に及び、従つて、貯金支局における原簿、計算事務の整備復舊の困難なことは豫想以上のものがあつて、現在、全力を擧げてその處理に當つてゐる次第であるが、他面、各支局は多数の職員を使用しており、その勞務管理、厚生、人事、會計、物品事務等、局務の圓滑なる運行のためには、支局における基幹職員として、局長を補佐し、所掌の業務の直接の責任者たる課長の責務は頗る重大であつて、手腕、力量の卓越した有能者をこれに配置する必要のあることが痛感せられてゐるのである。しかるところ、現在貯金支局の課長には殆んど總て三級官を充てており、事務運行上遺憾の點が尠くないので、主要貯金支局における

庶務課長、厚生課長及び貯金課長には、關係業務に精通した練達技能を二級事務官を配置することとし、そのため前掲の組替増減員を必要とするものである。その配置内譯は次のとおりである。

組替配置調書

局別	定員	同上中	庶務課長	厚生課長	貯金課長	計
横濱	九一二	六八八	—	—	—	三
甲府	六三七	四八一	—	—	—	一
長野	一、二五五	九二六	—	—	—	三
金澤	七八五	四九二	—	—	—	三
名古屋	二、三四三	一、六一一	—	—	—	一
大阪	一、五八四	九七三	—	—	—	二
京都	一、〇一三	六六八	—	—	—	三
神戸	一、〇四九	八〇二	—	—	—	三
廣島	七一八	四二三	—	—	—	二
徳島	九〇二	五九〇	—	—	—	三
福岡	九三九	六〇〇	—	—	—	三

局別	定員	同上中	庶務課長	厚生課長	貯金課長	計
熊本	一、二四五	五六三	—	—	—	三
仙台	一、五八九	一、一六七	—	—	—	三
計			—	—	—	三三

附記

組替標準は左記に依る。

庶務課長は定員七〇〇人以上の支局

厚生課長は定員六〇〇人以上の支局

貯金課長は貯金課定員四五〇人以上の支局

貯金支局二局設置に伴う増員

逓信事務官(二級) 二人
同 (三級) 七十一人

理由

郵便貯金の原簿及び検査計算事務の圓滑な運行を圖るため、本年度において栃木及び千葉に夫々貯金支局を設置し、既設の事務運行困難な支局から、原簿の受持區域を所管換する豫定であるから、これに對する要員として前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

貯金支局設置に伴う増員調書

局別	受持區域	原簿數	定員	内譯		既設の支局から組替	差引増員	備考
				事務官事務員	事務官事務員			
栃木	栃木縣	102,000	205	87	318	10	27	現在、栃木縣は山形貯金支局の、千葉縣は仙台貯金支局の受持區域に屬している。
千葉	千葉縣	33,000	68	14	54	10	44	
計		135,000	273	101	372	20	71	

註 二級事務官は兩局の局長に充てるものである。

一、月次決算事務に要する増員

逓信事務官（三級） 九百十三人

理由

郵便貯金原簿所管廳における事務の整備を圖るためには、決算事務の確立を必要とするが、戦時中男子就業禁止等の理由により女子雇員を差繰つてこれに充て、要員の充實については放任せられたままであつたので、現在、決算事務は混乱状態に陥つており、その整備確立を圖るために前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

要員算出内譯

事務種目	取扱数	一箇月平均数	一人一箇月取扱能率	算出人員	同上内譯
月次決算	一三五四五九〇〇〇	一一、二八八、二五〇	七六六〇	一、四七四	三級官 九一三 雇員 五六一

一、郵便貯金事業の戦災復舊に要する増員

逓信事務官（二級） 二人

同（三級） 千六百十三人

理由

今次の戦争により災害を蒙つた郵便貯金事業の、復舊に要する人員として前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

要員算出調書
一、總括

區別	事務官		雇員	計
	二級	三級		
郵便貯金	四	一、八三一	八二七	二、六六二
證券保管	三	一、九一三	一、〇九三	三、〇〇九
振替貯金	七	七	一四	九一
計	七	三、八二一	一、九三四	五、七六一
査定	七	三、三三四	一、七二五	五、〇六六
前年度成立人員	五	一、七二一	二、〇二〇	三、七四六
差引増減員	二	一、六一三	△二九五	一、三二〇

原本不明瞭

三 郵便貯金

事務種目	取扱数	平均数	所入	同年内 事務官	同年内 職員	備考
亡失申告書受理	75000	75000	75000			
集金票調製	500000	500000	500000			
新通帳等調製	480000	150000	480000			
貯金原簿調製	400000	100000	400000			
預入申込書受理	170000	170000	170000			
事故及び雑務						算出人員の五分
計						
亡失申告書調査確認	250000	250000	250000			
監理事務						
監視員						
計						算出人員の二割 吏員百人につき八

三 証券保管

事務種目	取扱数	平均数	所入	同年内 事務官	同年内 職員	備考
亡失申告書受理	8000	8000	8000			
新保管證等調製發送	140000	140000	140000			
保管原簿調製	200000	200000	200000			
當籤調査票調製	100000	100000	100000			
利子原票調製	100000	100000	100000			
事故及び雑務						算出人員の五分
計						
亡失申告書調査確認	26000	26000	26000			
監理事務						
監視員						
計						算出人員の二割 吏員百人につき八

原本不明瞭

振替貯金

事務種目	取扱数	平均月数	一人箇月取扱能率	所要人員	同上内訳	備考
申告書受理	17,700	2,200	800	10		
受拂金未着申告處理	1,200	1,200	100	10		
再度證書調製發行	2,100	2,100	800	3		
口座票調製	10,000	6,000	2,000	3		
加入者原簿調製	12,000	2,800	2,000	1		
印鑑票調製	12,000	2,800	1,000	3		
事故及び雑務				1		算出人員の五分
計				25		
亡失申告書調査確認	10,000	2,000	100	30	17	
監理事務				30	4	算出人員の一分
監視員				10	1	吏員百人につき一人
合計				77	14	

逓信事務官（二級）の増員理由

戦災により滅失した貯金原簿等の復舊事務を促進するため特に戦災原簿の多い甲府及び鹿兒島兩支局の貯金課長には、練達堪能な事務官を充てる必要があるからである。

参考

戦災復舊事務取扱数量調査書

一、郵便貯金

事務種目	取扱豫定数		同		備考
	貯金支局	郵便局	貯金支局	郵便局	
一、亡失申告書受理	24,000	24,000	24,000	24,000	貯金支局〇郵便局〇 九の割合とする。
同 調査確認	24,000	24,000	24,000	24,000	
二、集合票調製	51,000	51,000	51,000	51,000	逓信局取扱数は郵便局 受取との割合(容疑の 分)とする。
三、新通帳等調製發送	1,380,000	1,380,000	1,380,000	1,380,000	
再度通帳等請求書受理	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	新通帳等調製数より亡 失申告に伴う調製数を 除いたものである。
四、貯金原簿調製	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	
預入申込書受理	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	

二、證券保管

事務種目	取扱豫定数		同		備考
	貯金支局	郵便局	貯金支局	郵便局	
一、亡失申告書受理	5,000	5,000	5,000	5,000	貯金支局〇郵便局〇 九の割合とする。
同 調査確認	5,000	5,000	5,000	5,000	
二、新保管證書調製發送	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	逓信局取扱数は郵便局 受取との割合(容疑の 分)とする。
保管證書再受理	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	
三、保管原簿調製	200,000	200,000	200,000	200,000	新保管證書調製数より 亡失申告に伴う調 製数を除いたもので ある。
當籤調査票調製	200,000	200,000	200,000	200,000	
利子原票調製	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	

三 振替貯金

事務種目	二十二年取扱豫定数	貯金支局上	逓信局郵便局	備考
一、申告書受理	114,800	114,800	106,300	貯金支局の郵便局との割合とする。
亡失申告	100,000	100,000	20,000	
受拂未着申告	14,000	14,000	14,000	逓信局取扱数は郵便局受取数の一割（容疑の分）とする。
亡失申告書調査確認	100,000	100,000	9,000	
受拂未着申告書處理	14,000	14,000		
再度證書調製	2,100	2,100		
三、口座票調製	100,000	100,000		
加入者原簿調製	24,000	24,000		
印鑑票調製	24,000	24,000		

一、南洋廳爲替貯金事務の殘務整理に要する増員

逓信事務官（二級） 一人
 同（三級） 九人

理由

從來、外務省所管であつた南洋廳の爲替貯金事務關係の殘務整理を、本年度より當省において行うこととなつたので、その處理要員として前掲の増員を必要とする。その配内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

分掌事務	二級		三級		計
	官	員	官	員	
統括	一				一
廢止局承繼事務		二			二
被占領地所在郵便局整理事務		二		一	三
南洋振替口座整理事務		二		一	三
各種調査事務		三		二	五
計		九		四	一四

一、通信事業用資材の運用調査に要する増員
 逓信事務官（二級） 三人
 逓信技官（二級） 一人
 逓信事務官（三級） 九人
 逓信技官（三級） 五人

理由

通信事業の復興を急速に實現するためには、資材關係事務を合理化し、その企業的管理方策を樹立することが喫緊の要務であるが、戦時中より、この種の調査事務は甚だしく簡略化せられていたのに加え、深刻な物資不足のため全員が現物取得に追われている現状にあるので、この際、調査機能を復元整備して事務合理化の基礎を確立するため、前掲の増員を必要とする。その事項別配置内譯は次のとおりである。

事項別要員配置内譯

事項	事項別要員配置内譯				計
	事務官 二級	事務官 三級	技官 二級	技官 三級	
一、通信事業用物資所要量及び使用実績の調査統計事務	一	四	一	二	三
二、通信事業用資材の地域別供給力の調査事務	一	二		二	三
三、通信事業用物資の企業的管理方策の調査事務	一	三		一	五
計	三	九	一	五	二五

一、物品の納入検査及び出納保管の強化に要する増員

- 逓信事務官（二級） 三人
- 逓信技官（二級） 二人
- 逓信事務官（三級） 六人
- 逓信技官（三級） 八人

理由

生産材料の粗悪化と生産技術の低下に伴つて、最近の製品は著しく均一性を欠いているので、納入物品に対する検査機能を強化して嚴重な抜検査を行うとともに、荷造資材の逼迫と輸送困難等のため工場渡しの契約が激増し、全契約の約三分の一を占めている現状にあるので、その出張検査と輸送手配に萬全を期する必要があるのと、物品會計官更の職責の重要性にかんがみ、これを二級官に組替えるとのため前掲の増員を必要とする。その算出内譯等は次のとおりである。

要員算出内譯

區別	物品納入検査の強化	輸送關係事務の強化	物品會計官の組替	計
事務官（二級）	一		二	三
技官（二級）	二		△	二
事務官（三級）	六			六
技官（三級）	七			八
職員	五	一〇		六
計	六八	一三		八一

物品會計官吏に二級官を配置する理由

物品會計官吏の職務は、物品の適切を保管についてその責に任ずるに止らず、常に在庫量に留意して現形備蓄官を制御監督するとともに、不用品或いは長期未拂物品の廃棄についても積極的にこれを行う必要があり、また出納についても、命令官の命令をそのまゝ執行するのではなく、常に在庫量種類別状況等を検討して出納せねばならず、これとともに、供用備品の管理については、各局所にある三級官の物品管理主任の物品管理運用事務を實質的に監督してゆかなければならぬ。かように、會計官吏の活動は物品經理面だけに止らず、ひいては事業全体の運用にも重大な影響をもたらすもので、物資關係事務の愈々重要な現状において、その責任は益々加重の一途を辿つていくとき、従來の如く三級官を配置しておくのでは、その職責を充分に果たすことができなないので、二級官を配置する必要があるものである。

参考一

検査件數調査

種別	検査件數	備考
線材	二九三	本件は昭和二十一年四月から同年九月に至る六箇月間の件數である。なお、同期間における輸送取扱件數左の如し。
交換機械	二三八	
搬送機械	五〇一	
無線機械	一六三	
電力機械	六	
金屬機械	二〇四	
被服類	九一	
自動車	八六	
印紙切手	五二〇	
式紙	三〇六	
備品雜品	七三六	
計	三〇四四	甲種 一九六六 乙種 八一八 計 二七八四

大量検査成績實例

品名	納入數量	良品數量	不良割合	會社名	記事
三號自動式電話機	一、〇〇〇	一五〇	八割五分	日本電氣	送話遠し
三號共電式電話機	三、九〇〇	二七五〇	三割強	沖電氣	通話不良、絶縁不良
三號共電式卓上電話機	二、〇〇〇	六五〇	七割強	日本通信工業	通話不良、絶縁不良、出來形不良
二號TAランプ	一〇、〇〇〇	一五〇〇	八割五分	扶養電氣	點火斷線、光度低し
二號Yランプ	一、〇〇〇	八二〇	一割八分	日本通信工業	出來形不良
單式プラグ	二、〇〇〇	一、一五〇	四割五分	立電氣	出來形不良

一、車輛管理の強化に要する増員

逓信事務官(二級) 一人
 同(三級) 六人
 逓信技官(三級) 六人

理由

當省保有の車輛は昨今漸次その數を増加しつつあるが、その充實と配備の均衡を圖るとともに、輸送に機動性を持たせ、整備施設の充實によつて稼働率を向上する等、從來個々に分散運営していた車輛を一元的な管理に移して総合運営を実施し、車輛の効率の向上を圖るため前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

分 掌 事 項	事務官		技 官		事務員	技術員	計
	二級	三級	二級	三級			
一、車輛關係事務の綜合調整	1	1					1
二、車輛の一元管理及び綜合運営		3		2	3		8
三、運轉手の服務及び指導訓育		1		1			2
四、車輛及び同用品の需給計畫並びにその実施		3		2	4		10
五、車輛の修繕改造計畫及びその実施		1		1	2		4
六、所屬車輛の管理運営		1		1	1		3
七、燃料代燃化の調査及びその実施計畫		1		1	1		3
計	11	17	1	8	10	1	32
	二	七	一	一四	三	一	五八

附 記

アラビヤ數字は現在配置人員の再掲である。

参考

車輛配置狀況調査

計	本	東	長	名	金	大	廣	松	熊	仙	札	區
	省	京	野	屋	澤	阪	島	山	本	台	幌	別
大貨物	五六	九二	二三	六二	六	六四	三九	三三	六八	三六	一三	四九二
小車	一九	三五	七	二二	一	五四	一七	九	二四	四五	三〇	二六三
乗用車	五七	二六	四	一六	二	二二	六	五	一六	八	六	一六八
特殊車	一一	一一	二	八	一	八	七		一〇	三	二	六四
同上小計	一四四	一六四	三六	一〇八	一〇	一四八	六九	四七	一一八	九二	五一	九八七
米軍拂下車	一五	四〇	九	二〇	七	三一	二〇	一〇	二〇	一八	一〇	二〇〇
トク	一〇〇	四〇	九	二〇	七	三一	二〇	一〇	二〇	一八	一〇	一九五
總計	一六九	二四四	五四	一四八	二四	二一〇	一〇九	六七	一五八	一二八	七一	一三八二

一、車輛工場の設備擴充に要する増員

逓信事務官（三級）

七人

逓信技官（三級）

八人

理由

車輛修理を直營として修理期間の短縮と修理の完全を圖るため、資材局に車輛工場を設け、本省及び東京逓信局所屬の車輛の修理に當つているところ、同工場は甚しく狹隘且つ設備不完全で、作業上支障が多いのみでなく、今後の車輛増加に對應する餘地が全然なく、車輛保守の完備を期し得ない現状にあるので、その設備を擴充するに伴つて前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

王塚表
今分事務

要員配置内譚

分掌事項	事務官	技官	事務員	技術員	計
一、工作場計算	1				1
二、資金前渡官吏の事務	3				3
三、勞務厚生	1				1
四、物品會計官吏の事務	2				2
五、工作命令	2				2
六、工作材料の需給計画	1	1			2
七、工作技術の調査研究	1	1			2
八、技術の指導		2			2
九、修繕車輛の出入場計画		1	5	2	8
一〇、工場機械設備		2	2	1	5
一一、車輛の材料検査		1	1	1	3
一二、工作作業			2	2	4
計	5	6	1	145	152

附記

アラビヤ數字は現在配置人員の再掲である。

参考

車輛工場施設概要

一、建物

工場	六八〇坪
車庫	六〇坪
倉庫	一四九坪
事務所關係	二九五坪
計	一八四坪

二、主要機械設備

二トン天井起重機	二台	ミーリング	二台
三馬力空氣壓縮機	二台	ボール盤	一台
モノレール	二台	中グリ盤	一台
二十キロ變壓器	四台	プレス	一台
氣鑽	二台	萬力	五台
車体昇降機	一台	重壓機	二台

附記

18トン空氣槌	一台	グラインダー	一台
水動力計	一台	セーパー	一台
木工用機械	四台	研磨機	二台
電動機	三台	鋸盤	一台
旋盤	五台	熔接機	二台

修繕對象車輛數 二六〇輛
 一箇月修繕豫定數 二五輛 (大修繕二〇輛、局部修繕五輛)

三簡易保險局官制

簡易保険局官制定員増減員調書

計	事務官		技官		計
	二級	三級	二級	三級	
計	二 三	△ 四一〇	一 二	二 九	△ 三四六
	二 三	△ 四〇五	一 一	一 〇	△ 四〇五
					三 九
					二 〇
					二 〇

職員健康管理
簡易保険支局の三級官
課長を二級官に組替
簡易生命保険被保険者
の巡廻相談事務を逓信
局から移管
豫算の減少

一、職員の健康管理に要する増員

逓信技官（三級）

二十人

理由

戦後國民体力の低下は一般に著しいものがあるが、簡易保険支局職員についてみるも、特に結核性諸病の罹病率は漸次上昇の傾向を示し、長期缺勤者の漸増は事務の運営に重大な影響を及ぼしているので、各支局にX線並びに調剤関係要員を配置して職員の健康管理に遺憾のないようにするため、前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	X線關係	調劑關係	計
東京	二	一	三
岐阜	二	一	三
京都	二	一	三
善通寺	二	一	三
福岡	二	一	三
仙台	二	一	三
北海道	一	一	二
計	一三	七	二〇

一、簡易保険支局の三級官課長を二級官に組替に伴う増減員

逓信事務官（二級）増員 二十三人

逓信技官（二級）増員 一人

逓信事務官（三級）減員 二十三人

逓信技官（三級）減員 一人

理由

郵便局及び保険契約者の戦災に伴う関係書類の焼失によつて、簡易保険支局における事務の整備復舊は頗る複雑困難となつてゐるので、目下全力を擧げてその處理に當つてゐる次第であるが、他面各支局は多數の職員を使用しており、その勞務管理、厚生、健康管理の事務については萬全を期する必要がある、従つて、簡易保険支局における基幹職員として局長を補佐し、所掌の業務の直接の責任者たる課長の責務は頗る重大であるので、これらの課長には、すべて達識、有能な二級官を配置して事務の圓滑な運行を圖ることとし、よつて前掲のとおり

り組替増減員を必要とするものである。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	配置人員		配置箇所
	事務官	技官	
東京	三		厚生課長、第三支拂課長、貸付課長
岐阜	二		厚生課長、契約課長
京都	四		厚生課長、第二契約課長、第三支拂課長、貸付課長
善通寺	三		厚生課長、契約課長、支拂課長
福岡	四		厚生課長、第一契約課長、第二契約課長、第二支拂課長
仙台	四		厚生課長、第二契約課長、第一支拂課長、第二支拂課長
北海道	一		厚生課長、契約課長、支拂課長、醫務課長
計	二四	一	

参考

保險支局課別定員配置調書

課別	東京	岐阜	京都	善通寺	福岡	仙台	北海道	計
庶務課	二〇六	八九	二一〇	八〇	一四八	一五五	七七	九六五
厚生課	五三	三八	五〇	三一	三七	三九	三〇	二七八
醫務課	三七	二六	三七	二三	三三	三五	二三	二一四
第一契約課	二二七	二二四	二二六	二一七	二一三	二二〇	二〇九	一、五三六
第二契約課	二二七		二二三	二一七	二〇六	二一三	二〇九	八七九
第一支拂課	二一六	二二八	二一七	二三〇	二〇八	二〇五	二二五	一、五二九
第二支拂課	二一四		二〇八		二一一	二一四		八四七
第三支拂課	二〇九		二〇四					四一三
貸付課	二〇八		二〇七			二〇四		四一五
年金課	一、六〇七	六〇五	一、七八五	五八一	一、〇五六	一、二八五	五六四	七、四八三

一、簡易生命保険被保険者の巡回相談事務を逓信局から移管に伴う増員

- 逓信技官（二級） 十一人
- 逓信事務官（三級） 十八人
- 逓信技官（三級） 十八人

理由

從來逓信局において運営されてきた簡易生命保険被保険者の巡回相談事務は、醫療施設その他の關係で、逓信局においては事實上運営困難であるので、簡易保険支局において司掌することとし、これに伴つて、その要員である前掲の人員の組替増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	二級官及び同待遇官		三級官及び同待遇官		雇員及び同待遇		計
	技官	嘱託	事務官	技官	嘱託	看護婦	
東京	二	一	四	二	三	四	一八
京都	二	一	三	二	三	四	一六
福岡	二	一	三	二	二	三	一四
仙台	二	一	三	二	二	四	一四
岐阜	一	一	三	一	二	三	一〇
善通寺	一	一	一	一	一	二	八
北海道	一	一	一	一	一	二	八
計	一七	七	一八	一〇	一八	二二	九〇

一、豫算の減少に伴う減員

逓信事務官（三級）

四百五人

理由

昭和二十二年度豫算の減少に伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

四電氣試験所官制

電氣試験局官制定身表

事	項	官				計
		一	二	三	四	
電氣科学技術の研究 國際電氣通信株式会社の接收 電氣計器檢定業務等の施行 電氣通信機器輸出品の検査 計						
		六	一	二	三	
		六七	二	二	四七	一六
		五一	五	三	二四	一九
		一九四	二八		一五五	一一
		三一八	三五	六	二二八	四九

一、電氣科學技術の研究に要する増員

逓信事務官（二級）	三人
逓信技官（二級）	十九人
逓信事務官（三級）	十六人
逓信技官（三級）	十一人

理由

電氣試験所は、我國における電氣に關する唯一の綜合研究機關として、現在、その基礎的研究は勿論、電氣通信、電力、電氣用品、電子管、電氣材料その他あらゆる分野に亘つての緊急な問題につき、全智能を動員結集して研究の強力を遂行を圖つてゐるのである。且つ又、從來、相當の研究員、研究設備並びに研究經費を擁して活潑な動きをなしてきた各種の民間研究機關が、資金その他の關係で舊來のような活動が望み難い現状において、電氣科學技術の研究は、今後は専ら電氣試験所の如き國家研究機關によつてその目的を達成するの外ないので、從

つて同所の擴充が緊急に要望せられてゐるのである。

電氣試験所においては、かかる新事態に對處し、既定の研究に徹底的検討を加えて再整備を圖る外、現下最も急速解決を要する新課題について研究機能の擴充を圖らうとするものであつて、そのための要員として前掲の増員を必要とするものである。その配置内譯は次のとおりである。

研究項目別要員配置内訳

區別	一技級官	二事務級官	二技級官	三事務級官	三技級官	計
電氣の基礎に関する研究	1		1	1	1	1
(一)電氣單本位維持の研究			1	1	1	
(二)電氣に関する基礎科學の研究			1	1	1	
(三)電氣測定に関する研究			1	1	1	
電氣材料に関する研究			2		2	2
(一)電氣絶縁材料に関する研究			1	1	1	
(二)磁性材料に関する研究			1	1	1	
(三)電氣化學に関する研究			1	1	1	
(四)電氣部品に関する研究			1	1	1	
真空管に関する研究						
(一)現用通信管に関する研究						
(二)超短波真空管に関する研究						
計			2	2	2	1
			10	1	17	29

區別	一技級官	二事務級官	二技級官	三事務級官	三技級官	計
有線通信に関する研究			4	1	2	4
(一)印刷模寫電信に関する研究			1	1	1	
(二)自動電信交換に関する研究			1	1	1	
(三)搬送多重通信に関する研究			1	1	1	
(四)ケーブルに関する研究			1	1	1	
(五)通話標準及電話機に関する研究			1	1	1	
(六)長距離通信回線安定度向上の研究			1	1	1	
無線通信に関する研究			2	1	1	2
(一)無線通信に関する研究			1	1	1	
(二)高周波測定器に関する研究			1	1	1	
(三)移動用無線の研究			1	1	1	
電力及びその應用に関する研究						
計			4	2	4	4
			16	1	26	43

- (一) 長距離送電に関する研究
- (二) 電力機器に関する研究
- (三) 電燈及電熱利用に関する研究
- (四) 電氣計測及制御に関する研究
- (五) 農業電氣開發による食糧増産の研究
- (六) 電氣探査及選鑛による國內資源開發の研究
- (七) 放電による肥料の研究
- (八) 風力發電の研究
- テレビジョンの基礎的研究
- (一) テレビジョン原理の研究
- (二) テレビジョン用真空管の研究
- 電氣的統計機の研究

試 作 業 務	2	2		2																
	3	4		4																
	5	6		6																

合 計	電 氣 計 器 檢 定 業 務			用 品 事 務			企 業 調 査			庶 務 會 計			區 別
	一 級	二 級	三 級	一 級	二 級	三 級	一 級	二 級	三 級	一 級	二 級	三 級	
49	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	技 官
35	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	技 官
14	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	技 官
19	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	技 官
10	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	技 官
3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	技 官
1	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	技 官
1	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	技 官

附 記

一、アラビヤ數字は新規配置人員の再掲である。
 二、電氣試験所機構
 庶務課、調整課、試験部、業務部、基礎部、材料部、電子管部、通信部、電力部、試作工場、七出張所

二級事務官配置理由

電気試験所の機能を遺憾なく發揮するためには、研究並びに試験業務の擴充強化と相俟つて、その事務的分野の強化が絶対に必要である。即ち研究並びに試験業務の實施に並行して、所内の庶務、會計、物品、厚生、勞務等各種事務を圓滑に推進せしめねばならぬが、從來のような陣容では到底その目的を達し難いので、前所庶務課及び調整課を擴充強化して、あらたに庶務課、會計課、厚生課及び企畫課の四課からなる總務部を設置し、各課長に智識經驗豊富な二級事務官を配置する必要があるのである。

電気試験所總務部分課表

總務部				部
企畫課	厚生課	會計課	庶務課	課
研究試験業務の調査、企畫及綜合調整、研究成果の實用化、特許實用新案の實施、研究調査報告の編纂頒布、電気技術の周知、利用勸奨等	職員の給與、勞務、厚生福利、養成保健及共濟事務等	歳入、歳出、豫算、決算、物品調達、物資受給計畫、營繕工事、歳入徴收官、支出官及出納官吏事務、國有財産の管理事務等	人事、文書、關係諸法規の制定改廢、公益法人の監督事務等	分掌事務

參與設置理由

電気試験所は、我國における電気に関する唯一の総合研究機関として、總ゆる分野に亘つての劃期的研究を要請されているのであるが、これがためには關係官廳及び民間諸團體並びに諸會社等と緊密な連絡を保ち、同所における研究の企画、研究成果の實用化並びにその技術指導等、その運営の適正を期することが極めて必要であるので、右の目的を以て、學界をはじめ、官廳、民間における權威者を動員してこれを電気試験所の參與に委嘱し、各方面の知能をばここに結集することによつて、同所の使命の遂行に寄與せしめんとするものである。

一、國際電氣通信株式会社の接收に伴う増員

通信事務官（二級）	二人
通信技官（二級）	二十四人
通信事務官（三級）	四十七人
通信技官（三級）	百五十五人

理由

連合軍最高司令部の指示に基き、國際電氣通信株式会社を解散し、従來同社の取扱つてきた業務は通信省において承継することとなつたのに伴つて、その技術研究所の事務を電氣試験所に引継ぐため前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

合	部 管 空 眞				第 十	第 九	第 八	第 七	區 別
	計	受 信 管 課 (空 信 管 課)	送 信 管 課 (空 信 管 課)	庶 務 課 (庶 務 課)					
					同	同	同	同	
									二級官
									技官
									三級官
									技官
									職員
									計

第 六	第 五	第 四	第 三	第 二	第 一	調 査	試 作	庶 務 課 (庶 務 課)	研 究 所 長	區 別
同	同	同	同	同	研	査	作	品 生 活 計 畫		
										二級官
										技官
										三級官
										技官
										職員
										計

一、電気計器検定業務等の施行に要する増員

- | | |
|-----------|----|
| 逓信事務官（二級） | 一人 |
| 逓信技官（二級） | 三人 |
| 逓信事務官（三級） | 二人 |

理由

電気計器検定その他の試験業務は、我國産業の復興に伴つてその申請数は急激に増加する見込であるから、その検定施設を整備するとともに、機器の品位の向上、規格の統一、製作技術の改善等についての調査研究を行つて、製品の量的、質的向上を圖る要があるので、その要員として前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

要員配置内訳

計	企 業 調 査	庶 務 會 計	無線 方位 測定 機 試 験 業 務	エ ッ ク ス 線 檢 定 業 務	電 氣 用 品 試 験 業 務	電 氣 用 品 取 締 業 務	現 地 試 験 承 認	監 督 事 務 （公益 法人 駐在）	電 氣 計 器 檢 定	電 氣 計 器 檢 定 業 務	區 別	技 官 級 別
									1	1		一 級 官
1		1										二 級 官
5	1					1						二 級 技 官
16									1	9		一 級 技 官
2		2										三 級 技 官
17		4							5	7		二 級 官
38									1	8		三 級 官
67	1	3				1			1	3		計
73	4	5	1	2	4	4	2	2	4	5		

附記

アラビア数字は新規配置人員の再掲である。

参考

電氣計器檢定申請見込箇數調

年度別	(官營のもの)	(民營のもの)	計
昭和二十二年	三九六、〇〇〇個	六七〇、〇〇〇個	一、〇六六、〇〇〇個
昭和二十三年	六三〇、〇〇〇個	六二〇、〇〇〇個	一、二五〇、〇〇〇個
昭和二十四年	七一三、〇〇〇個	六八八、〇〇〇個	一、四〇〇、〇〇〇個

一、電氣通信機器輸出品の検査に要する増員

逓信技官（二級） 五人

逓信事務官（三級） 二人

逓信技官（三級） 二十八人

理由

電氣通信機器は食糧、原材料その他の輸入見返品として我國重要輸出品の一つであるが、現状においては相當の粗悪品があり、その輸出に當つては特に嚴重な検査を必要とするところであるが、これらの機器は高度の技術製品であるため、電氣試験所以外ではその検査を行ひ得ない状況であるので、同所における検査要員として前掲の増員を必要とするものである。

参考

電氣通信機器輸出申請見込個數調

種別	品名	單位	數量
有線機械	電話器交換機類	局	三
搬送	電信機類	組	二〇〇
	攜帶搬送裝置	組	一〇〇
	裸線搬送裝置	組	五〇
	無裝荷送ケイ装アル	組	一〇
無線	送信機	機	五〇
	一〇KW級	機	一
	一〇〇一五〇〇KW級	機	三
	一〇二KW級	機	五
電子管	受信用無線裝置	機	一〇〇
	移動用無線裝置	機	五〇
	送信真空管類	個	五〇〇〇

種別	品名	單位	數量
線材	受信真空管類(ラジオ用)	個	五〇〇〇
	各種線類	噸	一五〇
電源	各種發電機	台	一〇〇
	五〇KW級	台	二〇
	一五KW級	台	二〇
	五〇KVA級	台	一
	一五KVA級	台	五
	電動發電機	組	三〇〇
	整流池	個	一〇〇〇
	電池	個	一〇〇〇
	測定器	個	一〇〇〇〇
その他	計器	個	一〇〇〇〇

五
選
信
講
習
所
官
制

通信講習所官制定員増員調査

事項	事務官		技官		教官		計
	二級	三級	二級	三級	二級	三級	
通信講習所の養成期間延長等					10	18	28
電気通信技術者の再教育			1				1
通信講習所の事務機能強化	3	1					4
計	3	1	1		10	18	23

一、通信講習所の養成期間延長等に伴う増員

通信教官（二級） 二百六人

同（三級）二百三十八人

理由

通信講習所の機構を拡充強化し、高等通信講習所及び普通通信講習所とも養成期間を一箇年延長したので、その学年進行に伴う要員とともに、普通学科の充実及び研修部並びに研修科の設置に伴う要員として前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

教務委員算出調書

所別	部科別	換算 養成人員 標準	組 數	算出 要員 標準	算出 人員	査定	同上	二級官	三級官	內 職	託 託
高等通信	郵務科	1130	6	11	11	9	5	5	4	4	4
	電信科	110	3	3	3	4	5	5	1	1	1
	電話科	1120	6	11	11	9	5	5	4	4	4
	無線通信科	110	3	3	3	4	5	5	1	1	1
	技術各科	100	5	15	10	11	10	10	11	11	11
	研究部	80	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	行政部	80	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	技術部	80	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	專修部	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	1788	27	74	74	74	74	74	74	74	74
普通通信	普通業務科	17100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	技術科	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1

所別	部科別	換算 養成人員 標準	組 數	算出 要員 標準	算出 人員	査定	同上	二級官	三級官	內 職	託 託
普通通信	郵務科	1130	6	11	11	9	5	5	4	4	4
	電信科	1100	3	3	3	4	5	5	1	1	1
	電話科	100	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	技術科	200	3	3	3	4	5	5	1	1	1
	專修部	1180	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	業務科	1000	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	電話科	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	技術科	180	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	研究部	180	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	1788	27	74	74	74	74	74	74	74	74
合計	合計	3578	54	148	148	148	148	148	148	148	148
	現在配置人員	3578									
差引増減員											

附記

教務要員算出標準は次のとおりである。

一、高等通信講習所

1. 本科

一 學級毎に専任教官二人とする。

2. 研修部

電信、電話、郵便、貯蓄、有線、無線、機械、搬送等専門に指導せしめるため各事業毎に専任教官一人とする。

二、普通通信講習所

1. 普通部、高等部、専修部技術科

四學級迄一二人、以上一學級増毎に一五人とし總員の一割を囑託教官とする。

2. 専修部業務科

一 學級毎に専任教官一人とする。

3. 専修部電話科

一 學級毎に専任教官一、二人とする。

4. 研修科

各講習所毎に専任教官二人とする。

参考一

二十二年度養成人員調査

區別	部科別	期間	養成人員		備考
			養成人員	養成換算人員	
高等逓信	技術各科	三年	無線逓信科	四〇〇	一、二〇〇
			電話科	八〇〇	二、四〇〇
			電信科	四〇〇	一、二〇〇
			郵務科	八〇〇	二、四〇〇
研究部	行政科	一年	技術科	五〇〇	五〇〇
			技術科	五〇〇	五〇〇
			技術科	五〇〇	五〇〇
計	專修部教育科	六月	計	五九〇	一、四四五
			計	七六〇〇	一、五二〇〇
普通部	業務科	二年	計	三〇〇	六〇〇
			計	三〇〇	六〇〇
再教育					

區別	部科別	期間	養成人員		備考
			養成人員	養成換算人員	
高等逓信	技術各科	一年	無線逓信科	九〇〇	九〇〇
			電話科	八〇〇	八〇〇
			電信科	二、五〇〇	二、五〇〇
			郵務科	六、六〇〇	六、六〇〇
研究部	業務科	三月	技術科	四、六〇〇	一、一五〇
			技術科	一、二〇〇	三、〇〇〇
			技術科	一、二〇〇	六〇〇
計	計	三月	計	三、七七〇〇	三、一、六五〇
			計	三、八二九〇	三、三〇九五
再教育					

参考二

逓信講習所部科の概要

〔高等逓信講習所〕

區別	養成期間	入學資格	養成對象	備考
郵務科 電信科 電話科 無線通信科 線路技術科 機械技術科 傳送技術科 無線技術科 特別技術科 教育部	三年 六月	中卒程度 高専卒	管理要員 技術幹部 普通教官	業務關係 技術關係 部内技術者としての補修教育 教官としての専門教育

區別	養成期間	入學資格	養成對象	備考
行政科 技術科 臨時特別科	一年	大學卒業程度	高級幹部	業務關係 技術關係 見習學士全員 高文 高専 其他 選抜 臨時必要の場合に開設

(一) 普通通信講習所

臨時特別科	區別	養成期間	入學資格	養成對象	備考
研部修專部等高通普	技術科 業務科 技術科 業務科 技術科 業務科 技術科 業務科 技術科 業務科	三月 六月 三月 一年 二年	國高卒程度 丙類 乙類 甲類 國高卒程度	現業幹部 工員 集配員 電話事務員 中堅現業員 事務員級 工務員級	男女幹部に対する再教育 特務雇員としての事業教育 現業員としての総合教育

教育機關設置狀況

本所名	支所名	分室名	計
高等通信 東京	高崎、石和、新潟	吉祥寺 國立、千葉	二
長野	靜岡、鈴鹿	久野	一
名古屋	京都	津、三河川、兵庫 瀨野、澁川、厚狹 龍岡	五
大阪	山口	黑石原	二
廣島	長崎、福岡、大分、天草、筑後		七
四國	大湊		二
熊本	釧路、八雲	旭川、北見、函館	六
仙台			
札幌			
計			四一

一、電氣通信技術者の再教育に要する増員

通信技官(二級) 十五人
 同(三級) 三十四人

理由

電氣通信施設の復興は刻下の急務であるが、その根底をなす線路、無線、搬送、電信、電話、機械等の各部門に従事する中堅の技術者をはじめ、直接現場においてその建設及び保守に従事する技術員の素質の低下は戦争以來極めて著しいので、これらの者に對して再教育を實施すると、三級技官に對して、同軸ケーブル、超短波、模寫電信、寫真電信及び會議電話等の特殊技術を實際的に教育するのによつて、前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	高等	普通	計
東 京	一	〇	一
長 野	一	〇	一
名 古屋	一	〇	一
金 澤	一	〇	一
大 阪	一	〇	一
廣 島	一	〇	一
四 國	一	〇	一
熊 本	一	〇	一
仙 臺	一	〇	一
札 幌	一	〇	一
計	一〇	〇	一〇
高等	二	八	一〇
普通	三	六	九
計	三	一四	一七

一、逓信講習所の事務機能の強化に要する増員

逓信事務官（二級） 三十一人

同（三級） 百二十八人

理由

昭和二十年度から逓信講習所の制度を根本的に改正して、逓信講習所官制を制定し、独立の官廳として、一般學校事務の外、支出官事務、職員生徒の厚生事務及び對外折衝を講習所に専行せしめることとしたのであるが、當時戰爭激化中のため極度の豫算的制肘を受けて、これに必要な要員を配置することができず、尙少の教官が事務要員を兼ねるような状態であつたため、事務、教養等ともに支障を生ずることが甚しかつたのであるが、終戦後、日本再建のために教育の重要性が高唱され、逓信講習所においても、高等、普通ともに養成期間を一箇年延長することとしたため、これに伴う事務も激増し、對外折衝も愈々重要となつてきたので、その機能を強化して事務運行に遺憾のないよう

うにするため、前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

六無線電信講習所官制

無線電信講習所官制定員増減員調書

計	無線通信士の養成	事項					
		事務官	技官	教員	官	計	
三	三	二級	三級	一級	二級	三級	
一六	一六	二級	三級	一級	二級	三級	
一	一	二級	三級	一級	二級	三級	
二	二	二級	三級	一級	二級	三級	
一	一	二級	三級	一級	二級	三級	
四一	四一	二級	三級	一級	二級	三級	
△	△	二級	三級	一級	二級	三級	
二五	二五	二級	三級	一級	二級	三級	
三九	三九	二級	三級	一級	二級	三級	

一、無線通信士の養成に伴う増減員

逓信教官(一級)増員	一人
逓信事務官(二級)増員	三人
逓信技官(二級)増員	一人
逓信技官(二級)増員	四十一人
逓信事務官(三級)増員	十六人
逓信技官(三級)増員	二人
逓信教官(三級)減員	二十五人

理由 文化日本建設のため重要な役割を擔當し、今後量質ともに高度の進歩發達を豫想せられる無線通信並びに電波工業部門に従事すべき、通信及び技術一体の優秀な無線要員の養成を行う必要があるため、これに伴つて前掲の増減員を必要とする。その算出内譯等は次のとおりである。

一、總括 要員算出内譯

區別	統轄所	庶務	その他	計	現在	要増減
一級教官	一人			一人	一人	一人
二級教官		六五		六五	二四	四一
同 事務官		四		四	一	三
同 技官		一	一	二	一	一
三級教官		三四		三四	五九△	二五
同 事務官		三〇		三〇	一四	一六
同 技官		三		三	三	二
計	九九	三五	六五	一九一	一〇二	三九

區別	養成一組當		組數	一組時間		週間時間		所定人員數	同上内譯		
	人員	員數		時間	時間	人員	人員		人員	人員	人員
專攻科	100	30	2	3	3	14	10	1	3	1	
本科	1000	0	2	3	3	14	10	1	3	1	
計	1100	0	4	6	6	28	20	2	6	2	
査定											
特科	50	0	1	3	3	14	10	1	3	1	
合計	1150	0	5	9	9	42	30	3	9	3	

三、庶務その他

區別	基本數		算出率	算出人員合計		査定	同上内譯		
	人員	員數		人員	員數		人員	人員	人員
二級官以上及び二級官相當者	80	1	5%	80	1	5	4	1	3
養成生徒數	2250	0	15	337	7	5	4	1	3
三級官及び三級官相當者	44	0	5	22	7	30	4	1	3
養成生徒數	2250	0	15	337	7	30	4	1	3
合計	2294	0	15	674	14	30	8	2	6

附記 右の外、中央無線電信講習所における醫務要員として二級技官一人並びに中央、大阪、防府、熊本及び仙台各無線電信講習所における機器の保守、管理等の要員として三級技官五人を要する。

中央無線電信講習所長に一般教官配置理由

無線電信講習所は、將來益々高度の發達を豫想せられ、且つ、我國通信並びに工業面において重要な地位を占めるべき無線通信及び電波工業部門に従事する要員の養成機關であるが、特に中央無線電信講習所においては、本年度より専攻科生の養成を行うので、同所の教官及び生徒は、専門學校以上の實質を具備するものであり、且つ同所は他の無線電信講習所に對して、推進的、指導的立場にある關係もあるから、同所長には特に一般の通信教官を配置し、以て優秀なる無線通信士養成の最高責任者として、その職責の遂行に當つて遺憾のないことを期せんとするものである。

参考

昭和二十二年度無線電信講習所生徒養成計畫

科別	所別	専攻科	本科	特科	計
中央	大阪府	八〇〇人	四〇〇		一二〇〇
大	阪府		三〇〇		三〇〇
府	熊		二〇〇		二〇〇
本	仙		四〇〇		四〇〇
台			一〇〇	五〇	一五〇
計		八〇〇人	一、四〇〇	五〇	二、二五〇

七
遞
信
局
官
制

逓信局官制定員増減員調書

事項	事務官			技官			計
	二級	三級	官	二級	三級	官	
逓信事業の管理	三六	七一	五	三	九	七	七六三
日本電信電話工事株式会社の接収	二	四〇	三〇	一六〇	二三二		
電波行政の運営	九	五二	一	一九	八〇		
電波施設の維持	一	六一	一	五四	一一七		
監察機能の強化刷新	一八	五七	三三	四	一〇八		
郵便局舎その他の新営	一	二三	一一	三二	六七		
従業員の再教育強化	二〇	一五〇	七		一七〇		
電気通信技術者の再教育		一八			三七		
逓信事業周知事務の強化	六	四〇		八	四〇		
郵便貯金事業の戦災復興					三二		
簡易生命保険被保険者の巡廻相談事務を簡易保険局へ移管					四〇		
計	△	一八	△	△	△	△	三九

事項	事務官			技官			計
	二級	三級	官	二級	三級	官	
逓信事業用資材の運用調査	八	三一	三	二七	六九		
電気通信機器の修理施設強化		四		五	一一		
物品の納入検査及び出納保管の強化	一〇	四七	一〇	一八	八五		
車輛管理の強化		二四	三	二〇	四七		
計	二二	一三〇	九二	三四六	一、七八九		

一、通信事業の管理に要する増員

通信事務官（二級） 三十六人
 通信技官（二級） 三人
 通信事務官（三級） 七百十五人
 通信技官（三級） 九人

理由

昭和二十一年度末現在において、通信事業の管理事務に従事する全職員数に対比して不足する員数を定員化して、その運行に支障のないことを期するため前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

要員算出内訳

区別	二十一年七月一日現在員		官制改正によるその後の増員		計	二十一年度末定員		差引増員
	員数	増減	員数	増減		員数	増減	
事務官（二級）	一八四		二八		二一二		一七六	三六
技官（二級）	二二四		一一二		三三六		三三三	三
事務官（三級）	四〇〇		四二一		四四二		三七一	七一五
技官（三級）	一、三〇四		四六〇		一、七六四		一、七五五	九
計	五七二〇		一、〇二一		六七四一		五九七八	七六三

現在員調書

區別	二級		三級		計
	事務官	技官	事務官	技官	
東京	二五	五四	八之七	三一八	一、二二四
長野	一八	一九	二九五	一〇九	四四一
名古屋	二二	三三	四〇六	一八〇	六四一
金沢	一七	一五	二二七	八二	三四一
大阪	二四	六九	七七一	三一六	一、一八〇
廣島	二一	三〇	三八四	一五一	五八六
松山	一八	二一	二四四	一〇八	三九一
熊本	二五	四四	五六六	二二四	八五九
仙台	二一	二七	三七五	一三三	五五六
札幌	二一	二四	三三四	一四三	五二二
計	二一二	三三六	四四二九	一、七六四	六、七四一

一、日本電信電話工事株式会社の接收に伴う増員

通信事務官（二級）	二人
通信技官（二級）	三十人
通信事務官（三級）	四十八人
通信技官（三級）	百六十八人

理由

連合軍最高司令部の指示に基き、日本電信電話工事株式会社を解散し、従来同社の取扱つてきた業務は逓信省において承継することとなつたのに伴つて、前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

要員配置内訳

区		別		要員配置内訳	
区	別	事務官	技官	事務官	技官
長	野	1	1	1	1
名	古屋	1	1	1	1
金	沢	1	1	1	1
大	阪	1	1	1	1
廣	島	1	1	1	1
計		5	5	5	5
計		100	100	100	100
備					
考					

区		別		要員配置内訳	
区	別	事務官	技官	事務官	技官
松	山	1	1	1	1
熊	本	1	1	1	1
仙	台	1	1	1	1
札	幌	1	1	1	1
合	計	4	4	4	4
計		100	100	100	100
備					
考					

従来の東京支社は本省機
構に吸収し、東京以外の
各地支社及び出張所は各
逓信局に吸収するもので
ある。

一、電波行政の進行に要する増員

逓信事務官（二級） 九人

同（三級） 五十二人

逓信技官（三級） 十九人

理由

文化國家の建設上、電波の利用は常に先導的的使命を擔うべきものである點にかんがみ、電波技術の急速且つ飛躍的發達を推進するとともに、電波施設運営の圓滑化を圖つて、その活用に完璧を期する必要があるので、その要員として前掲の増員を必要とする。その配置内詳は次のとおりである。

要員配電内譯

區別	現在配電			改正配電			差引増減員		
	二級	三級	計	二級	三級	計	二級	三級	計
一般無線管理	15	25	40	10	10	20	10	10	20
連合軍等の連絡折衝	5	11	16	5	10	15	0	10	10
陸上及び實驗の許否監督	5	11	16	5	10	15	0	10	10
無線装置工事業者の認定	3	3	6	3	3	6	0	0	0
船舶施設の許否監督及び局所開廢	6	9	15	6	9	15	0	0	0
無線施設検査	1	1	2	1	1	2	0	0	0
無線機器取締	1	1	2	1	1	2	0	0	0
計	56	76	132	41	53	94	15	23	38

區別	現在配電			改正配電			差引増減員		
	二級	三級	計	二級	三級	計	二級	三級	計
放送無線電話管理	22	16	38	18	26	44	0	0	0
放送事業監督	13	11	24	10	10	20	0	0	0
放送取締	9	11	20	8	10	18	0	0	0
放送技術監督	4	19	23	8	10	18	0	0	0
外國情報受信	3	3	6	3	3	6	0	0	0
聽取無線電話許可廢止異動	11	11	22	100	100	100	0	0	0
同機器取締	3	3	6	3	3	6	0	0	0
電波施設維持	2	2	4	2	2	4	0	0	0
電波觀測	2	2	4	2	2	4	0	0	0
計	74	77	151	148	152	300	0	0	0

合 計	標準電波發射
三九	
四三	
四八四	一
二三五	五
八〇二	六
四八	
四三	
五三六	一
二五四	四
八八一	五
九	
五	
一九	△二
八〇	△一

一、電波施設の維持に要する増員

逓信事務官 (二級)	一人
逓信技官 (二級)	一人
逓信事務官 (三級)	六十一人
逓信技官 (三級)	五十四人

理由

昭和二十一年度末において竣工した標準電波施設及び昭和二十二年七月から運営すべき電波観測施設を維持するため、前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

要員算出内譯
一、標準電波施設維持要員

區別	運用保守	庶務	合計	査定
三級事務官	一人	一人	二人	
三級技官	四		四	一人

註 標準電波施設工程 (検見川送信所擴充)

五キロワット短波送信装置

一式

三 電波観測要員

區別	二級事務官	二級技官	三級事務官	三級技官	計
監視及受信	1人				100
周波数測定	1人			4人	4人
方位測定	1人			2人	2人
電界強度測定	1人			1人	1人
非常電波装置	5人	5人	10人	2人	10人
要員	1人	1人	1人	1人	2人
計	5人	5人	11人	4人	17人
庶務人員	1人				1人
要員	5人	5人	11人	4人	17人
査定	1人	1人	1人	1人	4人

参考

電波観測施設概要

區別	受信機	總周波数測定機	方向探知機	同(自動車)	電界強度測定機	送受信装置	非常電波装置
大阪	1台	1	1	4	1	1	1
福岡	1台	1	1	4	1	1	1
札幌	4台	1	1	4	1	1	1
仙台	10台	3	3	4	1	1	1
鳥取	10台	3	3	4	1	1	1
輪島	10台	3	3	4	1	1	1
鹿児島	8台	3	3		1	1	1
根室	8台	3	3		1	1	1
計	50台	12	12	24	3	3	3
備考						非常時配員	八七才

一、監察機能の強化刷新に要する増減員

逡信事務官（二級）増員 百二十八人
 逡信技官（二級）増員 三十三人
 逡信事務官（三級）減員 五十七人
 逡信技官（三級）増員 四人

理由

現下の逡信事業の實情は各事業を通じて犯罪その他の悪質事故が頻発しつつあるのみでなく、事務の滯滞も亦甚しく、事業の信用は地に墜ちた感があり、これを急速且つ強力に矯正して國民の信頼を挽回しなければならぬところ、現在の監察機能は頗る弱体であつてその實效を期することは不可能であるから、この際、逡信事業の運行を正當な秩序に回復せしめる緊急措置として、業務監察機能を強化刷新するため前掲の増減員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

計	現 在 配 置		改 正 配 置		差 引 増 減 員	
	二級	三級	二級	三級	二級	三級
東京	一	一五	二	五	△	一〇
長野	一	五	二	二	△	三
名古屋	一	八	二	三	△	五
金澤	一	四	一	二	△	二
大阪	一	一四	三	九	△	一〇
廣島	一	九	二	三	△	六
松山	一	六	二	三	△	三
熊本	一	一	二	二	△	一
仙台	一	八	二	三	△	五
札幌	一	八	二	三	△	五
計	八	八八	二二	二二	△	一〇

一、郵便局舎その他の新營に要する増員

逓信事務官(二級)	一人
逓信技官(二級)	十一人
逓信事務官(三級)	二十三人
逓信技官(三級)	三十二人

理由

昭和二十二年度における營繕工事は、まず戦災を受けた郵便局舎等を復舊するの外、経年久しく危険なるもの、又は狹隘甚しく放置し難いもの、あるいは戦災地の復興に伴う業務激増に對應するため、あらたに設置を要するもの等に對して施行することとし、これらの局舎その他新營の要員として前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

所要人員調書

區別	昭和二十一年度	昭和二十二年	差引増加
事務官(二級)	1	1	0
技務官(二級)	11	11	0
事務官(三級)	23	23	0
技務官(三級)	32	32	0
計	67	67	0

一、従業員の再教育強化に要する増員

逓信事務官（二級） 二十人
同（三級） 百五十人

理由

通信を復興して日本再建の基盤を確立するためには、事業運営の根幹である従業員の質的充實を計ることがその先行的要件であり、そのため、全従業員を対象として再教育を実施する必要があるのであるが、これに當らせるべき逓信講習所は、現在限られた施設しか有しており、又、この場合は學校体系による教育を目的としていないので、講習所をしてこれに當らせるのは妥當でなく、直接、現業の管理機關である逓信局において、現場で働きながら教育を受けられるよう工夫をこらすのが最も適切であるので、そのため、各逓信局に教養課を設置してその企畫に當らせることとし、これに伴う要員として前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	一級官	二級官	三級官	事務員	計
東京	一	二	一八	九	三〇
長野	一	一	一二	四	一七
名古屋	一	一	一五	六	二三
金澤	一	一	一二	四	一七
大阪	一	二	一八	九	三〇
広島	一	一	一五	六	二三
松山	一	一	一二	四	一七
熊本	一	二	一八	九	三〇
仙台	一	一	一五	六	二三
札幌	一	一	一五	六	二三
合計	一〇	一〇	一五〇	六三	二三三

一、電氣通信技術者の再教育に要する増員

通信技官（二級）

七人

理由

電氣通信施設の建設及び保守に従事する技術員の素質の低下は戦争以来極めて著しいものがある。現場教育により、細部にわたる個々の技能を習得させてその質的向上を圖り、電氣通信施設の急速な復興に資するため前掲の増員を必要とする。

附記

東京、名古屋、大阪、広島、熊本、仙台及び札幌各逓信局に一人宛配置するものである。

一 逓信事業周知事務の強化に要する増員

逓信事務官 (二級) 六人

同 (三級) 十八人

逓信技官 (三級) 八人

理由

本省における事業の周知宣傳事務の強化に對應して、逓信局においても、その機能を強化する必要があるため、前掲の増員を必要とする。その逓信局別の配置内譯は次のとおりである。

逓信局別要員配置内譯

區別	二級事務官	三級事務官	三級技官	計
東京	一	三	一	五
長野	一	二	一	四
名古屋	一	三	一	五
大阪	一	三	一	五
廣島	一	三	一	五
松山	一	二	一	四
熊本	一	二	一	四
仙臺	一	二	一	四
札幌	六	一	一	八
計	一	一八	八	二七

一、郵便貯金事業の戦災復舊に要する増員
 逓信事務官（三級） 四十人

理由

今次の戦争により災害を蒙つた郵便貯金事業の、郵便局における復舊事務の監督指導に要する人員として、前掲の増員を必要とする。その配置内詳は次のとおりである。

要員配置内詳

区別	現在配置	改正配置	差引増員
東京	五	一	六
長野	二	五	三
名古屋	四	八	四
金澤	二	五	三
大阪	五	〇	五
広島	三	七	四
松山	二	五	三
熊本	四	八	四
仙台	三	七	四
札幌	三	七	四
計	三三	七三	四〇

一、簡易生命保険被保険者の巡回相談事務を簡易保険局へ移管に伴う減員

逓信技官（二級） 十一人

逓信事務官（三級） 十八人

逓信技官（三級） 十人

理由

簡易生命保険被保険者の巡回相談事務を簡易保険局へ移管するに伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

- 一、通信事業用資材の運用調査に要する増員
- 逓信事務官（二級） 八人
 - 逓信技官（二級） 三人
 - 逓信事務官（三級） 三十一人
 - 逓信技官（三級） 二十七人

理由

通信事業の復興を急速に實現するためには、資材關係事務を合理化し、その企業的管理方策を樹立することが喫緊の要務であるが、戦時中よりこの種の調査事務は甚だしく簡略化せられていたのに加え、深刻な物資不足のため全員が現物取得に追はれてゐる現状にあるので、この際、調査機能を復元整備して事務合理化の基礎を確立するため、前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區	別	二級	三級	二級	三級	三級	計
東	京	一	五	一	三	五	一四
長	野	一	二	一	三	三	一八
名	古	一	四	一	三	三	一七
金	澤	一	一	一	二	三	一四
大	阪	一	五	一	三	五	一四
廣	島	一	三	一	三	四	一八
松	山	一	二	一	三	三	一八
熊	本	一	三	一	三	四	一八
仙	台	一	三	一	三	四	一八
札	幌	一	三	一	三	四	一八
計		八	三一	三	二七	三八	一〇七

一、電氣通信機器の修理施設強化に要する増員

逓信技官(二級) 二人

逓信事務官(三級) 四人

逓信技官(三級) 五人

理由

昭和二十年四月、信越逓信管理部が設置せられた際東京逓信局の電氣通信機器修理施設の一部を同管理部へ移管すべきであつたところ、戦時下、各種の制約を受けてこれを見合わせるの止むなき状態にあつたため、業務運営上支障が少くないので、本年度においてその移行を實施すると、名古屋逓信局の修理工場は狭隘で完全な作業ができないため、沼津市外に分工場を設置することとなつたのとに伴つて、前掲の増員を必要とする。その算出内詳は次のとおりである。

所要人員調査

區別	所要人員			現在人員			差引増員		
	技官(二級)	事務官(三級)	技官(三級)	技官(二級)	事務官(三級)	技官(三級)	技官(二級)	事務官(三級)	技官(三級)
長野	一	二	五	三	二	二	一	二	二
名古屋	一	二	五	二	三	一	一	二	二
計	二	四	一〇	五	五	三	二	四	四

附記

現在人員は東京逓信局及び名古屋逓信局(本工場)より移替するものである。

参考

電氣通信機器修理見込數調書

各種電話機	磁石式交換機	共電式交換機	自動式交換機	手送電信機	自動電信機	印刷電信機	搬送機械	區別	
								長野	滋津
八七六一	六六	一二	八五	一一	一一	一七	七	五九六〇	八二
								二〇〇〇	四五
								五四〇	二六
								二〇	一七

一、物品の納入検査及び出納保管の強化に要する増員

逓信事務官（二級） 十人
 逓信技官（二級） 十人
 逓信事務官（三級） 四十七人
 逓信技官（三級） 十八人

理由

生産材料の粗悪化と生産技術の低下に伴つて、最近の製品は著しく均一性を缺いているので、納入物品に對する検査機能を強化して嚴重な抜検査を行うとともに、荷造資材の逼迫と輸送困難等のため工場渡しの契約が激増し、全契約の約三分の一を占めてゐる現状にあるので、その出張検査と輸送手配に萬全を期する必要があるのと、物品會計官吏の職責の重要性にかんがみ、これを二級官に組替えるとのため前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

計	東 京	長 野	名 古 屋	金 澤	大 阪	廣 島	松 山	熊 本	仙 台	私 幌	區 別	
											一級	二級
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	事務官	一級
四七	四	四	四	四	六	四	四	五	四	四	事務官	二級
一〇	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	技 官	一級
一八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	技 官	二級
三二五	二九	三〇	三〇	三二	四三	二四	二四	三三	三三	三五	雇 員	計
四一〇	三七	三八	四三	三八	四〇	五四	三〇	四三	三一	五六	計	

参考 一

検査件数調書

(昭和二十一年度上半期分)

區別	甲種	乙種	合計
東京	三三九三	二〇一九	五四一三
長野	九八七	八七四	一八六一
名古屋	一、三一九	一、一一一	二、四三〇
金澤	七七五	九一七	一、六九二
大阪	一、四一九	二、二九一	三、七一〇
広島	八九五	一、五二三	二、四一八
松山	六九八	一、二四七	一、九四五
熊本	九八七	一、一七一	二、一五八
仙台	九九三	一、六九五	二、六八八
札幌	八八二	一、四三二	二、三一四
計	一、三三八	一、四二八〇	二、五六二八

参考 二

輸送件数調書

(昭和二十一年度上半期分)

區別	甲種	乙種	合計
東京	六〇五	三、三四七	三、九五二
長野	五五三	一、七二五	一、九七九
名古屋	四五四	二、四三七	二、八九一
金澤	一〇一	六五九	七六〇
大阪	五五五	二、九七二	三、五二七
広島	五〇四	三、〇五六	三、五六〇
松山	二五二	一、七三〇	一、九八二
熊本	六五五	三、六四一	四、二九六
仙台	四〇三	三、四〇五	三、八〇八
札幌	五〇四	二、三八五	三、八八九
計	四、二八五	二、五三五七	二、九六四二

一、車輛管理の強化に要する増員

逓信技官(二級) 三人
 逓信事務官(三級) 二十四人
 逓信技官(三級) 二十人

理由

當省保有の車輛は昨今漸次その數を増加しつつあるが、その充實と配備の均衡を圖るとともに、輸送に機動性を持たせ、整備施設の充實によつて稼動率を向上する等、從來個々に分散運営していた車輛を一元的な管理に移して総合運営を實施し、車輛の効率の向上を圖るため前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

所要人員調査

計	區別										計	現 在 人 員	計	差 引	増 員	
	東 京	長 野	名 古屋	金 澤	大 阪	廣 島	松 山	熊 本	仙 台	札 幌						
技 官 (二 級)	一				一						三					
事 務 官 (三 級)	四	二	三	二	四	三	二	三	三	三	二九					
技 官 (三 級)	三	二	三	一	三	三	二	三	三	三	二六					
計	八	四	六	三	八	六	四	七	六	六	五八					
技 官 (二 級)																
事 務 官 (三 級)	一				一						五					
技 官 (三 級)	一				一						六					
計	二				二						一一					
技 官 (二 級)	一				一						三					
事 務 官 (三 級)	三	二	三	二	三	三	一	三	三	三	二四					
技 官 (三 級)	二	二	二	一	二	二	二	二	二	二	二〇					
計	六	四	四	三	六	五	三	六	五	五	四七					

八通信官署官制

西人官制

通信官署官制定員増減員数表

事項	官制			計
	二級	三級	技	
通信事業の運営		二〇一〇		二〇一〇
電信事業設備増設	九	一、八一九		一、八三〇
電報事故の防止		四四七		四四七
連合電報の取扱		九六		九六
連合軍電信取扱要員の派遣		五八六		五八六
電話事業設備増設	二四	一、八九七	二三	二、〇一四
電信電話事業設備の維持	一〇	一七三	六四	一、二三七
電信電話事業設備増設に伴う維持	七	一三一	三八	一、一四二
連合軍関係電信電話施設の維持	二	四九	三三	四八〇
通信官署の機能強化		四、八七四	二、九三六	四、五八一〇
計				

事項	官制			計
	二級	三級	技	
監察機能の強化刷新		三五		三五
通信相談所の機能強化	一四	△ 一四		二〇一
通信官署の三級官局課長を二級官に組替	六四	一七一		二三五
従業員の再教育強化		一〇五		一〇五
郵便貯金事業の戦災復旧		二五五		二五五
現業従業員の現場給食				
計	一三〇	五〇八三五	一五八	五六六七四

一、逓信事業の運営に要する増員

逓信事務官（三級） 二千十人

逓信技官（三級） 十八人

理由

昭和二十一年度末現在において、逓信官署における郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の現業事務に従事する全職員数に對比して不足する員数を定員化するため、前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

要員内訳

區別	二十一年七月一日現在		官制改正によるその後の増員		合計		二十一年度未定員		差引増員	
	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官
郵便	一六九四四	三三、四九七	一、六五五	一、六五五	一七、一一〇	三三、一六二	一六、三八九	三三、〇三三	八二二	八二二
電信	八七〇八	八七二六	六六三	六六三	九、三七一	九、三八九	九、〇〇八	九、〇三三	三三三	三三三
電話	五三、三〇九	五九、二七	二、二六	二、二六	五五、〇七二	六、一八九	五三、四七二	五三、四〇〇	七二二	七二二
貯金	七、〇〇八	七、〇〇八	四、一六五	四、一六五	一一、一七三	一一、一七三	一一、一五八	一一、一五八	一五	一五
保険	四、七一九	四、七一九	一、四六	一、四六	六、二五五	六、二五五	六、二七	六、二七	一八八	一八八
年金	三、〇三	三、〇三	一、四	一、四	四、四七	四、四七	四、四七	四、四七	一三	一三
計	四三、七五七	四三、七五七	三、五五五	三、五五五	四七、三一二	四七、三一二	四六、八七	四六、八七	一、〇一〇	一、〇一〇

一、電信事業設備増設に伴う増員

逓信事務官（二級） 九人
 同（三級） 千八百十九人
 逓信技官（三級） 六人

理由

昭和二十一年度において増設した電信事業設備の、運用要員として前掲の増員を必要とする。その算出内譯等は次のとおりである。

一、要員算出内譯
(一) 總括

區別	算出人員		査定人員	
	普通局	特定局	普通局	特定局
事務官	1人		9人	
二級	1人		9人	
三級	1人		9人	
事務	1人		9人	
集配	1人		9人	
技官(三級)	1人		9人	
計	10人		10人	

(一) 普通局要員

區別	有線要員	無線要員	小計	休暇附與	管理要員	その他	合計
事務官	人	人	人	人	人	人	人
二級	一、七三〇	三〇七	二、〇三七	三四〇	一四		一四
三級	一、四五七	二六	一、四八三	二四七	八二	二四〇	二、〇五二
技官(三級)		八	八	一			九
雇員	三、一八七	三、四一	六、五九八	五八八	二〇六	二四〇	四、五六二
計							

附記

管理要員は現業要員の五分で、配置内譯は事務官六割、雇員四割とし、吏員三〇〇人につき一人の二級官を配置する。

有線施設

區別	座數	座席換算率	換算一席當要員	算出人員	同上	内譯
電話機	六四二	一	六四二	人	人	人
音響單信機	四二	一	四二	人	人	人
音響二重機	三六	△	二七	人	人	人
印刷電信機	二三〇	三	七九〇	人	人	人
和歐文印刷電信機	八	三	二四	人	人	人
計						
査定						

2. 無線施設

區別	一、對外無線電信再開					二、對外無線寫真電信					三、國內無線通信施設				
	送	受	率	檢	料	運	料	金	計	算	信	信	信	信	信
小局	一	三	四	二	一										
中局	四	四	二	二	一										
大局	一	一	一	一	一										
合計	一	三	四	二	一										
事務官	一	一	一	一	一										
技官	一	一	一	一	一										
職員	一	一	一	一	一										
計	一	一	一	一	一										
座數	一	一	一	一	一										
所	一	一	一	一	一										
要	一	一	一	一	一										
人	一	一	一	一	一										
員	一	一	一	一	一										
計	一	一	一	一	一										

區別	四、海洋通信網増設		擔務	
	檢	通	檢	通
小局	一	四	一	四
中局	一	四	一	四
大局	一	四	一	四
合計	一	四	一	四
事務官	一	一	一	一
技官	一	一	一	一
職員	一	一	一	一
計	一	一	一	一
座數	一	一	一	一
所	一	一	一	一
要	一	一	一	一
人	一	一	一	一
員	一	一	一	一
計	一	一	一	一

特定局要員

區別	別数	量算出率	要員	同内	
				事務官	事務員
電信機械	一二七座		二五四人	七六八人	一七八人
電話機	一、一六七局		五八四	一七五	四〇九
電信事務開始	五五四局		五五四	二五一	五八七
電報配達事務開始					五五
小計			一、三九二	二五一	五八七
休暇附與			二三二	四二	九八
管理要員	一、六二四人		八一	二四	五七
合計			一、七〇五	三一七	七四二
査定			一、六三四	二四六	七四二

二、二級事務官配置内譯

區別	別	配置人員	備考
電信局長	四	人	熊本、岡山、松山、金澤
電信局庶務課長	二		東京中央、大阪中央
電信局通信課長	三		神戸中央、廣島、下關
計	九		

説明

電信局を設置し局長に二級官の配置を必要とする理由
 電信業務の正常運行を急速に實現するため、電信現業の管理機能を強化することが先決条件である。よつて現在郵便局に所屬してゐる電信取扱局中電信回線の集中局であつて、地方電信業務の運行上重要な地位を占めてゐる熊本、岡山、松山及び金澤の各郵便局の電信業務を郵便局から分離して、新たに單獨電信局を設置し、局長には専門的知識を有し且つ十分な指導力を有する二級官を配置する必

要があるものである。

主要電信局の課長に二級官の配置を必要とする理由

電信業務の正常運行を促進して電信サービスを急速に改善するためには、主要電信局の業務成績の向上を圖ることが絶対必要である。然るに局務運行の責任者である局長は連合軍その他部外各方面と事務連絡に忙殺されている現状に鑑み、基幹職員である庶務課長・通信課長には関係業務に精通した練達堪能な二級官を配置し局長を強力に補佐して局務運行に遺憾をからしめる必要があるものである。

参考一

昭和二十一年度電信設備増設数

區別	数量	備考
一、電信事務開始 電話設備利用	一、一六七局	電信事務開始 電報配達事務開始 一、一六七 五五四
二、電信機械	七六九座	普六四二 特一二七
電 話 機 械	四二	
音響單信機	△ 三六	
音響二重機	二四〇	
印刷電信機	八	
和歐文用印刷電信機	方面	大阪、イタリヤ、ペールルート、サイゴン、バンコック、 バンドン、ボンベイ、マニラ、台北 東京、アルゼンチン、リオデジャネイロ、上海、京城
三、無線電信施設	一三	
(一)對外無線電信再開		

區別	数量	備考
(一)對外無線寫真電信 國內無線遠信施設	一 二一	福岡、那覇 東京、サンフランシスコ
大 局	三	東京 (三臺)
中 局	七	新潟、金澤、長野、高知、米子、鹿兒島、廣島
小 局	一一	留萌、小田原 (二臺)、洲本、若小牧、北見、喜望峯、 上田、松本、松江、下關
(四)海岸局中短波施設 増設	三	若狹、潮岬、下津井

参考二

新設電信局概要

局名	同線數	報取日平均通電數	定員
熊本	七五	一六一九一	五〇八
岡山	八四	一四七五八	六一九
松山	七三	一二一四九	五三八
金澤	六七	一〇二九〇	五一〇

一、電報事故の防止に要する増員
 逓信事務官（三級）四百四十七人

理由

従業員の技倆の低下と、機械、線路の故障等に起因して、電報の不達、遅延、誤謬等の事故が極めて多い現状にかんがみ、これを防止するため、電報の送信前検査、事故電報の急速処理、監督機による監査の強化等の実施を要するので、その要員として前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

要員算出内訳

区別	数量	算出率	算出		備考
			人員	同上内訳	
送信前検査	三二四五〇通	五四〇通につき一人	六〇一	二〇二	電信局及び管理事務分掌郵便局における取扱通数による。
事故電報処理	一〇三三〇座	七〇通につき一人	一四三	一四九	
監督機監査	九六座	一座につき一人	九六	九六	
計			八〇〇	四四七	

一、連合電報の取扱に要する増員

通信事務官（三級） 九十六人

理由

連合軍の要望により、同軍に特別関係のある電報を連合電報と稱して特に優先取扱をするため、前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

要員算出内譯

區別	一日平均取扱數	算出率	算出人員	同上内譯
連合電報	四四、一六〇	一二〇通につき一人	三六八	九六
				二七二

一、連合軍電信取扱要員の派遣に要する増員
電信事務官（三級）五百八十六人

理由

連合軍の要求により、同軍の電信取扱要員を派遣するため、前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

要員算出内譯

區別	現在派遣人員	増加人員	計	査定
三級事務官	三五七	三七五	七三二	五八六
集配員	三〇	二五〇	二八〇	二二四
計	三八七	六二五	一、〇一二	八一〇

附記

増加人員は總司令部發給第一、二九九號により要求されているものである。

参考

(總司令部覺書)一、二九九號(十月二十九日附)

日本通信サーヴイス、施設、機器、資材及び人員の(準備獲得)供給辦法について

一、逓信省は現在提供しあるサーヴイスに加へて下記の通信サーヴイス、施設、機器、資材及び人員を供給する様指令される。

イ、附録第一に掲ぐる現有電話設備により供給され得る一都市交換區域内の全電話交換サーヴイス並びに中繼線

ロ、附録第二に掲ぐる通信施設の建設、裝置

ハ、第五項に掲ぐる一逓信局、逓信管理部内の全長距離回線及び電信回線

ニ、附録第三に掲ぐる通信従事員

ホ、上記に掲げざる連合軍最高指令官に依り指令されたる他の全通信サーヴイス、施設、機器、資材及び人員

ヘ、全日本を通じ占領軍に提供されたる全通信サーヴイス、施設、機器、資材、人員に關するサーヴイス一覽表は附録第四に掲げられ

たる如く逓信省に於て準備、整理、提出さるべきこと。

三、附録第一、二及三に掲ぐる通信サーヴイス、施設、機器、資材、人員は將來の要求に基き變更さるることがある。

必要に基く變更、訂正は連合軍最高指揮官より逓信省に與へられる。(以下省略)

一九四六年十月二十九日附總司令部覺書一、二九九號附錄第三(抄)

計	仙 台	札 幌	東 京	大 阪	信 越	名 屋	松 山	熊 本	北 陸	廣 島	逓 信 局
											自動無線 高速度無線
七 五	五	五	二 〇	一 〇	一 〇	五	五	五	五	五	
一 五 〇	一 〇	一 〇	四 〇	二 〇	二 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	印刷電信 合
一 五 〇	一 〇	一 〇	四 〇	二 〇	二 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	
三 七 五	二 五	二 五	一 〇	五 〇	五 〇	二 五	二 五	二 五	二 五	二 五	計

一、電話事業設備増設に伴う増員

- 逓信事務官（二級） 二十四人
- 逓信技官（二級） 二十三人
- 逓信事務官（三級） 千八百九十七人
- 逓信技官（三級） 六十八人

理由

昭和二十一年度において増設した電話事業設備の、運用要員として前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

一、要員算出内訳

區別	事務官		技官		計
	二級	三級	二級	三級	
普通局	三七人	二五〇九人	三六	一〇四	二、七二六
特定局		三六九人			三六九
計	三七人	二、九一八人	三六	一〇四	三、〇九五
普通局	二四人	一、六五七人	二三	六八	一、七七二
特定局		二四〇人			二四〇
計	二四人	一、八九七人	二三	六八	二、〇一二

區別	事務官				技官			雇員		計
	三級	三級	二級	三級	二級	一級	一級	二級	三級	
普通局要員	一七人	二六三人	一六	一九八	一	一	一	一	一	四九四
現業要員	二〇人	二八六	二〇	二〇七	一〇	二〇	一〇	一〇	一〇	九八七
其他										五七六
計	三七人	五四九	三六	三〇七	二〇	三〇	二〇	二〇	二〇	一〇九四七

普通局要員

其他

計

(1) 管理要員

區別	數量	算出率	配置			
			官	吏(六)	雇員	計
現業要員	九八七人	〇.五	一七人	二六三人	一六人	二九六人
			二級	三級	(二級)	(四制)
			事務官	技官	計	雇員
			一七人	二六三人	一六人	二九六人
			一七人	二六三人	一六人	二九六人
			一七人	二六三人	一六人	二九六人

附記
 三級官は現業要員三〇〇人に付一人を算出し事務官五割、技官五割を配置する。

(何) 現業要員

計	職 員		技 官		專 務 官		區 別
	三 級	二 級	三 級	二 級	三 級	二 級	
一五八					一五八		主 事
八五一	三〇七				五四四		一 般 事 務
五四〇五	四三二四				一、〇八一		交 換 事 務
三〇			九		二一		
二、〇二七	一、七二〇	三二	八〇	二〇	一五五	二〇	
八四七一	一、七二〇	四六六三	八九	二〇	一、九五九	二〇	計
一、四〇六	二八七	七七七	一五		三二七		休 暇 要 員
九八七七	二、〇〇七	五、四四〇	一〇四	二〇	二、二八六	二〇	合 計

1 主 事 (三級事務官)

計	分 局 設 置		分 局 に 變 更		交 換 方 式 變 更		共 電 上 り 自 動		單 式 上 り 自 動		磁 石 上 り 共 電		加 入 者		手 動 式		自 動 式		市 外 電 話 線	
	數	算	數	算	數	算	數	算	數	算	數	算	數	算	數	算	數	算	數	算
	七局	一局に付三人	二	一局に付一人			三	一局に付一人	一	一局に付一人	三	一局に付一人			三〇七八	加入	五八三九〇		六七〇〇	
															二六		一五		五六	
															一五八					

區別	數量	算出率	要員	同上内課	
				事務官	雇員
加入、料金	八九一七人	一五〇加入に付一人	五九五		
加入者	七八一九〇	二〇〇加入に付一人	三九一	七一五人	
度數料金調定	八九一七九	三五〇〇加入に付一人	三六	三〇七人	
料金收納					
計			一、〇二二		
査定			八五一	五四四	三〇七

2 一般事務

3 交換事務

區別	數量	算出率	要員	同上内課	
				事務官	雇員
自動交換局	九局	一局に付四一人	三二八		
分局	三	一局に付一八人	五四		
手動交換局	二九八加入	二四加入に付一人	一、二四二		
加入者	四七〇軒	八所に付一人	五九		
公衆電話		一八軒に付一人	三七二		
市外線			五四〇五	一、〇八一	四三二四人
計					

區別	座數	一座當要員	要員	事務官	技官	內	譯
交換事務 有無線連絡事務 料金計算	三座	六人	八人	一人	三人	九人	九人
計		一〇	二〇	二	三	九	

4 國際無線電話

5 連合軍電話局

區別	數量	算出率	要員	事務官	技官	內	譯
局長 主事 通譯 加入料金 加入者 交換 基本人員 計	5局 5局 1局 1局	一局付一人 一局付四人 一局付二人 一局付一人	50人 120人 10人 10人	10人 10人 10人 10人	10人 10人 10人 10人	10人 10人 10人 10人	10人 10人 10人 10人
計	15局	一局付四一人	190人	40人	40人	40人	40人

區別	數量	算出率	要員	備考	
				事務官(二割)	雇員(八割)
一般事務	一九八二	二五〇加入に付一人	三〇七		
加入、料金	一九八二	二五〇加入に付一人	三〇七		
通話事務開始	六〇〇	二五〇加入に付一人	七六		
料金収納	一九八二	二五〇加入に付一人	三〇七		
交換事務	二〇〇	一層に付〇五人	一〇〇		
交換事務開始	三〇	八加入に付一人	四		
公衆電話	一九六九	二二加入に付一人	八九五		
加入者	一、五〇六	六人に付一人	二五一		
休暇要員	一、七五七	人員の五分	八八		
管理要員					
計			一、八四五	三六九	一、四七六

特定局要員

三二級官配置内訳

區別	電話局長	加入課長	監査課長	養成課長	交換課長	備考	
						事務官	技術官
計	一六	八	三	二	八	二四	二三
備考	東京下谷、横浜須賀、宇都宮、甲府、長野、松本、豊橋、一宮、 富山、大阪茨、御影、尼崎、緑、姫路、福井、若屋、吳、高 松、徳島、徳島、小倉、久留米、八幡、佐世保、青森、旭川 東京芝、東京豊島、東京牛込、東京赤坂、東京下 谷、大塚、大塚、大塚中央 横濱中央、横濱中央、福岡中央 東京中央、大阪中央 東京大森、東京豊島、東京芝、東京牛込、東京赤坂、東京下 谷、大塚、大塚中央(市内交換課長)						

説明
電話局を設置し局長に二級官の配置を必要とする理由

電話施設を急速に復舊整備し、これが運用能率の増進を圖るため、電話現業の管理機構を強化する必要がある。現在郵便局に所屬している電話官署中設備數及び従事員數等相當多く、且つ産業經濟上重要な地域にあるものを郵便局機構から分離して新たに單獨電話局を設置し、局長には電話業務に専門的知識を有し、且つ部下に對し十分な指導力を有する二級官を配置する必要があるものである。

主要電話局課長に二級官の配置を必要とする理由

電話業務の正常運行を促進して電話サービスの改善を圖るためには、電話施設の復舊整備は喫緊の要務である。しかるに局務運行の責任者である局長は連合軍その他部外各方面との連絡折衝に忙殺されて到底業務に専念するを得ない現状であるので、基幹職員である加入課長、監査課長、養成課長、交換課長等には關係業務に精通した練達堪能な二級官を配置し、以て局務運行に遺憾なからしめる必要があるものである。

参考 一

昭和二十一年度電話設備増設數

區 別	數 量	備 考
一、電話加入者	一〇七〇〇〇	
(1) 複 局	四二九〇〇	
手 動 式	一、九〇〇	并に手動より自動へ(改式)大坂京四〇〇〇
自 動 式	四一、〇〇〇	單局自動より複入装置四〇〇〇 特定局手動より複入装置金澤二四〇
回 線 局	四一、三〇〇	并に手動より自動へ(改式)五一〇〇
手 動 式	三三、七〇〇	(石津井六〇〇 岡谷一五〇〇 長野三〇〇〇)
自 動 式	七、八〇〇	複局並へ複入(自動)装置△四〇〇〇
(内 度 敷 制)	六、九三〇	特定局手動より改定三五八九 度敷制施行二四一〇〇

區	別	數	備	考
自動式	自動式	二二〇		
(何)單 自動式	自動式	二二〇		
(何)特 自動式	自動式	三〇		
手動式	手動式	二〇〇		
(何)特 手動式	手動式	二〇		
四公衆電話所	手動式	五〇〇		
(何)復 局	手動式	三〇〇		
(何)單 局	手動式	一七〇		
(何)特 局	手動式	三〇		
五通話事務開始	手動式	六〇		
六交換事務開始	手動式	二〇〇		
七市外線増設	手動式	七五〇		
			二二五〇〇	

區	別	數	備	考
(何)特 自動式	自動式	二二六〇〇		
手動式	手動式	二二五〇〇		
自動式	自動式	一〇〇		
三市内專用電話	自動式	一〇〇〇		
(何)復 局	自動式	四八〇		
手動式	手動式	二〇		
自動式	自動式	四六〇		
(何)單 局	自動式	五二〇		
手動式	手動式	四〇〇		
自動式	自動式	一〇〇		
三簡易電話所	自動式	五〇〇		
(何)復 局	自動式	二五〇		
手動式	手動式	三〇		

同上	五〇〇
逕用	二〇〇
發量	二六〇
	二〇〇
	六〇

外に手動より複局自動へ編入横濱金澤△二四〇
 手動より單局手動へ改定△三五八九

(1) 一般電話用 省 局 會 社 (2) 專用線 省 局 會 社 八分 局 開 始 九改 (1) 複 局 共電より自動 (2) 單 局 共電より自動 單式より自動	六七〇〇〇 六三〇〇〇 三〇〇〇〇 八〇〇〇〇 五〇〇〇〇 三〇〇〇〇 七局 一 二 一 三七	一七三〇〇 一六〇〇〇 一三〇〇〇 三三〇〇〇 二六〇〇〇 二六〇〇〇 二六〇〇〇	東京羽田、東京城東、大阪築港、大阪阿部野、名古屋西、名古屋南、廣島西
大阪東 岡谷、長野 石神井			

磁石より共電 磁石より小共電 一〇度 敷創 施行 自動 式 手 動 式 一、國際無線電話開設 二、搬送 施設 (1) 無 裝 荷 中 繼 局 搬送端局装置 搬送中繼器 音聲端局装置 音聲中繼器	三〇 九 三 六 三 區間 三 三局 同線 一、八六二 三、二六四 四、七〇〇 四、一五〇	飯田、藤井、盛岡 布施、吹田、東住吉 福井、堺、熊本、長崎、盛岡、新潟 東京ロンドン、東京上海、東京京城	一八〇 三〇〇 四五 四〇

區	別	數	量	備	考
無線	端局裝置	一三八組		一通話路六、三通話路一〇八、大通話路二四	
	中繼器	六		三通話路三、大通話路三	
無線	無線端局	一二		新設三、	
	無線中繼所	一〇		新設四、	
有無線連絡局	無線連絡局	一二		新設五、	
	無線連絡局	一二		新設六、	
四連合軍專用電話	電話局設置	四〇局		(家族住宅用)	
	電話局設置	四〇局		札幌、千歲、八戸、神町、太田、入間川、朝霞、横濱、横須賀、太田和、岐阜、京都、大津、奈良、大阪、西宮、神戸、姫路、加古川、岡山、八幡、苦屋、板付、佐世保、熊本	
家族住宅用	家族住宅用	二五		(兵舍用)	
	兵舍用	一五		札幌、千歲、八戸、仙台、神町、太田、入間川、横	

區	別	數	量	備	考
加入者	加入者	一〇〇〇〇名		田、立川、太田和、岐阜、大津、加古川、苦屋、板	
	加入者	一〇〇〇〇名		付	
家族住宅用	家族住宅用	六〇〇〇			
	兵舍用	六〇〇〇			
超短波多重通信施設	無線端局	八			
	無線連絡局	八			

新設電話局概要

局名	加入名數	市外線數	定員	備考
東京下谷	二二、一六四	同線	一九〇	市外交換事務は取扱わない。
横須賀	二、二四三	五五	一四九	
宇都宮	二、四五〇	五七	一〇一	
甲府	二、六七三	六三	一三三	
長野	二、二一六	八五	一六一	
松本	二、〇二九	六二	一六八	
豊橋	二、九七四	七〇	一二一	
一宮	二、〇九三	八九	一八一	
富山	二、八九七	六七	一三九	
大坂	三、九五〇	一一五	三〇〇	
堺	四、二二六	一一六	一七〇	
尼崎	二、九四八	一一六	一五七	

局名	加入名數	市外線數	定員	備考
御影	六〇、八五三	二〇二	一一五	市外交換事務は取扱わない。
芦屋	二、九〇三	八八	九一	
姫路	二、六五六	一一〇	二〇一	
福井	三、五八二	一二四	二九四	
吳松	二、五九一	六八	一一〇	
高島	二、七六〇	九〇	一六九	
徳島	二、七一一	六一	一六八	
小倉	二、七七四	一二五	一四六	
久米	二、二三九	九二	一五二	
八幡	二、二四〇	六五	一六六	
高知	二、五二三	五七	一八一	
佐保	二、六〇〇	六〇	一四九	
青森	二、一七八	七三	一二五	
旭川	二、五三四	六二	一三八	

一、電信電話事業設備の維持に要する増員

- 逓信事務官（二級） 十人
- 逓信技官（二級） 六十四人
- 逓信事務官（三級） 百七十三人
- 逓信技官（三級） 九百八十五人

理由

昭和二十一年度末現在において、電信電話事業設備の維持に従事する全職員数に対比して不足する員数を定員化して、その運行に支障のないことを期するため前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

要員算出内訳

区	昭和二十年七月一日現在員数		昭和二十一年度未定員数		差引増員
	別	計	別	計	
事務官（二級）	一四	一四	四	一〇四	一〇
技官（二級）	一六五	一六八	一〇四	七一七	六四
事務官（三級）	八六九	八九〇	七一七	四一八六	一七三
技官（三級）	五〇四七	五二七一	四一八六	一、二二二	九八五
計	六〇九五	六二四三	五〇一一	一、二二二	一、二三二

二級官配置内訳

區別人員

配置内訳

事務官 一〇

東京無線庶務 東京發送庶務 横浜庶務 横浜厚生
名古屋會計名古屋厚生 京都庶務 神戸庶務
神戸厚生 小倉庶務

(有線電信、市内電話及び發送電信關係)

八王子線路 横浜土木浦和線路 千葉機械
水戸線路 甲府線路 長岡線路 松本線路
岡谷線路 浜松機械名古屋土木津機械
岐阜機械 金沢線路 富山機械 福井線路
大阪土木 福知山線路 神戸土木 奈良線路
大津線路 和歌山機械 廣島土木 吳線路
鳥取線路 松江線路 廣島搬送工事 德島線路
高松線路 松山機械 長崎電信機械 佐世保線路

區別人員

配置内訳

技官 六四

久留米線路 大分線路 佐賀線路 宮崎線路
鹿兒島機械 福岡搬送工事 福岡線路 盛岡線路
青森機械 山形線路 秋田線路 札幌機械
小樽線路 旭川線路 函館機械 稚内局長
北見局長 帶廣局長 釧路局長
(無線電信關係)
東京無線岩槻受信所 同 白井送信所
大阪無線深井送信所 同 明石受信所
廣島無線燒山送信所 福岡無線新宮送信所
同 古野送信所 同 愛野送信所
仙台無線高砂送信所
(超短波關係)
東京無線岩槻中繼所 同 八丈島中繼所
廣島無線廣島中繼所 福岡無線大根地中繼所

説明

二級事務官配置理由

戦災電気通信施設の急速復旧、警察専用通信網の整備拡充、国土復興上必要とする電気通信施設の整備拡充並びに劣弱化せる電気通信設備の保全確保等の遂行を期するため、工務関係事務は益々激増し、特にその現業機関たる電気通信工事務局委員の緊急なる充実を図らなければ到底所期業務の貫徹は期し得ないが、わけても庶務会計事務委員に關しては、その陣容の脆弱なる現状打開のため遠年予算要求をなしてきたが、その都度新規増員の抑制を受けて実施をみるに至らず、相当責任者を以て処理すべき事項をも敢て下級職員に委ね、辛じて運行している状態である。従つて円滑なる事業運営を期するためには、関係課長要員として達識なる二級事務官の配置を必要とするものである。

二級技官配置理由

一、電信関係

(1) 有線電信

終戦後電信通信の利用は逐次増加しつつあるが、空襲による電信施設の被害は極めて大きく、三十局に及ぶ焼失電信局の復興さえいまだ未完成の状態であり、加うるに軍偏重の保守と資材の補充難とにより精密なる電信機械を極度に衰損せしめつつあり、電信通信停止の一步前というも過言ではない現状である。従つてその円滑なる運営を期するためには、速かに斬新なる高級技術の導入と相俟つて保守の強化を図ることにより、電信通信を軌道にのせなければならぬ。これがためには、現場企画業務を担当する工事務局課長要員として、技術卓越し達識なる二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 無線電信

現在無線通信による電報疏通は莫大な数に上つてゐるが、無線機器の保守状況は戦時中の酷使と要員の不足のため極度に低下して今日に及んでゐる。しかるに連合軍の進駐以來、無線通信は連合軍の意向に基いて國際的技術水準を強制せられ、周波数の確度の厳正、電波の品質の向上並びに無線機器の標準規格の嚴守等に対しては屢々指摘せられてゐる処で、無線局所の機器に対する觀念は、從來に比して格段の質的要素を包含すべきことが要求せられてきてゐる。かかる技術的水準の高度な機器の保守を完璧ならしめるには、無線電氣通信工專局送受信所長要員として、技術卓越し学識經驗豊富な二級技官の配置を必要とするものである。

二、電話關係

(山)市内電話

最近における我國の市内電話施設は、戦争末期の空襲に因る被害、永年に亘る資材入手難のため施設の消滅甚しく、加うるに軍施設偏

重に伴う施設混乱等のため著しくその機能を停止してゐる状態であり、これを再建して連合軍の指示に基き科学的な保守態勢を確立し、通信機能の使命を達するには、現場機關主脳部に技術優秀な二級技官を配置して強力なる責任態勢をとり、計画的組織的の保守を行う必要がある。従つて工專局課長要員として是非とも専門的知識の優れた業務練達な二級技官の配置を必要とするものである。

(海)海送電話

永年に亘る軍偏重の乱脈なる機器の酷使と資材難のため、戦後、海送電話装置の危機が叫ばれるに至り、現在長距離回線安定化のため全面的復旧に全力を傾倒しつつあるが、その強力なる施設保守と相俟つて、回路技術に一層の向上を図らなければ到底円滑なる運営は期し得ない現状にある。従つて中継所技術の向上とその保守指導のためには、現場業務を担当する工專局課長要員として技術練達にして整頓なる二級技官の配置を必要とするものである。

(3) 超短波

無線通信に新分野を開拓する超短波は技術的にいまだ未完成の部門があり、これを実用化した超短波多重通信施設の機器装置の保守運用については、逐次究明される最高技術によるのは勿論のこと、回線の良否は中間にある中継所の保守運用の如何によつて左右されるから、各中継所で保守の万全を期することも、端局より、回線の状況に應じ、各中継所に適時適切な技術的指導を與え、各中継所技術者の技術の向上と、適切統制ある運用によつて安定せる通話回線の確保を期する必要がある。よつて既設端局中継所長要員として二級技官の配置を必要とするものである。

参考

二級事務官配置局定員調書

区別	定員	備考
東京無線	九〇五	
東京搬送	五九八	
横浜	九一三	
名古屋	一一二六	昭和二十一年度工事費 二八六八〇、三六九円
京都	七五八	
神戸	九一一	
小倉	五〇三	

一、電信電話事業設備増設に伴う維持に要する増員

- 逓信事務官(二級) 七人
- 逓信技官(二級) 三十八人
- 逓信事務官(三級) 百三十一人
- 逓信技官(三級) 千百四十二人

理由

昭和二十一年度において増設した電信電話施設を維持する要員として、前掲の増員を必要とする。その算出内譯等は次のとおりである。

要員算出内譯

一、總括

區別	電信		電話		合計
	管理要員	現業要員	管理要員	現業要員	
二級事務官	二		五		七
二級技官		一二	一	二五	三八
三級事務官	三一		一〇〇		一三一
三級技官	五	五四九	一八	五七〇	一、一四二
計	三八	五六一	一二四	五九五	一、三一九

三、管理要員

區別	數量	算出率	算出人員		配置		内訳	
			事務要員 (八割五分)	技術要員 (一割五分)	二級官三級官雇員計	二級官三級官雇員計		
電信關係	1121	五分	64	2	31	22	53	5
電話關係	4110	五分	109	5	100	40	148	1
計	5231		173	7	131	62	201	6

附記

事務要員、技術要員とも、算出人員の六割を三級官、四割を雇員とし、三級官算出人員の五分を二級官とする。

三、電信施設保守要員

ノ總括

區別	有線	無線	計		査定
			二級技官	三級技官	
二級技官	14	4	18	12	
三級技官	676	168	844	549	
雇員	806	289	1,095	711	
計	1,496	461	1,957	1,272	

2. 有線電信施設

區別	數量	算出率	算出人員	二級官 三級官	同上 內 譯 員	備考
三級技官 試驗	五、三九五點	一〇〇點につき	五二四		五二四	
修繕取付 線路延長	四、八九四三 九〇九〇	一〇〇點につき 一〇〇點につき 一〇〇點につき	一三二 三		一三二 三	
履 機 械 員	三、〇三三點	一〇〇點につき	六九一		六九一	
小 二級技官 計			一、三三〇	一四	六三九	
休 暇 要 員 計			一五二		三七	三級官算出人員 の二分一厘
合 計			一、四九六	一四	八七六	

仙	熊	松	廣	區
警察無線台	國內無線本	國內無線山	國內無線島	別
				技
				級
				官
				級
				員
				計

大	名	長	東	區
國內無線阪	國內無線屋	國內無線野	國內無線京	別
				技
				級
				官
				級
				員
				計

3. 無線電信施設

合 計	休 暇 要 員	札 内 無 線 機		
		海 洋 無 線	國 内 無 線	機
四	四	一	一	一
一六八	九	一五九	一五	一八
二八九	四二	二四七	二七	二七
四六一	五一	四一〇	四三	四六

説 明

一、海洋無線通信

海洋航行の船舶の安全並びに乗組員及び船客の人命保護にあたるため、船舶局と海岸局との間に行われる無線通信である。

二、警察無線通信

国民生活の治安を確保するため内務省と各道府縣廳間の相互連絡に用いられる無線通信であつて、その運営は内務省側において當り、

機器の保守のみを當省において行うものである。

三、國內無線通信

前記以外の陸上固定局間に行われる無線通信である。

四電話施設保守要員

ノ總括

計	員	三級技官	二級技官	電送關係		無線電波		計	査定
				電送を除外	電送を除外	無線電波	無線電波		
三、六五四	三、四六〇	一八八	六	二八	四四三	二四六	五	三九	二五
二、二三六	一、七六五	四四三	二八	二四六	八七七	五七〇		三九	二五
四六四	二一三	二四六	五	八七七	五七〇			三九	二五
六、三五四	五、四三八	八七七	三九	八七七	五七〇			三九	二五
四一三〇	三、五三五	五七〇	二五	五七〇				二五	

2 電話施設 (搬送、超短波施設を除く。)
 1 省線

區別	數量	算出率	算出人員	同上中 工務局 要員人員	同上 一級官 三級官 職員	同上 內 譯
二級技官	109,600人	1,300,000人	23	11	*	*
加入者數	100,800人	1,000,000人	10			
市外線係延長	1,400km	3,000,000人	5			
自動交換	1,400局	1,000,000人	1			
三級技官	43,930人	3,900,000人	421	236	177	177
加入者數	45,670人	3,400,000人	113			
市外線係延長	102,800km	2,800,000人	80			
自動交換	1,400局	1,000,000人	35			
雇員	59,070人	2,300,000人	483	296		296
自動式			568	296		

區別	數量	算出率	算出人員	同上中 工務局 要員人員	同上 二級官 三級官 職員	同上 內 譯
手動式	20,530	1,800,000人	180			
度數計	78,190	3,200,000人	244			
度數計用電池	1,400	1,000,000人	1			
市外線係延長	51,400km	1,000,000人	25			
小計			332	310		310
休暇要員			332	310		310
合計			332	310		310

口、會社線

區別	數量	算出率	人員	出	三級官	同上	內	譯
二級技官	三、三〇〇	三〇、二〇〇	一	一	一			
三級技官	三、〇〇〇	三〇、一〇〇	一					
延長		三〇、一〇〇						
員	一、一〇〇	三六〇	三					
小計		三六〇	四					
休養要員			一					
合計			五					
								四

3. 搬送施設

省線

區別	數量	算出標準	算出人員	同上	內譯	備考
無裝荷	局	算出標準	算出人員	同上	內譯	
中繼局數	10	10	44	11	110	
搬送端局裝置	10	10	44	11	110	
搬送中繼器	10	10	44	11	110	
音聲端局裝置	10	10	44	11	110	
音聲中繼器	10	10	44	11	110	
裸線	10	10	44	11	110	
一通話路端局裝置	10	10	44	11	110	
三通話路端局裝置	10	10	44	11	110	
三通話路中繼器	10	10	44	11	110	
六通話路端局裝置	10	10	44	11	110	

區別	數量	算出標準	算出人員	同上	內譯	備考
六通話路中繼器	10	10	44	11	110	
小計	10	10	44	11	110	
二級技官	10	10	44	11	110	三級技官の六分大員
休暇要員	10	10	44	11	110	
合計	10	10	44	11	110	

口、會社線

區別	數量	基準	算出	標準	人員	算出	同上	內譯	備考
搬送端局裝置	180	同	40	199	49	13	36		
搬送中繼器	100	同	19	76	11	8	23		
音聲端局裝置	45	同	19	102	7	2	5		
音聲中繼器	40	同	13	64	4	1	3		
小計			OKIII	OKIV	91	24	67		
再算					7	15	52		
二級技官					1	1	2		
休暇要員					9	1	8		
合計					77	16	60		

二級技官の
大風の大割三分

44 超短波多重通信施設

區別	數量	算出	標準	人員	算出	同上	內譯	人員
無線端局	5	1	10	105	5	50	50	
無線中繼所	4	9	72	72	3	36	36	
有線連絡局	6	7	59	59	4	20	30	
小計	15	19	141	141	12	56	116	
休暇要員					4	4	4	
合計					16	60	120	

五二級官配置内譯

(連合軍關係電信施設の維持に要する増員の分を含む。)

區別人員	配置内譯
事務官 九	東京會計新瀉庶務津 庶務岐阜庶務 大阪會計京 厚生岡山庶務鹿兒島庶務 福島庶務

技官 六〇	配置内譯
高知機被高松機被熊本機被佐世保機被	岡山線路下關機被廣島搬送回線德島機被 大阪搬送電信吳機被鳥取機被松江機被 神戶試驗同裝機被姫路機被大津機被 豐橋機被金澤機被福井機被福知山機被 岡谷機被靜岡機被沼津機被名古屋試驗 新瀉機被長岡機被長野機被松本機被 千葉木更津分局宇都宮機被水戸機被甲府機被 八王子機被横濱試驗浦和機被前橋機被

附記
この配置内譯は、一般維持のうち有線電信、市内電話、搬送電話、連合軍關係の維持のうち電話線路、電話機被に要するものであつて、特殊施設の維持要員十一人の配置箇所は別記のとおりである。

區別人員	配置内譯
福岡土木久留米機被小倉機被大分機被	佐賀機被宮崎機被鹿兒島鹿屋分局福岡搬送電信 仙台機被福島機被盛岡機被青森大湊分局 山形機被秋田機被仙台搬送回線札幌千歳分局 小樽機被旭川機被室蘭線路同機被 釧路線路同機被札幌搬送工事同回線

説明

二級事務官配置理由

昭和二十一年度の電信電話施設増設に伴う保守要員としては五六七九人（豫算成立人員）に達する程大なる人員の増加を必要とし、これを補充した暁においては庶務會計事務も亦これに従つて急速整備しなければならぬところであるが、従来電氣通信工事局の分課設置局七十一局の内事務官配置を要すべき課数九十二課あり、その内課長として二級事務官を配置してあるものは僅かに十二課の貧弱なる構成である。かくの如き貧弱なる陣容では、最近勞務、會計、厚生等に關する事務が一段と繁激の一途を辿りつつある状況の下において、その圓滑なる處理は到底期し得ないのみならず、施設保守部面に影響するところ甚大にして、現在保守低下の原因の一半は此の點に潜在するものであることは看過し得ないところである。従つて工事局事務課長要員として、經驗豊富にして達識なる二級事務官の配置を必要とするものである。

二級技官配置理由

一、電信關係

(1) 有線電信

昭和二十一年度において、我國最初の東京、大阪間模寫電信の開通、その他三六回線の新増設變更、一二局の調音式電信機集信方式による新通信方式の採用、新聞通信社専用線及び連合軍氣象通信専用線の増設等大幅な新増設に伴い、その保守に當つては専門的な優秀な技術を有する指導者を重要部門に配置し、圓滑なる業務運営に資せんがため二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 無線電信

(1) 海洋無線局は連合軍船舶、鐵道船舶、商用諸船舶等に連絡し、その生命財産の保全に任ずるとともに、これら船舶通信の技術的統制を強化し、最近頻發している混信問題の解決に重要な使命を果している。かかる難問題の解決とともに、その保守の萬全を期するため特に左記の重要無線電信局の要員として、技

術卓越して経験豊富なる二級技官の配置を必要とするものである。

記

下關無線電信局川柵送信所

西館無線電信局七丘濱送信所

(4) 松山無線送信所は國內無線通信系の幹線局であつて、四國支線局の中心をなしているため、無線通信の技術的統制をなすとともに、無線通信の質的向上の技術的指導に當る必要があるため、技術卓越して経験豊富なる二級技官の配置を必要とするものである。

二 電話關係

(1) 市内電話

電氣通信施設において最近施設せられるものは、資材の節減に伴い、業務の能率的効果を擧げるため高級な技術の應用せられるものが極めて多く、又復興途上の全國主要都市における基本的計画作成の資料集收等、工務局における基幹職員としての課長の職

責は頗る重要となつてきたので、これに技術卓越し、達識なる二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 搬送電話

昭和二十一年度における老朽なる施設新增設に對し、強力なる保守を推進せしめるとともに、現在の六通話路より更に十八通話路に飛躍的發展せしめるため、これらの基礎技術については常に細密なる指導を要し、安定せる高周波技術の普及により安固なる施設として保守するの要切なるものがある。従つてこれらの施策を完全に遂行するため、現場重要機關の指導者には技術卓越し達識なる二級技官の配置を必要とするものである。

(3) 超短波

無線通信に新分野を開拓するものとして大きくクロームアップされた超短波は、技術的にいまだ未完成の部門があり、これを實用化した超短波多重通信施設の機器裝置の保守運用については、逐次究明される最高技術によるのは勿論のこと、回線の良否は中

間にある中継所の保守運用の如何によつて左右されるから、各中継所が保守の萬全を期するとともに、端局より回線の状況に應じ各中継所に適時適當なる技術的指導を與え、各中継所技術の向上と適切統制ある運用によつて安定せる通話路回線の確保を期する必要がある。このため左記中継所長要員として學識經驗豊富で高級技術に卓越せる手腕を有する二級技官の配置を必要とするものである。

記

新潟無線電氣通信工事局長野中繼所

大阪無線電氣通信工事局大阪中繼所

福岡無線電氣通信工事局牟禮岡中繼所

参考一

電信機械換算點數調査

種別	單位	數量	試驗關係		修繕關係		雇員	
			換算率	總點數	換算率	總點數	換算率	總點數
電話機(電用)	座	484	1	484	1	484	1	484
單信機	機	93	1	93	1	93	1	93
二重機	機	33	△	18	△	18	△	18
自動機	機	19	10	190	80	270	10	190
自動印刷電信機	機	110	40	4400	40	4400	30	3300
特種單信機	機	18	11	198	11	198	11	198
クランシユット	機	9	15	135	15	135	15	135
鍵盤穿孔機	機	19	110	2090	110	2090	110	2090
電信集信機	機	37	20	740	20	740	20	740
四號電信中繼器	機	3	300	900	300	900	300	900
電信試驗台	機	3	300	900	300	900	300	900

種別	單位	數量	試驗關係		修繕關係		雇員	
			換算率	總點數	換算率	總點數	換算率	總點數
一次電池	箇	2840	0.01	28.4	0.01	28.4	0.01	28.4
据置蓄電池	機	278	1	278	1	278	1	278
一次充電用整流器	機	8	30	240	30	240	30	240
印刷電信機	機	30	15	450	15	450	10	300
電信用電力盤	機	31	5	155	5	155	10	310
電信用配電盤	機	24	5	120	5	120	10	240
音響周波多重電信機	機	2	100	200	100	200	10	200
撥送電信測定装置	機	1	8	8	8	8	5	5
音響周波多重電信流供給装置	機	1	30	30	30	30	20	200
撥送電信用蓄電池(プレート用)	組	3	1	3	1	3	20	200

搬送電信機(一重)箇	10	100	2000	10	1000	10	1000
計			五十三三		四八三三		四八三三

附記

昭和二十一年度増設電信線路延長

九〇九〇杆

参考二

二級事務官課長配置局定員調書

區別	定員	備考
東京	四三九〇	昭和二十一年度工事費 八七三八六四七二圓
新潟	三八二	
津	四五〇	
岐阜	四二〇	
大阪	二八一	昭和二十一年度工事費 五九四九六三七七圓
京都	七五八	
岡山	三七八	
鹿兒島	四五一	
福島	四七九	

一、連合軍關係電信電話施設の維持に要する増員

- 逓信事務官（二級） 二人
- 逓信技官（二級） 三十三人
- 逓信事務官（三級） 四十九人
- 逓信技官（三級） 三百九十六人

理由

昭和二十一年度において竣工した連合軍關係電信電話施設を維持する要員として、前掲の増員を必要とする。その算出内譯等は次のとおりである。

要員算出内譯

一、總括

區別	電信關係		電話關係		合計	査定
	管理要員	現業要員	管理要員	現業要員		
二級事務官	一		二		三	二
二級技官		四	一	三六	四一	三三
三級事務官	一六		四五		六一	四九
三級技官	三	一九二	七	二九三	四九五	三九六
計	二〇	一九六	五五	三二九	六〇〇	四八〇

二、管理要員

計	電 話 關 係	電 信 關 係	區 別 數 量 算 出 率	算 出 人 員	配 置	
					二級官 三級官 雇員 計	一 內 課
1703	1842	661	五分	118	33	1
				93	33	1
				3	1	1
				61	16	1
				51	11	1
				106	28	1
				1	1	1
				10	3	1
				8	2	1
				19	5	1

附記

事務要員、技術要員とも、算出人員の六割を三級官、四割を雇員とし、三級官算出人員の五分を二級官とする。

三、無線電信施設維持要員

合 計	休 暇 要 員 計	札 仙 熊 東	台 本 京	船橋送信所 戸塚送信所 鹿屋送信所 高砂送信所 烈々布送信所	技 術 要 員		雇 員	計
					二級	三級		
					1	80	175	256
					1	79	177	256
					1	8	17	26
					1	3	6	9
					1	2	4	7
					4	192	465	661
					4	190	466	661
					4	192	469	671

區別	局當要員										計
	一、加入者線路	二、連絡線路	三、保守材料關係	四、對外關係	五、統計	住宅用	兵舍用	計	休暇	合計	
技	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1.3
官	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	6.4
員	3.0	1.5	3.0	3.0	3.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	46.6
計	3.3	1.4	3.1	3.1	3.1	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	54.3

2、住宅、兵舍用電話線路設備保守

區別	二級技官	三級技官	雇員	計
住宅、兵舍用電話線路保守	13	64	466	543
住宅、兵舍用電話機械保守	21	178	1,008	1,207
超短波多重通信施設保守	2	51	39	92
計	36	293	1,513	1,842

1、總括
四、電話施設維持要員

區	要		員								計			
	區	別	住宅內裝置	巡	回	障礙修理	五加入者試驗	六保守材料關係	七統計及庶務	八對局設備保守		住宅用二五局	兵舍用一五局	休
			〇.五							〇.五	一三	二一	二一	二一
			〇.五							一〇	一〇五	一六八	一〇	一七八
			二.五							六〇	一八〇	八六四	一四四	一,〇〇八
										二.六	五四〇	三二四	一〇五三	一,二〇七

區	局		計
	一	當	
	一自動機械	〇.五	〇.五
	點檢		
	定期試驗		
	標準調整		
	障礙修理		
	三手動機械		
	點檢		
	定期試驗		
	障礙修理		
	三電力機械		
	點檢及調整		
	定期試驗		

3、住宅、兵舍用電話機械設備保守

4、超短波多重通信施設保守

區別	數量	算出人員			同上内		
		二級官	三級官	雇員	二級官	三級官	雇員
無線端局増設	八	〇	四	四	二	三	二
有無線連絡局増設	八	一	五	四	一	二	二
計		一	九	八	三	五	四
休暇要員							
合計		九	八	八	二	五	三

二級技官配置理由

一、無線電信關係

(1) 戸塚、船橋送信所

戸塚、船橋送信所は連合軍運用にかかり、昭和二十一年度においては更に米國製の複雑、高級にして嶄新なる無線機器が増設されたが、その保守に當つては、純兵器であるため厳正なる保守が要求されている。特に同所には、日本において未だ實現をみなかつた超短波操縦装置が設備され、その保守には優秀なる技術が必要とされており、又多數の連合軍が駐屯し監視されているので、連合軍の指示を履行するために、これら連合軍と協調し圓滑なる運営を期するため日夜並々ならぬ勞苦を嘗めてゐる。かかる状況において、これら高級機器の保守を完璧ならしめるためには、技術卓越して學識經驗豊富なる二級技官を更に配置する必要があるのである。

(2) 烈々布送信所

烈々布送信所は、進駐軍第九軍團の命により札幌地區現地部隊と第

九軍團司令部（仙台）及び第八軍司令部（横濱）その他との連絡に當つては、司令部關係の重要なる通信を疏通しているため、同所に進駐軍が駐在し、嚴重なる保守を申渡されており、従つてこれら進駐軍と緊密なる連絡を遂げるとともに、完璧なる保守を期するためには、所長要員として技術卓越して經驗豊富なる二級技官の配置を必要とするものである。

三、連合軍住宅兵舎電話施設

連合軍住宅兵舎電話施設の技術的特徴とするところは、我國の工事設計標準に従えば市外通話區域となるべき電話交換も、數局を合して一つの複局制の市内交換網とするより要求されるため、通話能率、ダイヤルインパルス傳送の條件に適する如く新規に特殊の技術設計を必要とする。例えば江田島、海田市、吳、廣の複局交換の如きはその一例である。又連合軍においては、右電話施設に對し、接續事故率が一〇〇分の五の如き非常に高度の良サービスを要求し、且つこれを常に嚴重に監視されている。現在復興整備工事後の東京においてさえ、

一般電話は一〇〇〇分の二〇〇程度である。従つて我國の標準にあらざる前項の如き電話交換網を形成する連合軍住宅兵舎電話のサービスを連合軍の要求通り遂行するためには、線路及び機器の性能等を知悉し、これに適合せる高度の保守技術を必要とするのである。従つてこれらの工事及び維持を直接擔當する電氣通信工事局の關係課長要員として、技術優秀なる二級技官の配置を必要とするものである。

三、超短波施設

青森、函館間超短波多重通信施設は連合軍より貸與を受けた機器により構成されているが、これらの機器は我國において未だ使用されていない新規方式を使用しているため、その運用に當つては連合軍と緊密な連絡をとり、指導を仰ぐとともに、現場の各擔當者の技術を向上し、保守の萬全を期することによつて始めて安定せる通話を確保することができるのであり、このために、仙台無線電氣通信工事局野内中繼所及び札幌無線電氣通信工事局當別中繼所長要員として學識經驗豊富な二級技官の配置を必要とするものである。

参考

無線電信施設調書

區別	船橋	戸塚	鹿屋	高砂	烈々布
五〇ワット送信機					
一〇〇ワット	六		二	二	
二五〇ワット				一	
四〇〇ワット					
五〇〇ワット	一〇				三
一キロワット	一				一
一五キロワット	二				
二キロワット	二	八			
三キロワット	四	二			
五キロワット	八				
一五キロワット	四				

區別	船橋	戸塚	鹿屋	高砂	烈々布
五〇キロワット送信機	二				
一〇〇ワットピーコン			一		
四〇馬力發動發電機					
六〇馬力					
八〇馬力					
九〇馬力	一				
九五馬力					
四五〇馬力	二				
五一〇馬力					
超短波操縦装置	四				

一、通信官署の機能強化に要する増員

通信事務官（三級） 四万二千八百七十四人
 通信技官（三級） 二千九百三十六人

理由

通信事業を整備復興して日本再建の基盤たらしめるためには、その現業第一線部局たる通信官署の機能を全面的に強化する必要があるが、今回その方策として人的構成を整備刷新することとし、これによつて現業中堅職員の地位を向上安定させ、職退避の防止を計り、又志氣と責任感の昂揚とによつて能率の向上を期し、以て危局にある事業の円滑なる運営に資することとしたが、これに伴つて、部内における待遇官吏及び雇員たる各種現業職員を三級官に組替えるため、前掲のとおり増員を必要とするものである。その組替内訳等は次のとおりである。

一、定員組替調書

区	別	事務官	技官	計	備考
		通信手を通信事務官に組替	二〇一八	二〇一八	集配特定局の全員を組替える。
		通信手を通信事務官又は通信技官に組替	二六二三六	二九三六二	昭和二十一年度予算定員五七〇五人中、予算定率九〇〇円のものゝを組替える。
		電話主事補を通信事務官に組替	四四〇七	四四〇七	勤続七年以上の者を組替える。
		雇員たる為替貯金窓口従事員を通信事務官に組替	一〇二一三	一〇二一三	前年度組替配置局二六八七局を除き、特定局一局当二人を組替える。
計			四二、八七四	二九、三六四	五八、一〇

三、事業別組替内訳

区別	事務官に組替			合計
	通信手	通信手	技官に組替	
郵便関係	六〇三三三、一一四	一三七一七	一三七一七	
電信関係	三二六三、三七五	三七〇一	三七〇一	
電話関係	一、〇八九	五四九六	五四九六	
工務関係		二、九三六	二、九三六	
貯金関係		一〇、二一三	一〇、二一三	
保険年金関係	九七四七	九七四七	九七四七	
計	二、〇一八二六、二三六	四四、〇七一〇、二一三四二、八七四	二、九三六四五、八一〇	

三、通信手を通信事務官に組替理由

通信手は特定郵便局における事務運行の中核として永年勤続し、郵便、電信、電話、爲替貯金、保険年金等取扱事務の全般に亘り統括の地位にあるのみでなく、部下従事員を指導監督して局務の運行を円滑ならしめる重大な責任を有しているが、現在の身分は三級官待遇たるに止まつて、部下統率上においても、又その職責に対しては、処遇が極めて低いので、その待遇の是正を図るため、これを本官たる三級の通信事務官に組替える必要があるのである。

四 逓信手を逓信事務官又は逓信技官に組替理由

逓信手は郵便物、電報等の集配、逓送或いは貯金、保険等の局所外現金の取扱又は電氣通信用機械、線路の工事等の現業事務に従事する雇員の現場統括者であつて、永年勤続し、多数の部下従事員を指導監督して、現場業務の円滑な運行については、その第一線指揮者として重大な責任を果してゐるものであるが現在の身分は三級官待遇たるに止まつて、部下統率上においても、又その職責に対しても処遇が極めて低いので、その待遇の是正を図るため、これを本官たる三級の逓信事務官又は逓信技官に組替える必要があるのである。

五 電話主事補を逓信事務官に組替理由

電話主事補は永年勤続し、電話交換業務の中堅要員であつて、相当数の電話事務員に対し、実地について交換実務の指導訓育に當つてゐるものであるが、最近著しく低下してゐる電話サービスを改善して業務能率を増進するには、電話主事補の努力にまつところが頗る多いのである。然るに、現在電話主事補の身分は雇員であつて、部下統率上においても、又その職責に対しても、その処遇は低きに過ぎるので、これを本官たる三級の逓信事務官に組替えて、以て事業の円滑な運行を期する必要があるのである。

六、爲替貯金窓口従事員を逓信事務官に組替理由
 郵便局における爲替貯金の窓口事務は爲替、貯金、振替、証券保管
 國庫金の受拂等廣汎多岐に亘り、事務の内容も極めて複雑であつて、
 單に現金の出納に関するものから、権利の内容に及ぶものもあり、且
 つ各階層に属する利用者は窓口に殺到するので、その間に処して事務
 の円滑を期し、公衆の需要に應ずるためには、高度の知識と練達とを
 必要とするところ、現在特定郵便局の窓口従事員は殆んど全部雇員を
 配置しており、遺憾ながら屢々世評の対象となる実状であるから、こ
 の際窓口事務を強化して一般公衆の利便を図るため、これらの従事員
 を事務官に組替える必要があるのである。

参考

逓信、鉄道職員定員比較調査

区別	三級雇員	計	(1)の(2)に對する割合
昭和二十一年度 帝國鉄道特別會計	一六六三六六四二、九六〇五八八三二六		〇二八
同 逓信事業特別會計	七二五六六三九三、九八三四六六五四九		〇一六
昭和二十二年 國有鉄道事業特別會計	一七三八三一四四二、一八二六一六〇一三		〇二八
同 逓信事業特別會計	一三四三六五三三八、四四二四七二、八〇七		〇二八

一、監察機能の強化刷新に要する増員

逓信事務官（三級） 三十五人

理由

監察事務の圓滑な運営を圖りその實效を擧げるため、各管理事務分掌局に、逓信局との連絡及び管内特定郵便局の自治監査事務の統轄要員を配置するに伴つて、前掲の増員を必要とする。

一、逓信相談所の機能強化に要する増員

逓信事務官（三級） 二百一人

理由

逓信相談所は開設以來極めて活潑な利用状況を示し、公衆の持ち込む各般の問合せや事故調査について顕著な成績を挙げているのであるが、各相談所とも、その要員は差繰り配置のため何れも手薄の現状にあるので、差向き主要な郵便局及び電話局に専務要員を配置してその運営に遺憾のないようにするため、前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

東	長	名	金	大	廣	松	熊	仙	札	計
京	野	屋	澤	阪	島	山	本	台	幌	
五〇	七〇	二〇	三六	三七	一五	一六	二四	一三	一七	
一四	二四	一四	一〇	一〇	三	三	一六	一	三	
計	六四	九四	二四	七四	一八	一六	三六	一四	〇	二二九
同上中配置局	五六	一八	二一	六	四二	一六	五	二	一	二〇一

附記 既往の相談所利用状況等に徴して特に必要のないと認められた局を除き、原則として、分課設置郵便局（鐵道郵便局を除く）及び電話局に一局一人配置することとする。

参考

逓信相談所利用状況調査 (昭和二十一年六月乃至十月)
一、事業別件数

事業別	六月	七月	八月	九月	十月	計	割合
郵便関係	2,379	2,866	3,563	4,632	3,662	17,102	5%
電信関係	1,158	1,210	2,113	2,039	2,029	9,569	3%
電話関係	1,106	6,610	1,459	1,108	1,139	5,700	1%
爲替貯金関係	4,281	4,567	3,858	4,521	3,831	20,629	6%
保険年金関係	806	3,736	4,130	4,192	4,110	19,374	6%
その他	2,716	5,843	1,770	2,491	2,348	9,919	4%
計	6,437	57,483	64,733	69,781	62,729	318,863	

二、事項別件数

事項別	六月	七月	八月	九月	十月	計	割合
公衆の過失又は誤解に因るもの	1,747	1,589	1,681	2,268	2,041	9,336	3%
不可抗力等に因るもの	3,076	2,525	3,217	2,982	2,728	14,538	5%
官の責に歸すべきもの	5,365	5,263	4,875	5,402	5,399	26,306	8%
原因不明のもの	6,882	5,765	6,211	7,015	5,166	31,039	10%
原因調査中のもの	4,037	5,102	4,655	4,853	4,463	23,110	7%
計	20,037	27,283	24,733	29,781	26,729	144,663	

一、通信官署の三級官局課長を二級官に組替に伴う増減員

逓信事務官 (二級) 増員	十四人
同 (三級) 減員	十四人

理由

通信事業の現業第一線部局たる郵便局において、業務運行の圓滑を計るためには、基幹職員たる局課長の手腕力量にまつところ極めて大きいものがあるので、今回特に業務取扱上格別の管理を必要とする主要郵便局の局課長に練達堪能な二級官を配置することとし、そのため前掲のとおり組替増減員を必要とする。その配置内譯等は次のとおりである。

一、組替配置内譯

區別人員	配置内譯
鐵道郵便局長 四	長野、金澤、米子、旭川
郵便局郵便課長 六	名古屋中央、七條、神戸中央、廣島、門司、函館
郵便局貯金保険課長 四	東京中央、横浜、名古屋中央、神戸中央
計 一四	

二 鐵道郵便局長に二級事務官配置理由

鐵道郵便業務は郵便事業運行の中軸をなすものであるが、その業務の性質上運輸省側その他外部との連絡折衝を要する事項が極めて多く又その従事員は殆んど總て道府縣の廣範圍に亘つて個々に分散乗務しているため、これを監督指導して業務の圓滑な運行を期するためには、鐵道郵便局長に、従事員の統率力にすぐれ、専門的知識の豊富な二級事務官を配置する必要があるのである。

三 郵便局郵便課長に二級事務官配置理由

郵便事業の運送を確保するためには、繼越局における業務の運行を良好ならしめることが絕對に必要であるが、現在繼越事務は種々の悪條件に禍されて極めて困難な状態にあるので、これを整備強化して業務の圓滑な運行を促すため、主要繼越局の郵便課長に、有能にして經驗に富む二級事務官を配置する必要があるのである。

四郵便局貯金保険課長に二級事務官配置理由

現下の経済事情に鑑みて、國民貯蓄の増強を圖ることは喫緊の要務であり、その一環として郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の有する使命は極めて重大であるが、大都市においては、都市内に郵便局の數も多く、中央郵便局の動向は直ちに他の郵便局の動向を左右することが多いので、これらの事務を積極的に、強力に推進せしめるとともに、資金、過剰金の受授等に伴う莫大な額に上る現金の取扱に遺憾のないことを期するためには、主要局の貯金保険課長に、知識経験豊富にして有能な二級事務官を配置する必要があるのである。

参考

二級官配置局課定員調査

區別	定員	郵便課定員	貯金保険課定員
長野鐵道	一一八	三一五	一一五
金澤鐵道	一三二	一五九	一三〇
米子鐵道	八四	一四一	一六三
旭川鐵道	一〇四	一五九	一三三
七條	六一四	三一五	一一五
廣島	三九四	一五九	一三三
門司	五四〇	二四一	一三三
函館	四四六	二一一	一三三
名古屋中央	四六三	二七八	一三五
神戸中央	八〇二	二七八	一三五
東京中央	八四八	三〇七	一六三
横浜	三七六	三〇七	一三三

一、従業員の再教育強化に要する増員

逓信事務官（二級） 六十個人
同（三級） 百七十一人

理由

従業員の再教育を強化するため各逓信局に教養課を設置するとともに、その下部組織として各都道府県に養成所を設けて組織的な再教育を実施する豫定であるが、服務の関係などで到底全員を対象とする事は不可能であり、各現業局においても教養事務を専掌する組織を設けなければ所期の効果を挙げ得ないので中央局又は大局に教養課を設置するとともに、その他の主要局に教養主事を配置して専修部業務科關係の教育の実施、諸種の講演會の開催、良書購入の斡旋その他當該局従業員の教養の向上等細部に亘り再教育を強化するため前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	二級官	三級官	計	備考
東京	一〇	二五	三五	教養課設置局 東京中央、東京鐵道、横濱、水戸、宇都宮、前橋 甲府各郵便局、東京中央電信局、東京中央電話局、東京工事局
長野	三	六	九	教養課設置局 長野、新潟、松本各郵便局
名古屋	六	一七	二三	教養課設置局 名古屋中央、名古屋鐵道、靜岡各郵便局、名古屋中央電信局、名古屋中央電話局、名古屋工事局
金澤	三	六	九	教養課設置局 金澤、福井、富山各郵便局

原本不明瞭

區別	二級官	三級官	計	備考
大 阪	九	二五	三四	<p>教養課設置局</p> <p>大阪中央、大阪鐵道、京都、七條、神戸中央、奈良各郵便局、大阪中央電信局、大阪中央電話局、大阪工專局</p>
廣 島	五	一四	一九	<p>教養課設置局</p> <p>廣島、下關各電信局、廣島電話局</p>
松 山	五	二一	一六	<p>教養課設置局</p> <p>松山、高松、高松鐵道、德島、高知各郵便局</p>
				<p>熊本、熊本鐵道、博多、佐賀、大分、宮崎、鹿兒</p>

區別	二級官	三級官	計	備考
熊 本	一一	二九	四〇	<p>島、門司各郵便局 福岡中央長崎各電信局、門司電話局</p> <p>教養課設置局</p> <p>長崎各電信局</p>
仙 台	七	一七	二四	<p>仙台、仙台鐵道、青森、盛岡、秋田各郵便局、仙台電信局、仙台電話局</p> <p>教養課設置局</p> <p>山形、福島各郵便局</p>
札 幌	五	二一	二六	<p>教養課設置局</p> <p>札幌、札幌鐵道、函館、小樽各郵便局、札幌工專局</p> <p>教養主事配置局</p> <p>旭川、釧路、帯廣、室蘭各郵便局、札幌、函館各電信局、札幌、函館各電話局</p>
計	六四	一七一	二三五	

郵便貯金事業の戦災復舊に要する増員

通信事務官（三級）

百五人

理由

今次の戦争により災害を蒙つた郵便貯金事業の、復舊に要する人員として前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

要員算出内譯

區別	事務種目	取扱數	平均箇月	一人一箇月取扱能率	所要人員	同内譯	算出人員の五分
郵便	亡失申告書受理	六六九〇〇〇	五五七五〇	四七五	一一七四		
	再度通帳等請求書受理	一七五二〇〇〇	一三六八三三	四七五	二八八一		
貯金	預入申込書受理	一七五一四〇〇〇	一七五三〇八三	五〇〇〇	二八八六		算出人員の五分
	事故及び雜務				三〇七		
證券	亡失申告書受理	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇	三三〇		
	再度請求書受理	一六八二〇〇〇	一六八二〇〇〇	一六八二	一六八二		算出人員の五分
保管	計				三二七〇	九五	
	事故及び雜務						
替	亡失申告書受理	二〇〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇	一五八		
	受拂未着生計書受理	一六八八〇	一六八八	一六八	一六八		
貯	事故及び雜務				〇九		算出人員の五分

區別	事務種目	取扱數	平均箇月	一人一箇月取扱能率	所要人員	同内譯	算出人員の五分
合	計				一六六	六	
	定計				一〇六五	一三	
查	前年度成立人員				二六二	七四五	
	定計				二七三	七四五	
差引	増員				一八九	一〇五	
	減員					八四	

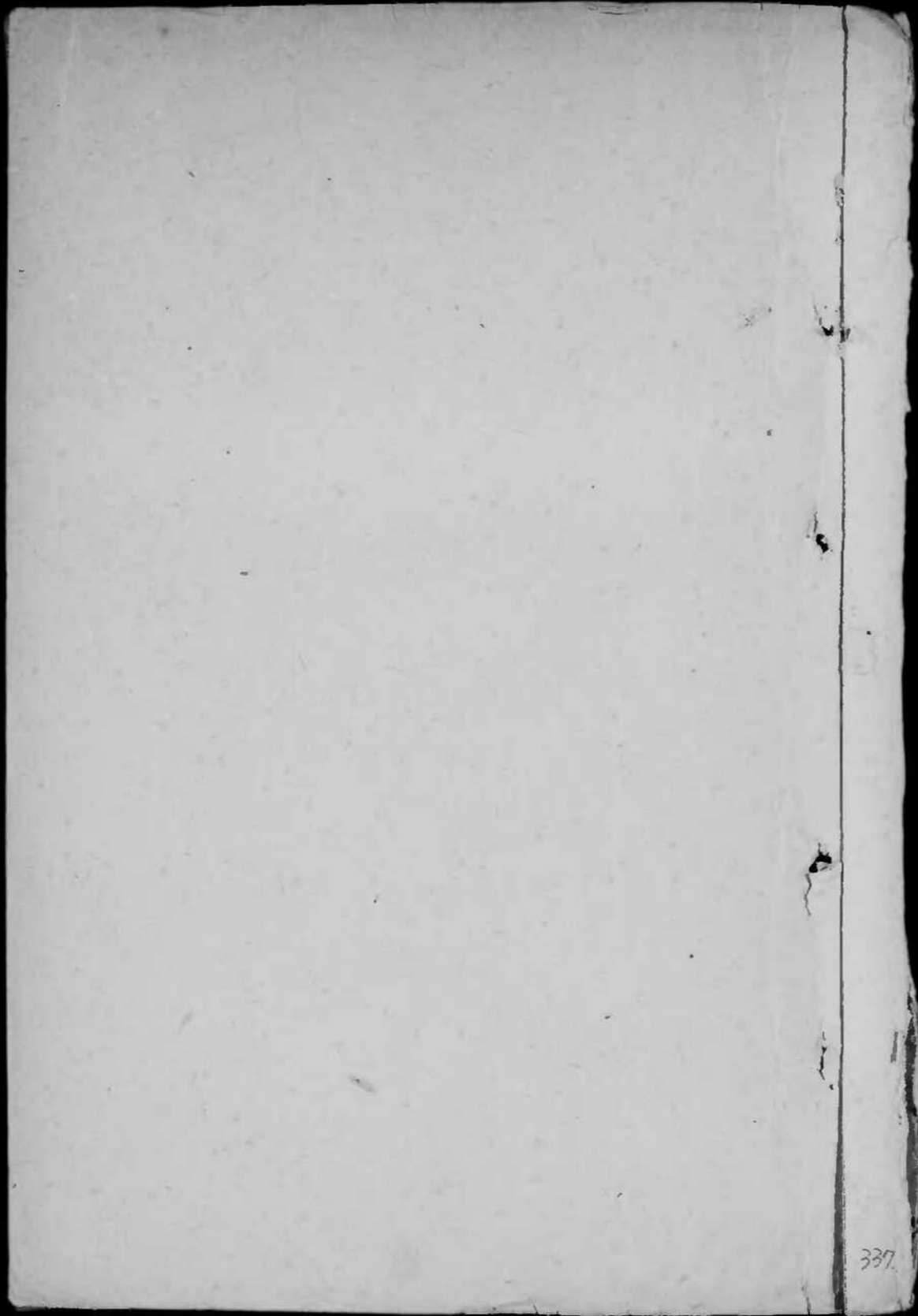
一、現業従業員の現場給食の實施に伴う増員
 逓信事務官（三級）二百五十五人

理由

現下の食糧事情に鑑み、事業の強力な推進を圖るためには従業員の食生活の保全が絶対に必要であるので、今般、逓信官署における給食設備を整備して、深夜勤務者及び勞務者に對して現場給食を行うこととしたが、差向き定員三百人以上の主要現業局に對してこの施設を實施することとし、これに伴つて前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

要員算出内譯

區	別	局數	一、局當配置人員		配置人員		分掌事項
			三級官	三級官	三級官	三級官	
定員	三〇〇人以上	一一二	一	三	四	一一二	一、勞務加配米の需給計畫及び給食施設の運営に關する諸般の企畫 二、燃料、調味料、副食物等の入手に關し、部外關係機關との折衝 三、物品及び金銭の出納、管守及びその監査 四、給食施設運営に伴う收支決算
同	七〇〇人未滿	四五	二	四	五	九〇	
同	一、〇〇〇人未滿	一二	二	五	七	二四	
同	一、五〇〇人未滿	四	二	六	八	二四	
同	二、〇〇〇人未滿	二	三	九	一二	一八	
同	二、〇〇〇人以上	五	三	一一	一四	二四	
計		一八〇	一四	二五	六九	九五〇	



387

